

平成 27 年度 大学機関別認証評価  
自 己 点 檢 評 價 書  
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015) 年 6 月  
高松大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	6
基準1 使命・目的等 ······	6
基準2 学修と教授 ······	13
基準3 経営・管理と財務 ······	48
基準4 自己点検・評価 ······	62
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価 ······	68
基準A 地域連携 ······	68
V. エビデンス集一覧 ······	76
エビデンス集（データ編）一覧 ······	76
エビデンス集（資料編）一覧 ······	77



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

#### 建学の精神

対話にみちみちた ゆたかな人間教育をめざす大学  
自分で考え、自分で行なえる人間づくりをめざす大学  
個性をのばし、ルールが守れる人間づくりをめざす大学  
理論と実践との接点を開拓する大学

高松大学（以下「本学」という）の「建学の精神」は、本学の母体となる高松短期大学の建学の精神を受け継いだものである。高松短期大学を創立したのは昭和44(1969)年であり、時あたかも日米安保条約更新を翌年に控え、世の中は騒然とし、全国各地の大学では学園紛争の嵐が吹き荒れていた時期である。本学創立者たちはその状況を憂い、学生と教員とがしっかりと信頼関係で結ばれた、理想的な高等教育機関を創りたいと考えた。本学の「建学の精神」には、この思いが込められている。

すなわち、高松短期大学の建学の精神である「対話にみちみちた ゆたかな人間教育をめざす大学」には、学生と教員とが信頼の絆でしっかりと結ばれ、互いに切磋琢磨し、全人格をぶつけ合える大学にしたい、「自分で考え、自分で行なえる人間づくりをめざす大学」には、いたずらに周囲の者に付和雷同することなく、自分自身の考えを持ち自立的自立的であって欲しい、「個性をのばし、ルールが守れる人間づくりをめざす大学」には、自主性、自立性は持つが、社会の規律、規範は尊重する人間になって欲しい、「理論と実践との接点を開拓する大学」には、単なる理想論でなく、現実への実践に厳しく裏付けられた理論であって欲しい、という深い思いがそれぞれ込められている。これらの「建学の精神」を受け継ぎ、更なる教育の高度化を図ることを目的として、平成8(1996)年、本学を開学した次第である。

本学の教育は、この精神を反映するべく行われているわけであるが、これらは、平成18(2006)年に明文化した「教育理念」では下記のように表現されている。

#### 教育理念

1. 対話に基づく豊かな人間教育
2. 調和と主体性を培う教育
3. 個性と創造性を伸長する教育
4. 社会に即応できる実践能力を養成する教育

### 2. 高松大学の使命・目的

「高松大学学則」第1条に、「高松大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術とその応用を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を持つ有為の人材を育成し、もって人類社会の発展と学術、文化

の進展に寄与することを目的とする。」と規定している。ここには、建学の精神が顕示されてはいないものの、教育基本法、学校教育法に則った記述と、理想的な大学を創りたいという創立者たちの思いを込めた建学の精神が相まって、本学がめざすところを示している。

そして、平成 18(2006)年に建学の精神をより具体化した「教育目標」を明文化し、「学長のビジョン」、「教育方針」とともに、本学がめざす大学の姿、さらには、どのような教育を行い、どのような力を養い、どのような人間を育成しようとしているか、を明示し、全教職員が一丸となって、その目標に向って日々努力している。この「教育目標」は、平成 21(2009)年度に見直しを行い、平成 22(2010)年度に更新している。また、「学長のビジョン」、「教育方針」については、学生のための大学づくりをめざすため、平成 14(2002)年度に学長より全教職員に提言の後、定められたもので、平成 23(2011)年度の「高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会」において見直しを行い、平成 24(2012)年度に更新している。さらに、平成 24(2012)年度に文言の一部変更が図られ、平成 25(2013)年度に更新した。

#### 教育目標

1. 研究室制度を基盤とし、学生と教員との対話をもとに、豊かな人間教育が行われることをめざします。
2. 自然や文化、芸術、体育などの幅広い教養教育を行い、調和の取れた心身の発達を促し、総合的判断力や主体的行動力を培う教育をめざします。
3. 知識基盤社会における幅広い知識と柔軟な思考力の育成に努めるとともに、個性を伸ばし、社会性を身に付け、創造性を発揮できる人材を育成する教育をめざします。
4. 実践、実習に重きを置いた専門分野の学習や研究を通して、地域社会や職業現場に即応できる能力や態度を育成する教育をめざします。

#### 学長のビジョン

人間の無限の可能性を信じて、教育に果敢に挑戦する熱意の醸成と建学の精神を具現化するため、正課はもとより正課外においても学ぶことのできる教育環境の整備とその支援に努めることにより、本学に入学したことに喜びを感じることのできる、学生のための学園を構築します。

このことにより明朗闊達で品格を備え、豊かな人間性と個性をもち、未来を開く教養と専門性を備えた幅広い職業人の養成をはかり、地域社会に貢献できる大学をめざします。

#### 教育方針

建学の精神および学長のビジョンをめざし、「学生のための大学であること」を指導の根幹に据え、建学の精神を体現化した研究室活動・演習（ゼミナール）活動をベースに教育責任を果たし、本学の社会的責任を遂行するため、つぎの教育方針をさだ

めます。

1. 学生のための大学であることを自覚し、「より良い教育の開発工夫と実践」を最優先課題とします。
2. 学生一人ひとりの対話を基本として学生の教育指導に当たります。
3. 学生指導に当たっては、人としての基本的人権及び人格を最大限尊重し、学生の利益を最大限に尊重します。
4. 教育活動においては、学生の理解度を正確に認識するとともに、内容・方法等についても、自己点検・評価を常に行い、よりよい教育の実践をめざして、つねに自己改善をはかります。

### 3. 高松大学の個性・特色

建学の精神を体現し、大学生として意義深い生活を経験するため、本学では「研究室制度」を設けており、学生はいずれかの研究室に所属することになる。すなわち、研究室は学生にとって生活の本拠であり活動の単位である。研究室では、学生と教員とが学問研究を通じて切磋琢磨しあうとともに、学生相互のコミュニケーションを図ることによって、心のコミュニケーションを確保する。

「研究室制度」により、教員は研究室所属学生の学修成果を的確に把握し、一人ひとりの学習面にとどまることなく、生活面に至るまで支援することになる。さらに、教員間での連携が密に行われ、学生に関する情報が共有される。のみならず、教員と職員が日常的に連携することによって、キャリア支援教育の充実と学生支援の推進がなされ、就職指導及び支援において大きな成果を達成できている。

このような「対話」にみちみちた環境の中で、教職員や友人との意思の疎通を図り、相互に理解することによって、円滑な人間関係や信頼される人間関係を築くことが大切であると本学では考えている。また、一人ひとりが互いに向かい合い、相互に理解を深めることを基盤として、それぞれが自分の能力や個性を発見し、それを磨き、高め、心豊かな人格を形成するとともに、集団の中でルールを守る等の社会性も身に付けられるのである。さらに、本学は、地域社会における大学の役割を認識し、地域連携にも努めている。

このように、本学では「対話」を基盤に据えた教育を行うという理念のもと、地域社会に役立つ人間づくりに励むとともに、心豊かな人間の育成をめざしている。「建学の精神」に基づいた「学長のビジョン」には、「本学に入学したことに喜びを感じることができる、学生のための学園を構築します。」、「幅広い職業人の養成をはかり、地域社会に貢献できる大学をめざします。」等が含まれており、本学の個性・特色としている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

学校法人四国高松学園が設置した教育研究機関は、本学、高松短期大学、高松東幼稚園であり、そのうち本学は最も新しく、平成8(1996)年4月に開学した。本学園の創立者たちは、昭和30(1955)年に、研究的で非営利的な、理想的な幼稚園を創ろうと高松幼稚園を開設し、翌年、財団法人児童研究所も開設した。高松幼稚園の入園希望者が増加してきたので、園外保育場として使っていた場所に、新たに高松東幼稚園を開設した。

そして、高松幼稚園、高松東幼稚園での十数年にわたる経験、研究成果から、「現代社会において最も必要なものは、母となる女性の教育である」との結論に至り、昭和44(1969)年に高松短期大学（児童教育学科）を開学した。この短期大学では、学生と教員とが互いに信頼の絆でしっかりと結ばれた、理想的な大学であらねばならないとの願いが、設立時の建学の精神に込められている。その後、保育科第二部、音楽科、秘書科を次々と開設し、地域社会に貢献する人材の育成に力を注いできた。

この高松短期大学での30年あまりにわたる教育実績を基にし、特に秘書科でのビジネス実務教育を踏まえて、平成8(1996)年に本学を開学し、経営学部産業経営学科を開設した。その後、マネジメントシステム学科の増設や高松大学大学院経営学研究科の開学、学科名称の変更、マネジメントシステム学科の募集停止等を行った。平成18(2006)年には、高松短期大学で40年あまりにわたって培ってきた児童教育・児童教育の実績を踏まえ、子どもをより深く研究し、児童教育、初等教育に貢献できる人材の養成をめざして、発達科学部子ども発達学科を開設した。

### 高松大学の沿革

昭和43(1968)年 6月	学校法人高松学園認可、高松東幼稚園経営
昭和44(1969)年 4月	高松短期大学児童教育学科を開学
昭和46(1971)年 1月	法人の名称を四国高松学園に変更
平成 8(1996)年 4月	高松大学経営学部（産業経営学科）を開学
平成12(2000)年 4月	高松大学大学院（経営学研究科）を開学
〃	高松大学経営学部（マネジメントシステム学科）を開設
平成14(2002)年 4月	高松大学留学生別科を開設
平成15(2003)年 4月	高松大学経営学部（産業経営学科）を（経営学科）に学科名称変更
平成18(2006)年 4月	高松大学発達科学部（子ども発達学科）を開設
〃	高松大学経営学部（マネジメントシステム学科）の学生募集停止
〃	高松大学留学生別科の学生募集停止
平成23(2011)年10月	高松大学経営学部（マネジメントシステム学科）の廃止

### 2. 本学の現況

- ・ **大学名** 高松大学
- ・ **所在地** 香川県高松市春日町960番地
- ・ **学部構成**

学部・研究科名		学科・専攻名
学 部	経営学部	経営学科
	発達科学部	子ども発達学科
大学院	経営学研究科	経営学専攻

・ **学生数、教員数、職員数** (平成 27(2015)年 5 月 1 日現在)

【学生数】

学部名	学科名	1年次	2年次	3年次	4年次	計
経営学部	経営学科	81 人	50 人	67 人	79 人	277 人
発達科学部	子ども発達学科	60 人	65 人	54 人	56 人	235 人
	計	141 人	115 人	121 人	135 人	512 人
研究科名	専攻名	1年次	2年次	計		
経営学研究科	経営学専攻	3 人	7 人	10 人		

【教員数】

( ) 内は兼任者数

学部・研究科	専任教員					助手	兼任 教員
	教授	准教授	講師	助教	計		
経営学部	10 人	4 人	3 人	3 人	20 人	1 人	33 人
発達科学部	9 人	8 人	3 人	1 人	21 人	0 人	42 人
経営学研究科	(9)人	(2)人	(2)人	(0)人	(13)人	(0)人	9 人
計	19 人	12 人	6 人	4 人	41 人	1 人	84 人

【職員数】

専任職員	非常勤職員	合計
25人	1人	26人

本学は、香川県の県庁所在地である高松市（地方中核都市：人口 42 万 615 人（平成 27(2015)年 5 月 1 日現在）にあり、美しい瀬戸内海に面し、源平合戦の舞台となった屋島を間近に望む風光明媚な場所に位置している。現在、学士課程は、経営学部経営学科（入学定員 105 人）、発達科学部子ども発達学科（入学定員 70 人）の 2 学部 2 学科体制であり、収容定員は経営学部 430 人、発達科学部 288 人、合計収容定員は 718 人である。大学院は入学定員 10 人、収容定員 20 人である。

### III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 【大学】

・大学については、「高松大学学則」第 1 条に、目的として以下のとおり明確に定めている。そして、第 3 条の 2 に、学部及び学科の目的として以下のとおり明確に定めている。

###### 【資料 1-1-1】

###### 第 1 条（目的）

高松大学（以下「本学」という）は、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術とその応用を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を持つ有為の人材を育成し、もって人類社会の発展と学術、文化の進展に寄与することを目的とする。

###### 第 3 条の 2（学部及び学科の目的）

一 経営学部経営学科は、豊かな人間性の涵養に努めるとともに、経営、経営情報及び会計の各分野における高度の学理と技能を備え、それを企業経営活動に応用して地域の活性化や社会の要請に応えることのできる有能な人材を育成することを教育研究上の目的とする。

二 発達科学部子ども発達学科は、乳幼児期から学童期における子どもの成長・発達を究明し、個々の子どもに応じた支援をするために、保育・教育の場における、専門的知識と技能に裏付けられた実践的能力を有する人材を育成することを教育研究上の目的とする。

###### 【大学院】

・大学院については、「高松大学大学院学則」第 2 条に、目的として以下のとおり明確に定めている。そして、第 6 条の 2 に、研究科・専攻の目的として以下のとおり明確に定めている。【資料 1-1-2】さらに、人材養成の目標を『大学院履修要項』【資料 1-1-3】に記載している。

## 第2条（目的）

本大学院は、高松大学（以下「本学」という）の目的使命に則り、基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その精深な学識を極めて、学術、文化の進展に寄与する人物を育成することを目的とする。

## 第6条の2（研究科・専攻の目的）

経営学研究科経営学専攻は、建学の精神に基づき、経営学の高度で専門的な理論を修得するための研究及び実践能力の涵養を通じて、新しい経営戦略を決定できる専門性の高い人材を養成することを教育研究上の目的とする。

### 1-1-② 簡潔な文章化

- ・高松大学（以下「本学」という）の「高松大学学則」、「高松大学大学院学則」、「建学の精神」、「教育理念」、「教育目標」、「学長のビジョン」、「教育方針」は平易に簡潔に文章化している。また、『入学案内』【資料1-1-4】、『学生便覧』【資料1-1-5】【資料1-1-6】【資料1-1-7】に一部記載し、「高松大学・高松短期大学公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という）」【資料1-1-8】【資料1-1-9】【資料1-1-10】すべて公表している。

#### （3）1-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・これまでの点検・評価の内容を踏まえ、使命・目的の意味・内容をさらに具体的かつ明確にするために、簡潔な文章化に努めながら、地方大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、「高松大学・高松短期大学総務教学委員会（以下「総務教学委員会」という）」【資料1-1-11】において、本学の使命・目的及び教育目的の見直しをするとともに、更なる改善・向上を図る。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

##### （1）1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

##### （2）1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

- ・建学の精神を体現し、大学生として意義深い生活を経験するため、本学では「研究室制度」を設けており、学生はいずれかの研究室に所属することになる。すなわち、研究室は学生にとって生活の本拠であり活動の単位である。研究室では、学生と教員とが学問研究を通じて切磋琢磨しあうとともに、学生相互のコミュニケーションを図ることによって、心のコミュニティを確保する。

・「研究室制度」により、教員は研究室所属学生の学修成果を的確に把握し、一人ひとりの学習面にとどまることなく、生活面に至るまで支援することになる。さらに、教員間での連携が密に行われ、学生に関する情報が共有される。のみならず、教員と職員が日常的に連携することによって、キャリア支援教育の充実と学生支援の推進がなされ、就職指導及び支援において大きな成果を達成できている。

・このような「対話」にみちみちた環境の中で、教職員や友人との意思の疎通を図り、相互に理解することによって、円滑な人間関係や信頼される人間関係を築くことが大切であると本学では考えている。また、一人ひとりが互いに向かい合い、相互に理解を深めることを基盤としてすることで、それぞれが自分の能力や個性を発見し、それを磨き、高め、心豊かな人格を形成するとともに、集団の中でルールを守る等の社会性も身に付けられるのである。さらに、本学は、地域社会における大学の役割を認識し、地域連携にも努めている。

・このように、本学では「対話」を基盤に据えた教育を行うという理念のもと、地域社会に役立つ人間づくりに励むとともに、心豊かな人間の育成をめざしている。「建学の精神」に基づいた「学長のビジョン」には、「本学に入学したことに喜びを感じることでできる、学生のための学園を構築します。」、「幅広い職業人の養成をはかり、地域社会に貢献できる大学をめざします。」等が含まれており、本学の個性・特色としている。

・これらのうち、「研究室制度」については『学生便覧』【資料 1-2-1】、「公式ホームページ」【資料 1-2-2】で、「建学の精神」は、『学生便覧』【資料 1-2-3】、『入学案内』【資料 1-2-4】、「公式ホームページ」【資料 1-2-5】で、「学長のビジョン」は、「公式ホームページ」【資料 1-2-6】でそれぞれ明示している。

・なお、大学院では、学生が研究に打ち込めるように専用の研究室を設けており【資料 1-2-7】、そこで大学の各学部と同様に教員との関係が形成され、指導が行われており、個性・特色となっている。また、学生の教育、研究及び学位論文の指導のため、指導教員（特別演習担当教員）を置き【資料 1-2-8】、少人数教育が行われている。

## 1-2-② 法令への適合

### 【大学】

・「高松大学学則」第 1 条に、「高松大学（以下「本学」という）は、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術とその応用を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を持つ有為の人材を育成し、もって人類社会の発展と学術、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定しており、これは学校教育法第 83 条が定める大学の目的に適合している。学部及び学科の教育研究上の目的は、大学設置基準第 2 条に基づき「高松大学学則」第 3 条の 2 に定めている。

### 【大学院】

・「高松大学大学院学則」第 2 条に、「本大学院は、高松大学の目的使命に則り、基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その精深な学識を極めて、学術、文化の進展に寄与する人物を育成することを目的とする。」と規定しており、

これは学校教育法第 99 条が定める大学院の目的に適合している。研究科の教育研究上の目的は、大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき、「高松大学大学院学則」第 6 条の 2 に定めている。

### 1-2-③ 変化への対応

- ・自己点検・評価をしながら、教育改革を行い、社会情勢の変化に対応している。

#### 【大学】

・平成 20(2008)年 10 月 1 日の大学設置基準一部改正により、学部及び学科の教育研究上の目的を明確にするため、「高松大学学則」第 3 条の 2 (学部及び学科の目的) を追加【資料 1-2-9】した。また、平成 27(2015)年 4 月 1 日、「学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)」、「入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」を学則上に明記するため、「高松大学学則」第 1 条 (目的) を見直し、変更【資料 1-2-10】した。

#### 【大学院】

・平成 22(2010)年度に経営学研究科経営学専攻の人材養成の目標・目的について検討し、平成 23(2011)年 4 月 1 日、「高松大学大学院学則」第 6 条の 2 (研究科・専攻の目的) を追加【資料 1-2-11】し、「経営学研究科の人材養成の目標」を平成 23(2011)年度の『大学院履修要項』に明記した。また、平成 27(2015)年 4 月 1 日、「学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)」、「入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」を学則上に明記するため、「高松大学大学院学則」第 2 条 (目的) を見直し、変更【資料 1-2-12】した。

#### (3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

・今後も法令の改正や社会情勢等の変化に対応対応しつつ、「総務教学委員会」において、本学の使命・目的及び教育目的の見直しをするとともに、更なる改善・向上を図る。

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3 の視点》

##### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

##### 1-3-② 学内外への周知

##### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

##### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学の使命・目的及び各学部・研究科の教育目的は、「高松大学学則」、「高松大学大学

院学則」に明確に定めており、「高松大学学則」は「高松大学教授会（以下「教授会」という）」及び「学校法人四国高松学園理事会（以下「理事会」という）」、「高松大学大学院学則」は「高松大学大学院経営学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）」【資料 1-3-1】及び「理事会」で審議している。その原案作成は、教学マネジメントの中心である「総務教学委員会」で行っている。さらに、平成 20(2008)年から「事業計画」【資料 1-3-2】の説明会において、本学の使命・目的及び学部・研究科の教育目的を全教職員に対し、学長等から説明を行っており、教職員の理解と支持を得ている。

### 1-3-② 学内外への周知

- ・「高松大学学則」、「高松大学大学院学則」は、『学生便覧』【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】に記載し、学生及び教職員に周知している。「建学の精神」、「教育理念」、「教育目標」は『学生便覧』【資料 1-3-5】、『入学案内』【資料 1-3-6】に記載し、学生及び教職員に周知している。さらに、「公式ホームページ」【資料 1-3-7】に記載し、学内外に周知している。  
「学長のビジョン」、「教育方針」は「公式ホームページ」【資料 1-3-8】に記載し、学内外に周知している。

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

- ・「高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会」【資料 1-3-9】において、大学の使命・目的及び教育目的を反映した内容の「高松大学中期目標・中期計画（中長期財務計画を含む）」【資料 1-3-10】を策定した。また、各学部・研究科の教育目的を達成するため、学部・研究科毎に、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を定めている。この3つの方針は、『学生便覧』【資料 1-3-11】、『大学院履修要項』【資料 1-3-12】、「公式ホームページ」【資料 1-3-13】に記載している。

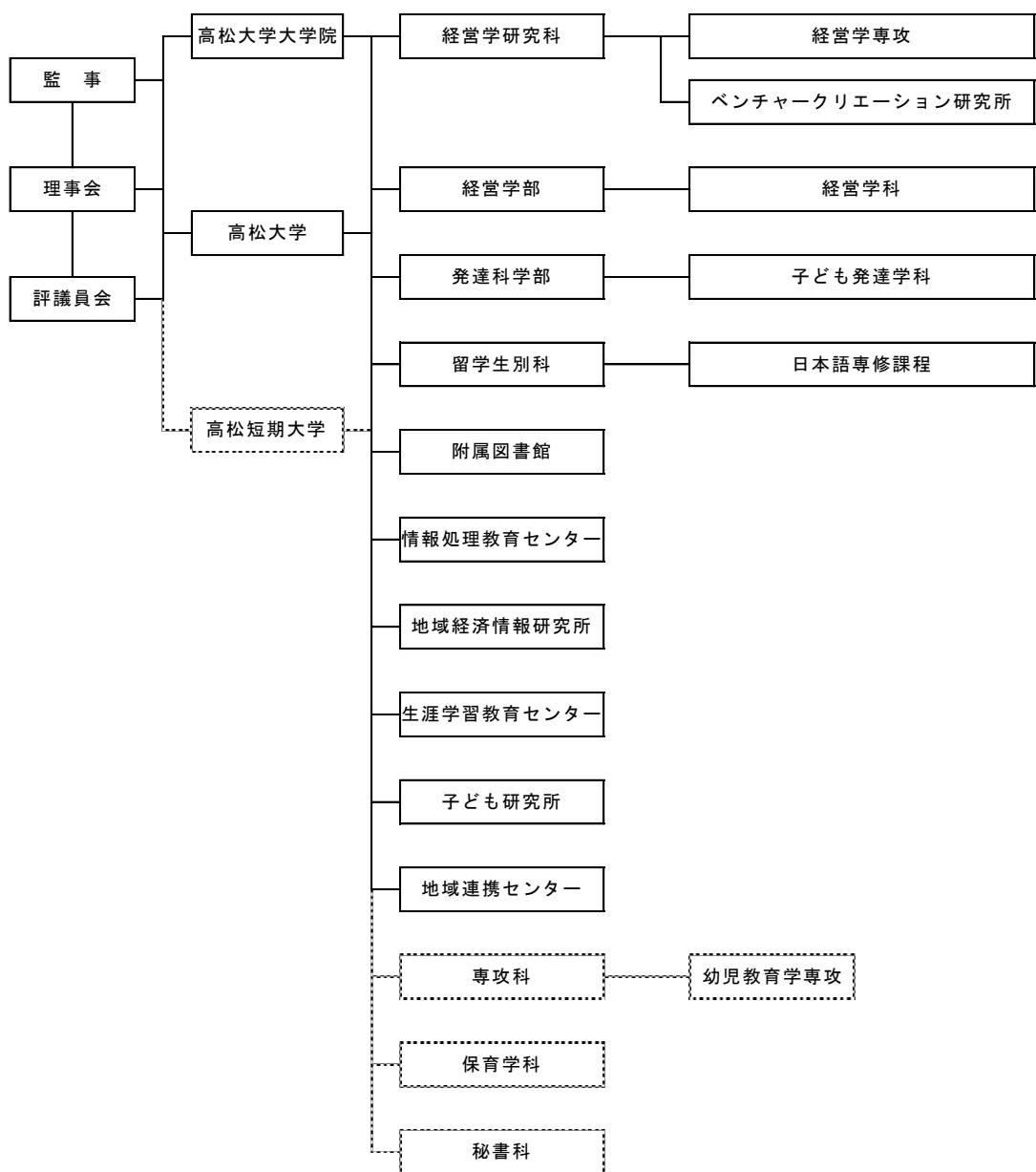
### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

- ・使命・目的及び教育目的を達成するため、図 1-1 に示す組織図において、学部及び研究科等の教育研究組織を設置し、それぞれの学部・研究科は特色あるコースを置き、教育研究活動を行っている。
- ・経営学部経営学科は、企業経営、経営情報、会計、スポーツ経営の4コース、発達科学部子ども発達学科は、児童教育、幼児教育、特別支援教育の3コース、大学院経営学研究科は、経営、会計の2コースを設けている。【資料 1-3-13】

#### 【経営学部】

- ・使命・目的を遂行するにあたって、教育目的を定め、これを遂行するための組織として、経営学部長の招集により専任教員を構成員とする「学科会議」を設けている。この「学科会議」は、経営学部全体の運営を行う教育研究組織として機能している。平成 27(2015)年度からは、経営学部長の招集する会議体であることから「学部会議」【資料 1-3-14】と呼称することになった。

図1-1 学部及び研究科等の教育研究組織



### 【発達科学部】

- これまで「学科会議」を組織しており、発達科学部長の主宰により、専任教員を構成員として、学科内の校務分掌を明確にして、学科運営や学生指導に当たってきた。平成27(2015)年度からは、学部長が主宰する会議体であることから「学部会議」【資料1-3-14】と呼ぶことになった。教育研究組織としては、児童教育コース、幼児教育コース、特別支援教育コースの担当教員をそのまま構成員としている。

### 【大学院】

- 研究科長の招集により、大学院科目担当教員を構成員とする「研究科委員会」を設けている。「研究科委員会」は大学院全体の運営を行う教育研究組織として機能している。

### (3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

・現状では、①役員、教職員の理解と支持、②学内外への周知、③中期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映、④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性について、いずれも社会情勢の変化に対応できる体制が整っており、大きな改善を要する点は見受けられないため、今後もそれぞれの内容を維持発展させていく。加えて、「総務教学委員会」、「学部会議」、「研究科委員会」においては、各学部・研究科の特色あるコースについて隨時見直しを行い、社会情勢の変化に対応できる内容を維持し続けていく。

### [基準1の自己評価]

・本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき、「高松大学学則」、「高松大学大学院学則」に具体的かつ簡潔に明文化している。本学の個性・特色は、「対話」を基盤に据えた教育を行うという理念のもと、地域社会に役立つ人間づくりに励むとともに、心豊かな人間の育成をめざすことであり、「学長のビジョン」として、「公式ホームページ」で公表している。また、本学の使命・目的及び教育目的は、法令等に適合し、自己点検・評価によって教育改革を行い、社会情勢の変化にも対応している。

・使命・目的及び教育目的の原案作成は、教学マネジメントの中心である「総務教学委員会」で行い、「教授会」、「研究科委員会」、「理事会」で協議することで、教職員の理解と支持を得ており、学内外には各種刊行物や「公式ホームページ」等で周知している。大学の使命・目的を達成するため「中期目標・中期計画」を策定し、各学部・研究科の教育目的を達成するため学部・研究科毎に3つの方針を定め、各学部・研究科の教育研究組織の取り組みにより、使命・目的及び教育目的を反映させている。

## 基準2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 『2-1の視点』

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

#### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

・高松大学（以下「本学」という）の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、『学生募集要項』【資料2-1-1】、『学生募集要項（経営学研究科修士課程）』【資料2-1-2】、「高松大学・高松短期大学公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という）」【資料2-1-3】にそれぞれ記載し、受験生・保護者に周知している。また、『学生便覧』【資料2-1-4】及び『大学院履修要項』【資料2-1-5】に記載し、学生・教職員に周知している。

・各学部と大学院それぞれの「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は、以下のとおりである。

### 経営学部

#### 基本方針：

経営学部では、自ら考え、判断し、行動できる力、すなわち社会人として活躍できる力を身に付け、地域を元気にするために活動できる人材の育成を目標にしています。このことから、経営学部では次のような学生を求めています。

1. 企業のしくみや組織の運営に必要な知識を身につける意欲を持つ人
2. 現代社会で起こっている様々な問題に対して関心があり、解決しようとする意欲を持つ人
3. 課外活動、ボランティア活動、資格取得などに熱心に取り組み、入学後もチャレンジしたいと考えている人
4. 豊かな人間性を育み、チームワークを大事にし、社会性を身に付けたい人
5. 起業などを通じて、地域の活性化に貢献し、地域社会の指導者をめざす人

### 発達科学部

小学校・幼稚園・特別支援学校の教員、保育士などに求められる子どもを愛する心があり、教育や保育に対する情熱と意欲を持ち、明るく誠実で、思いやりをもって積極的に行動し、子どものために常に自分を磨き続けることのできる人の入学を期待しています。

## 大学院

本研究科では、次のような熱意や意欲を有している人を求めていきます。

1. 経営に関する深い専門知識の修得に強い意欲と学修能力を身に付けている人
2. 創造力と実践力を兼ね備え、将来は企業や自治体、NPO 等の組織で高度な課題に応えられる管理職等をめざしている人
3. 職業会計人として活躍しようと考えている人
4. 実社会での経験を踏まえ、経営学の知識を深化させたいと考えている人

### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

・学生募集、入試に係る事務は入学支援課【資料 2-1-6】が担当している。入試日程等は「高松大学・高松短期大学入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という）」【資料 2-1-7】で検討した案について、それぞれ「高松大学教授会（以下「教授会」という）」、「高松大学大学院経営学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）」【資料 2-1-8】で協議しており、適切な体制で実施している。また、入試の内容は、各『学生募集要項』【資料 2-1-9】に記載するとともに、「公式ホームページ」【資料 2-1-10】に掲載し、受験生等に周知している。

#### 【大学】

・入学生を受け入れるために、推薦、一般、センター試験利用、AO、社会人、私費外国人留学生、編入学、長期履修学生の各入試を実施している。そして、高等学校で優れた学習成績またはスポーツ実績を挙げ、入試において優秀な成績を修めた者を奨学生として多く採用している。センター試験利用以外の入試では、面接（面談）があり、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」に沿っているかを、当該学部での修学のための適性に加えて確認している。

・高等学校の進学担当者を対象とした大学説明会において、そして、受験生・保護者対象のオープンキャンパスや進学説明会等において、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を説明している。

・各『学生募集要項』に示すとおり、学校教育法第 90 条（入学資格）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学 専修学校の専門課程）、学校教育法施行規則第 150 条～154 条（入学資格に関する細則）、161 条、162 条、178 条、186 条（編入学、転学等）、大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）を遵守している。

・入学者選抜試験（公募制推薦入試（前期・後期）、奨学生一般入試・一般入試（前期・後期））における、個別学力検査等（学力検査、小論文、作文及び日本語）の試験問題作成及び採点に関する取り扱い【資料 2-1-11】を定めており、「入学試験委員会」の議に基づき、学長の承認を経て、理事長が出題及び採点委員を任命し、試験問題の作成及び採点を円滑に行うため、「科目等連絡会」にて出題教科・科目間及び委員間の連絡調整を行っている。出題及び採点委員は、定められた期日（各試験日の約 3 ヶ月前）までに試験問題を作成し、入学センター長に提出した後、出題及び採点委員以外で入学センター長が指名した学内関係者が複数回の点検を行っている。また、試験問題の印刷は、入学支援課長の監督の下に担当職員が行い、試験実施時まで厳重に保管している。

## 【大学院】

・社会人を含め幅広く入学生を受け入れるために、一般、社会人、私費外国人留学生の選抜区分を設けて実施するとともに、新たに「高松大学大学院長期履修学生規程」【資料2-1-12】を定めた。『学生募集要項』に示すとおり、学校教育法第102条（入学資格）、学校教育法施行規則第155条～158条（入学資格に関する細則）、162条（転学）を遵守している。

・入学者選抜試験（一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜及びそれぞれの秋学期入学）における、個別学力検査等（学力検査、小論文、日本語）の試験問題作成及び採点に関する取り扱い【資料2-1-11】を定めており、理事長が出題及び採点委員を任命している。出題及び採点委員は、定められた期日（各試験日の約3ヶ月前）までに試験問題を作成し、入学センター長に提出した後、出題及び採点委員以外で入学センター長が指名した学内関係者が複数回の点検を行っている。また、試験問題の印刷は、入学支援課長の監督の下に担当職員が行い、試験実施時まで厳重に保管している。

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【大学】

・過去5年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移は、エビデンス集（データ編）表2-1「学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）」【資料2-1-13】のとおりである。過去5年間の在籍者数の推移は、エビデンス集（データ編）表2-2「学部、学科別の在籍者数（過去5年間）」【資料2-1-14】のとおりである。

・学生定員及び在籍学生数は、エビデンス集（データ編）表F-4「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」【資料2-1-15】のとおりである。入学定員を充足していないことが長く続いている、経営学部は平成21(2009)年度から入学定員を10人減の105人とし、発達科学部は平成22(2010)年度から10人減の70人としたが、入学定員はその後も充足していない。経営学部の平成27(2015)年度入学者数は81人で、過去5年間で最高となり、在籍者数も平成27(2015)年度が277人で、昨年度より増加した。東日本大震災以降、留学生の入学が減少していたが、平成27(2015)年度からは新たにインドネシアからの留学生も受け入れ、留学生数も徐々に回復している。発達科学部の平成27(2015)年度入学者数は60人で、在籍者数は235人となり過去最高となった。この背景には、発達科学部が社会的に認知されてきていることがある。これらの結果、大学全体の平成27(2015)年度入学者数は141人、在籍者数は512人で、過去5年間で最高となった。

・平成27(2015)年度の入学定員充足率は、経営学部が77%、発達科学部が86%、大学全体が81%であり、収容定員充足率は、経営学部が64%、発達科学部が82%、大学全体が71%である。

### 【大学院】

・過去3年間の入学者数の内訳は、エビデンス集（データ編）表2-3「大学院研究科の入学者の内訳（過去3年間）」【資料2-1-16】のとおりである。学生定員及び在籍学生数は、エビデンス集（データ編）表F-5「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数」【資料

2-1-17】のとおりである。

・過去3年間の入学者数は、入学定員10人に対し、平成25(2013)年度が6人（内2人は秋学期入学）、平成26(2014)年度が5人、平成27(2015)年度が3人と低調である。また、収容定員20人に対し、平成27(2015)年度の在籍者数は10人で、収容定員充足率は50%である。

### （3）2-1の改善・向上方策（将来計画）

#### 【大学】

・受験生・保護者に対し、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」及び入学してからの教育、学習環境、学生支援や就職・進学に関する情報を適切に提供できるように、学生募集資料、「公式ホームページ」、高校訪問、オープンキャンパスなどの広報活動をより強化する。また、高大連携について見直しを行う。さらに、各学部の特色を明確に伝えるとともに、就職・進学のサポートをはじめとする学生の満足度を高める工夫を行う。そして、広報や募集活動を通じてその実績を強調し、入学センター等が中心となって受験生等にアピールする。

・入学者数増のために、奨学生入試において免除区分を増やすなどの入学試験方法や学生募集活動の見直し、入学した学生のための授業内容・方法や教育環境の改善、また、就職・進学のためのサポート体制を強化など、全学的に更なる改善に取り組む。

#### 【経営学部】

・平成26(2014)年度において、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を再検討し、高校生にとってより分かり易い表現とした。また、高校生に対して、経営学の学習内容や問題意識の概要を分かり易く伝えるとともに、経営学部の活動の魅力について周知に取り組む。このため、高校への出張授業やオープンキャンパスに一層の力を入れるとともに、日常の活動について、ブログなどを通じての情報発信を継続する。

#### 【発達科学部】

・平成26(2014)年度中に、上述の大学全体の取り組みのうち、特に発達科学部としては、県外の高校訪問も積極的に行い、オープンキャンパスにおいては学部のプログラム全体を学生主体で実施し、入学者受入れの条件を強調した。さらに、読み聞かせや子どもの遊びのボランティア活動を積極的に進め、本学部学生が入学者受け入れの方針に合っていることを示した。また、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、高校の立場からの意見を受けて前年度末に再検討を行い、より分かり易い表現とした。これらは、平成27(2015)年度以降も継続する。

#### 【大学院】

・平成26（2014）年度において、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」等を見直し、受験希望者にとって本学の教育をより分かりやすい表現に変更した。大学院の入学生はほとんどが留学生であることから、経営学部の留学生在籍数が減少していることが今後影響すると予想される。このため、平成26（2014）年度において、新たに

広く社会人学生の受け入れのために必要な長期履修学生規程を定め、平成 27（2015）年度より、長期履修学生の受け入れを開始した。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### «2-2 の視点»

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

・基準1で記述したとおり、各学部・研究科は、それぞれに教育研究上の目的を明確に定めている。この教育研究上の目的を達成するため、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を念頭に置き、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を『学生便覧』【資料 2-2-1】、『大学院履修要項』【資料 2-2-2】、「公式ホームページ」【資料 2-2-3】にそれぞれ記載し、学生・教職員に周知している。

・各学部と研究科それぞれの「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」は、以下のとおりである。

### 経営学部

基本方針：

経営学部では、自ら考え、判断し、行動できる力、すなわち社会人として活躍できる力を身に付け、地域を元気にするために活動できる人材の育成を行います。このことから、経営学部では次のようなカリキュラムを編成し、学生が目的達成に取り組める学修環境を提供します。

1. 広範で多様な経営学の基本的知識や専門的知識の修得と実践的な考え方を養成するために、全学共通科目と専門科目を設けています。専門科目には専門共通科目と専門コース科目があります。専門共通科目は、経営学を学ぶ上で必須の基礎的知識と技能を修得するための科目群です。専門コース科目は、各自の個性と目標に応じて、体系的に専門領域を学修するために 2 年次から選択できる履修コース毎に設けられた科目群です。履修コースには、企業経営コース、会計コース、経営情報コース、そして、スポーツ経営コースの 4 コースがあります。
2. 現代社会の様々な問題に关心を持ち、その問題を解決するためのコミュニケーション能力やリーダーシップなどの諸能力を養成します。そのため、多くの少人数授業を設置し、小グループ毎に情報収集・討議と発表を行うアクティブ・ラーニングを実施しています。
3. 簿記検定、販売士検定、そして、経営学検定などの社会で役立つ資格取得のた

めの科目を設置するとともに、積極的にボランティア活動などの社会での活動に参加することを奨励しています。

4. 自己管理力、責任感、周囲への配慮、倫理観などを持ち、チームワークを重視した社会性を持った行動を身に付けるために1年生から4年生まで、ゼミを中心とする個別指導や多くの演習形式での少人数教育を実施しています。
5. 地域の活性化や地域社会への貢献のために必要な能力を理解し修得するためには、地域の企業を自ら調査・分析する研究を行なう授業、実際に地域企業を対象とした企業観察やインターンシップなどの実習を実施しています。

### 発達科学部

子ども発達学科は、乳幼児期から学童期における子どもの健全な成長・発達の姿を究明し、個々の子どもに応じた望ましい成長・発達を支援するための専門的知識と技能および実践的能力が身に付くように以下の4つの理念に基づいてカリキュラムを構成しています。

1. 子育てに関する基礎的総合的カリキュラムとして「子育て支援に関する基礎科目」をカリキュラム全体の筆頭に置いています。
2. 子育てに関する総合力を育成するとともに、現代の多様な教育・保育ニーズに対応するため、専門分野別の基礎力を形成するカリキュラムとして次の科目を配置しています。①「子どもの心の育ちを支える科目」②「子どもの体の育ちを支える科目」③「子どもの知性の発達を促す科目」④「特別な支援を必要とする子育てを支える科目」⑤「子どもの音楽教育に関する科目」
3. 教育・保育の実践力・研究能力の向上を実現するカリキュラムとして豊富な教育実習・保育実習を行います。
4. 教育・保育に関する研究能力を涵養するカリキュラムとしての児童学研究法やゼミナールの充実には、特に力を入れています。

### 大学院

本研究科では、未来を開く教養と専門性を備えた幅広い職業人の養成をはかり、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。このため、カリキュラム・ポリシーとして、以下のとおり定めています。

1. 経営、会計に関する授業科目を設置し、きめ細やかな指導体制を構築しています。
2. 高い専門知識と組織の経営課題に応える解決能力を身に付けるために、経営コースと会計コースを設けています。
3. 修士論文の作成及び発表を通して、調査・研究能力とプレゼンテーション能力を高める教育を行います。
4. 社会人が学びやすいように長期履修制度等、柔軟なカリキュラムを整備するとともに、一年修了制度（学部からの五年一貫プログラム）により効率的な学習を可能としています。

- ・「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に即した体系的な教育課程（カリキュラム）を編成している。また、全授業科目的シラバス（授業計画）を作成しており、シラバスに含めるべき項目を定めている。シラバスは、「公式ホームページ」【資料 2-2-4】で公開するとともに、平成 27（2015）年度より学内外からアクセスできる履修登録制度を採用し、この時にも Web 上でシラバスを参照できるよう整備している。加えて、大学院ではこのシラバスを従来どおり『大学院履修要項』【資料 2-2-5】にも掲載し、学生に周知している。

## 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発には、以下の点が挙げられる。

1. 「高松大学・高松短期大学自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という）」【資料 2-2-6】の下に、「FD（Faculty Development）検討専門部会」【資料 2-2-7】を置き、授業内容・方法等の改善などを検討しており、FD 研修会を年 2 回【資料 2-2-8】実施している。
2. 大学では「建学の精神」を体现し、大学生として意義深い生活を経験するため、「研究室制度」を設け、学生は入学年度からいざれかの研究室に所属するようになっており、少人数ゼミナールの授業を行っている。
3. 大学では全学共通科目の「総合講座」【資料 2-2-9】で「建学の精神」について理解するとともに、フィールドワークにより地域の歴史や文化について学び、大学生活や人生における大切な生き方が考えられるようにしている。
4. 大学では「建学の精神」の 1 つに「理論と実践との接点を開拓する大学」があり、実践、実習に重きを置くようにしていることから、実習の科目を多く開講し、実践力が付くようにしている。経営学部では、企業人として活躍するために必要な協働能力を身に付けることや学修成果の定着を目的として、アクティブ・ラーニングを取り入れる試みを行っている。ゼミナール（「基礎演習 I」、「基礎演習 II」、「演習 I」、「演習 II」、「演習 III」、「演習 IV」、「卒業論文」）以外にも、多くの授業においてグループワークやディスカッションを実施している。また、アイスブレイク、バズ・セッション、ブレインストーミング、KJ 法、ロールプレイングなどを部分的に取り入れている授業もある。経営学部専門科目の実施例としては、「経済学概論」、「スポーツマーケティング論」、「マーケティングリサーチ」、「情報コンテンツ表現演習」、「経営情報概論」、「スマートビジネス論」などが挙げられる。なお、発達科学部では、「児童学研究法」、「国語指導法研究 I」、「教職実践演習」、「保育・教職実践演習」などが挙げられる。
5. 大学では「学生による授業評価」を実施しており、授業科目毎に「教員からのコメント（①授業の意図、授業を実施しての感想、評価結果に対する感想、学生に対する意見など。②今後の改善・工夫について）」を付し、「集計結果報告書」【資料 2-2-10】として発行しており、個々の授業科目での改善を重ねている。
6. シラバスの各授業科目の項目の中に、「授業時間外の学習」【資料 2-2-11】があり、単位制の趣旨を保つようにしている。
7. 大学では、年間 2 回の研究授業【資料 2-2-12】を行っている。

8. 経営学部の企業経営、経営情報、会計、スポーツ経営の各コースは、それぞれ「モデル履修プログラム」を『履修ガイド』【資料 2-2-13】に記載し、学生に周知している。さらに、各コースにおける科目間の前後関係を視覚的に示した「科目系統図（カリキュラム・マップ）」も作成している。
9. 発達科学部の児童教育、幼児教育、特別支援教育の各コースは、それぞれ「履修モデル」を『履修ガイド』【資料 2-2-13】に記載し、学生に周知している。さらに、実習全体の運営を担当する実習担当教員のほかに、各実習校園担当の教員を配置し、実習校園と連携して指導の充実を図っている。また、学部独自の文化の形成を通した主体的学習集団づくり、学生指導における「教職ポートフォリオ」【資料 2-2-14】の活用を行っている。
10. 大学院では、平成 26（2014）年度に学生のニーズとめざす大学院像を検討し直し、大学院の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」を見直すとともに、これに即した体系的な教育課程（カリキュラム）の改善を行った。そして、経営、会計の各コースそれぞれの領域の専門科目について、科目間の前後関係を視覚的に示した「科目系統図（カリキュラム・マップ）」を作成し、『大学院履修要項』【資料 2-2-15】に記載し、学生に周知している。各学生の研究希望内容に柔軟に対応するため、履修科目を確定する際には「科目系統図（カリキュラム・マップ）」を活用し、特別演習担当教員と相談することとしている。
11. 大学では、単位制度の実質化を踏まえて、1 セメスターでの登録単位数の上限設定（キャップ制）を『履修ガイド』の「授業」の「履修単位の制限と進度チェック」【資料 2-2-16】に以下のとおり記載し、学生に周知している。大学院では上限設定を設けていない。

**経営学部**

1 セメスターに原則として 24 単位（1 年間で 48 単位）

**発達科学部**

1 セメスターに原則として 25 単位未満（1 年間で 50 単位未満）

**（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に即した体系的な教育課程（カリキュラム）をさらに改善するために、以下の事項について検討する。

1. 各学部・研究科のコースカリキュラムの体系化や「科目系統図（カリキュラム・マップ）」についての工夫を隨時していく。
2. 大学では、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進する。
3. 経営学部では、「教職ポートフォリオ」と同様の「学習ポートフォリオ」の導入を図る。
4. 大学院では、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の周知をより強化する。また、研究授業を実施する。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 『2-3の視点』

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

##### (2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

- ・教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制については、以下のとおり実施している。

#### 【大学】

・各部局の事業計画を全教職員が共有するため、「事業計画説明会」【資料2-3-1】を年度当初に開催し、法人の事業計画と学長の方針、各学部の教育内容、入学センターと学生支援部キャリア支援課（以下「キャリア支援課」という）の事業計画を共通理解している。

・学期の始めに、各学部・学年別等で「オリエンテーション」【資料2-3-2】を実施しており、学生支援部教務課（以下「教務課」という）、学生支援部学生課（以下「学生課」という）等の事務担当者が主となって説明し、さらに学部毎に教員が履修指導等を行っている。履修登録については、教務課職員が積極的に対応している。学生指導については、「高松大学・高松短期大学学生委員会（以下「学生委員会」という）」の教員と学生課職員が一体となって実施している。「学生委員会」は「高松大学・高松短期大学学生委員会規程」【資料2-3-3】で定めている。

・大学では「研究室制度」があり、1年次から少人数でゼミナールに所属するようになっており、ゼミナール担当教員は所属学生の学修状況、生活状況を把握し、適切な指導、アドバイス等を行っている。また、学修の悩み等に関しても、学部教員と連携して適切な指導、アドバイス等ができる環境が整っている。加えて、ゼミナール担当教員は所属学生の進路支援にも関わる。学部教員、キャリア支援課との連携のもと、個々の学生に見合った進路支援（進学、留学を含む）を行っている。

・ゼミナール担当教員は所属学生毎の「学生カードⅡ」、「ゼミナール・研究室所属学生に対する対応記録」【資料2-3-4】を作成し、指導状況等を記録しており、学年により所属ゼミナールが変わった場合も、これらが引き継がれ、どのように指導等が行われていたか分かるようになっている。

・「研究室制度」により学生と教員との対話は十分に行われている。平成26(2014)年度より、教員が担当授業等の学修上の相談に応じるため、「オフィスアワー」を設け、『履修ガイド』【資料2-3-5】に記載の上、掲示板で学生に周知している。

・授業の出席確認【資料2-3-6】を全学的に行っており、怠学傾向学生の把握に努めている。出席状況が良くない学生については、ゼミナール担当教員が、随時、「教務システム

Campus Square」の「学生カルテ」にて担当学生が履修している授業科目の出欠状況を確認し、適宜、ゼミナール担当教員から学生への指導を行っている。また、休学中の学生への連絡、留年生の指導もゼミナール担当教員が行っている。特に学修面や大学生活全般に悩みを抱える学生に対する支援は、ゼミナールの教員がまず対応し、必要な場合は学生相談室【資料 2-3-7】で対応している。

- ・学期毎の成績通知は、各学部においては、ゼミナール担当教員が行い【資料 2-3-8】、修学指導など学修・生活面での問題を早期に発見し対処するようにしている。また、毎年 9 月に実施している「保護者教育懇談会」【資料 2-3-9】でゼミナール担当教員が学修や進路に関して面談を行っている。

- ・学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、卒業前の学生を対象とした「満足度アンケート」を毎年度実施しており、各学部、各部局、法人が問題点や改善策をまとめ、「満足度アンケート結果」【資料 2-3-10】として毎年度発行している。また、「学生投書 BOX VOICE」【資料 2-3-11】を設置し、学生の意見等を汲み上げ、関連部署や該当教員間で検討し、学生に回答している。これらの仕組みにより、学修及び授業支援の改善に反映させている。

- ・授業運営における学生の活用については、学部生を活用することを目的として、SA (Student Assistant)制度【資料 2-3-12】を設けている。4 月当初の履修ガイダンスや 1 年次の授業科目において、日本語活用能力が不十分な初年次の留学生の補助を目的として、上級の留学生を活用している。なお、平成 26(2014)年度の授業科目においては SA 制度を利用する事例は見られなかった。

- ・退学を希望する学生に対しては、ゼミナール担当教員との面談によって、あるいは場合によっては保護者も交えた面談によって、その原因を調査している。学生からの退学願を受けて、ゼミナール担当教員は、退学に至る経緯、面談内容等を記載した所見を提出し、「高松大学・高松短期大学教務委員会」【資料 2-3-13】で分析し、対応策等も併せて協議している。

### 【経営学部】

- ・中途退学者、休学者、留年者の防止は全学的な課題であり、その初期症状としては連続欠席などの怠学傾向が見られると考え、毎回の授業における出欠確認及びその報告によって怠学傾向の把握に努めている。経営学部では、修得単位不足により 3 年次に正規ゼミナールに所属できない学生が存在するが、これらの学生については学部長のもとで適切に指導している。教員は学生との日常的な対話を心がけているほか、定期試験中の不正行為による当該期の全単位不認定が退学に結びつかないよう、不正行為防止のための注意喚起を行っている。

### 【発達科学部】

- ・学修及び授業の基盤的支援として、新入生には、入学して約 2 週間後に「学外セミナー（新入生歓迎セミナー）」を実施する。学外セミナーは、2 年生が 1 年をかけて企画、準備し、1 年生同士、2 年生同士、1・2 年生間、学生と教員間の交流を図り、新入生が大学生活に早く適応することや、意欲を持って以後の学修に取り組めることを目的として

実施している。

- ・年間を通じて時間割の中に「ゼミ連絡会」を設けている。すべてのゼミ学生（全学年）が集まる時間であり、ゼミ連絡会役員主催や各学年主催などのさまざまな企画を主体的に計画－実施－反省し、取り組んでいる。その中で企画力、実行力、協調性、リーダーシップ、学習力などを涵養しており、また親睦を深めている。大学祭などのイベントや「野外活動実習Ⅰ・Ⅱ」の授業においても、各学年を越えた集団で企画・実施を行い、学修及び授業の支援が自然に学生間で行われることを狙いにしている。したがって、発達科学部では、特に SA を活用するような制度を組織化していないが、上級生が下級生の面倒を見るなど、日常の生活自体が自然と SA を活用したような状態になっている。

### 【大学院】

- ・授業運営における学生の活用については、学生を活用することを目的として、TA (Teaching Assistant) 制度【資料 2-3-14】を設けている。ただし、平成 26(2014)年度の授業科目においては TA 制度を利用する事例は見られなかった。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### 【大学】

- ・中途退学者、休学者、留年者については、怠学傾向に起因している場合が多いので、出席確認を続けるとともに、学生支援部と各学部・研究科の連携をさらに密にし、当該学生への指導を強化し、減少をめざす。
- ・教員と職員の協働について、職員の属する各部署がそれぞれ別個に、担当学生を対象とした案件でゼミナール担当教員に各種のリクエストをし、このことが作業を煩雑にさせ、ヒューマンエラーを惹起するということで、リクエストの流れや分担について改善することを、学生支援部を中心に検討する。

#### 【経営学部】

- ・SA 制度については、授業を運営する教員、補助を担当する学生、補助を受ける学生の三者の間で、制度及び運用に関する十分な理解と意思疎通が必要となる。また、時間や経済などさまざまな面で三者すべてが利益を享受できるようにする必要がある。制度運用の起点となる教員に対して、制度の目的や運用事例について周知を行うとともに、学生の力を十分に活用できる授業運営方法や教授法の開発に向けて、経営学部全体で組織的に取り組む。

#### 【発達科学部】

- ・現在は SA の活用は行われていないが、学生同士の教え合いが見られ、教員間でも情報共有を行い、当該学生の指導に連携して当たっている。また、オフィスアワーを活用して学力補充や相談を行っている。しかし学部内で学修支援及び授業支援が組織的に行われているとは言えない。今後は、教養教育及び専門教育の学修支援専門のサポートスタッフを設け、組織的な活用を行っていく。

## 【大学院】

- ・現在は研究室毎に履修及び学修指導を行っている。組織的な学修支援や履修・学修指導を行うために、「研究科委員会」において作成した前置・後置科目を明記した「科目系統図（カリキュラム・マップ）」を周知するとともに、活用状況の検証を行う。

### 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

#### 《2-4の視点》

##### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

###### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

###### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

###### 1) 単位認定

###### 【大学】

- ・単位の計算方法については、「高松大学学則」第 25 条に定めており、『履修ガイド』の「単位制」【資料 2-4-1】に授業形態と授業時間数を、単位認定試験については『学生便覧』の「試験」【資料 2-4-2】に「授業科目の学修の成果を評価して単位を認定するため試験を行います。」と、出席については同じく「試験」【資料 2-4-2】に「週 1 回、半年間の授業では原則として 10 回以上出席しなければ（他はこれに準じる）、試験を受けても単位は認定されません。」とそれぞれ記載し、学生に周知している。

- ・単位の認定と評価については、『学生便覧』の「試験」の「単位の認定と評価」【資料 2-4-3】に、「評価の方法は授業科目担当教員によって異なりますので、『教務システム Campus Square』または『本学ホームページ』に掲載している各授業科目担当教員の「シラバス」の「成績の評価」を参考にしてください。」と記載し、学生に周知している。

- ・成績の評価については、『学生便覧』の「試験」の「単位の認定と評価」【資料 2-4-3】に、以下のとおり記載し、学生に周知している。

###### 平成 27(2015)年度入学生

秀	90 点以上 100 点	合格
優	80 点以上 90 点未満	合格
良	70 点以上 80 点未満	合格
可	60 点以上 70 点未満	合格
不可	60 点未満	不合格

###### 平成 26(2014)年度以前入学生

優	80 点以上	合格
良	70 点以上 80 点未満	合格
可	60 点以上 70 点未満	合格
不可	60 点未満	不合格

- ・成績評価基準は、「高松大学学則」第 31 条に定め【資料 2-4-4】、厳格に実施している。なお、この成績評価基準は GP (Grade Point) を含めた形で『学生便覧』にも記載し、広く学生に周知している。
- ・「教務システム Campus Square」及び「公式ホームページ」に掲載している各授業科目のシラバスにて、「授業の紹介」、「到達目標」、「授業計画」、「授業時間外の学習」、「成績の評価」、「使用テキスト」、「参考文献」【資料 2-4-5】を掲載している。

### 【大学院】

- ・単位の計算方法については、「高松大学大学院学則」第 20 条に定めており、単位の認定と評価については、『大学院履修要項』の「V. 履修」の「単位の認定と評価」【資料 2-4-6】に、「評価の方法は各授業科目の担当教員によって異なりますので、本要項に掲載している各シラバスの「成績の評価」を参考してください。」と記載し、学生に周知している。
- ・成績の評価については、「高松大学大学院学則」第 23 条の 2 に定めており、『大学院履修要項』の「VII. 諸規程」【資料 2-4-7】に、「各授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。」と記載し、学生に周知している。
- ・『大学院履修要項』、「教務システム Campus Square」及び「公式ホームページ」に掲載している各授業科目のシラバスにて、「授業の紹介」、「到達目標」、「授業計画」、「授業時間外の学習」、「成績の評価」、「使用テキスト」、「参考文献」【資料 2-4-8】を掲載している。

### 2) 進級

- ・各学部・研究科では、進級制度を設けていない。ただし、大学では、『履修ガイド』の「授業」の「履修単位の制限と進度チェック」【資料 2-4-9】に「修得単位数が極端に少なく、2 年次終了時に 48 単位未満の場合は、原則として 3 年次の演習は履修できず、あと 2 年間では卒業できないということになりますので、特に気をつけてください。」と記載し、学生に周知している。

### 3) 卒業・修了要件と卒業・修了認定

- ・「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、『学生便覧』【資料 2-4-10】『大学院履修要項』【資料 2-4-11】、「公式ホームページ」【資料 2-4-12】にそれぞれ記載し、学生・教職員に周知している。
- ・各学部と研究科それぞれの「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、以下のとおりである。

#### 大学

本学の教育課程において厳格な成績評価のもと、卒業要件を満たし、学部が示す以

下の知識や能力等を身につけた学生に対して卒業を認め、学士の学位を授与します。

卒業要件：4年以上（8年以内）在学し、学則に規定する卒業に必要な単位（「必修科目」を含めて 124 単位以上（経営学部：全学共通科目 32 単位以上、専門科目 74 単位以上、全学共通科目および専門科目より自由に選択 18 単位以上、発達科学部：全学共通科目 32 単位以上、専門科目 92 単位以上））を修得する。

成績評価：評価は秀・優・良・可・不可の 5 段階とし、秀・優・良・可の場合に単位を認定する。

## 経営学部

基本方針：

経営学部では、自ら考え、判断し、行動できる力、すなわち社会人として活躍できる力を身に付け、地域を元気にするために活動できる人材を育成しています。このために設置した全学共通科目と専門科目の体系的な履修を条件として、学士（経営学）を授与します。学位授与に至るまでに修得すべき資質・能力は次のとおりです。

1. 経営・情報・会計などに関する基礎的知識から専門的知識まで体系的に修得し、組織においてその知識を適切に活用することができるこ
2. 現代社会の様々な問題に関心を持ち、多様な立場の人々との確にコミュニケーションを図るとともに、リーダーシップを発揮することで問題解決に取り組むこ
3. 卒業後も継続して新たな目標を設定し、達成に向け積極的にチャレンジできるこ
4. 自己管理力、責任感、周囲への配慮、倫理観などをもち、チームワークを重視した社会性を持った行動ができるこ
5. グローバル社会においても自らの力を地域社会に役立てようとする志を持ち、ビジネスや起業などの活動を通してその発展に貢献できること

## 発達科学部

小学校・特別支援学校や幼稚園・保育所で直接に子どもの教育・保育にあたるための「理論」と「実践力」を兼ね備え、子育て支援社会を支える豊かな心と創造力を身に付けた学生に卒業を認め、学士（発達科学）の学位を授与します。

## 大学院

修了に必要な単位を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した上で、次の素養や能力を身に付けた人に修了を認め、修士（経営学）の学位を授与します。

1. 経営学に関する優れた専門知識を身に付けている人
2. 企業や自治体、NPO 等の組織で高度な課題に応えられる能力を有している人
3. 税理士・会計士等の職業会計職に就く場合、それに必要とされる基礎的能力を身に付けている人
4. 研究者をめざす場合、博士後期課程へ進学するための素養を有している人

- ・「高松大学学則」別表 I 「授業科目及び単位数等」【資料 2-4-13】、「高松大学大学院学則」別表 I 「授業科目及び単位数」【資料 2-4-14】において、卒業及び修了要件単位数について以下のとおり記載し、学生に周知している。

### 経営学部

卒業要件単位数 124 単位以上

(内訳)

全学共通科目 32 単位以上

『教養科目』『基礎科目』『コミュニケーション科目』『健康とスポーツ科目』から 32 単位以上（うち、「総合講座」2 単位、「香川学」2 単位、『コミュニケーション科目』の「英語 I ~ IV」「プラクティカル・イングリッシュ I ~ IV」「フランス語 I ~ IV」「中国語 I ~ IV」「日本語 I ~ IV」の 1 外国語（母国語を除く）から 4 単位以上）

専門科目 必修科目を含め、74 単位以上

全学共通科目及び専門科目より自由に選択 18 単位以上

### 発達科学部

卒業要件単位数 124 単位以上

(内訳)

全学共通科目 32 単位以上

『教養科目』『基礎科目』『コミュニケーション科目』『健康とスポーツ科目』から 32 単位以上（うち、「総合講座」2 単位、「香川学」2 単位、『コミュニケーション科目』の「英語 I ~ IV」「プラクティカル・イングリッシュ I ~ IV」「フランス語 I ~ IV」「中国語 I ~ IV」「日本語 I ~ IV」の 1 外国語（母国語を除く）から 4 単位以上）

専門科目 必修科目を含め、92 単位以上

（うち、「子育て支援に関する基礎科目」から 7 単位以上、「子どもの心の育ちを支える科目」から 8 単位以上、「子どもの体の育ちを支える科目」から 6 単位以上、「子どもの知性の発達を促す科目」から 8 単位以上、「特別な支援を必要とする子育てを支えるための科目」から 6 単位以上、「子どもの音楽教育に関する科目」から 4 単位以上）

### 大学院

必要単位数は、30 単位以上

必修科目として「特別演習 I」、「特別演習 II」各 4 単位

専門科目から 8 科目（16 単位）以上

- ・大学では、卒業論文を必修科目としており、卒業論文の提出等については、『学生便覧』の「卒業論文」【資料 2-4-15】に記載し、学生に周知している。
- ・大学院では、学位論文を提出する必要があり、『大学院履修要項』の「VI. 学位論文」

【資料 2-4-16】、「高松大学大学院経営学研究科の学位論文及び最終試験に関する取扱要項」【資料 2-4-17】、「学位論文の作成及びその審査・最終試験に関する要領」【資料 2-4-18】に記載し、学生に周知している。

・また、「高松大学学位規程」で、大学及び大学院の学位について定め、『学生便覧』【資料 2-4-19】及び『大学院履修要項』【資料 2-4-20】に記載している。

#### 4) 編入学者の既修得単位認定

・大学の編入学者の既修得単位の認定については、「学生募集要項（2 年次編入学試験・3 年次編入学試験）」、「学生募集要項（私費外国人留学生入試〔2・3 年次編入学試験を含む〕）」の「編入学単位認定ガイドライン」【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】で受験生等に周知している。

##### 経営学部

###### <2 年次編入学>

既修得単位は、31 単位を上限に認定します。専門科目の「基礎演習 I・II（各 1 単位）」は既修得単位にかかわらず認定します。

###### <私費外国人留学生 2 年次編入学>

既修得単位は、31 単位を上限に認定します。

###### <3 年次編入学>

既修得単位は、62 単位を上限に認定します。専門科目については、30 単位を上限に認定します。「基礎演習 I・II（各 1 単位）」「演習 I・II（各 1 単位）」は既修得単位にかかわらず認定し、他の科目は個別に認定します。

###### <私費外国人留学生 3 年次編入学>

既修得単位は、62 単位を上限に認定します。専門科目については、30 単位を上限に認定します。「基礎演習 I・II（各 1 単位）」「演習 I・II（各 1 単位）」は既修得単位にかかわらず認定し、他の科目は個別に認定します。

##### 発達科学部

###### <2 年次編入学>

既修得単位は、30 単位を上限に認定します。全学共通科目については、28 単位を上限に個別に認定します。専門科目については、30 単位を上限に認定します。「基礎演習 I・II（各 1 単位）」は既修得単位にかかわらず認定し、他の科目は個別に認定します。ただし、保育士養成校以外からの編入学生にあっては、全学共通科目のみ 30 単位を上限に個別認定します。

###### <3 年次編入学>

既修得単位は、62 単位を上限に認定します。全学共通科目については、32 単位を上限に個別に認定します。専門科目については、62 単位を上限に認定します。「基礎演習 I・II（各 1 単位）」「演習 I・II（各 1 単位）」は既修得単位にかかわらず認定し、他の科目は個別に認定します。ただし、保育士養成校以外からの編入学生にあつ

では、全学共通科目のみ 30 単位を上限に個別認定します。

## 5) 他大学等における授業科目の履修等

- ・「他大学等における授業科目の履修等」については、「高松大学学則」第 27 条及び「高松大学大学院学則」第 22 条に以下のとおり定めている。

### 【大学】

本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目の単位については、60 単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したとみなすことができる。

### 【大学院】

本大学院は、研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む）との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について履修した単位は、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- ・上記の他に、「大学以外の教育施設等における学修」については「高松大学学則」第 28 条に、「入学前の既修得単位等の認定」については「高松大学学則」第 29 条及び「高松大学大学院学則」第 23 条に規定し、『学生便覧』【資料 2-4-23】、『大学院履修要項』【資料 2-4-24】に記載している。

## 6) GPA (Grade Point Average) 制度

- ・大学における GPA 制度については、『学生便覧』の「試験」の「GPA 制度について」【資料 2-4-25】に、「本学では、学修成果に関して厳正な成績評価を行い、学生が自らの学業成績の状況を的確に把握して、適切な履修計画とそれに基づく効果的な学習に役立つように、平成 23(2011)年度入学生から GPA(Grade Point Average)制度を導入しました。成績通知表の表示のとおり、秀、優、良、可それぞれに GP(Grade Point)を付けて GPA を算出しています。」と記載し、学生に周知している。
- ・大学院でも平成 25(2013)年度から GPA 制度を導入し、学生に配付する成績通知表に表記している。また、平成 27(2015)年度入学生からは評価基準をより明確にするとともに、成績評価に「秀」を導入し、成績評価の厳格化に向けて改善を行った。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

#### 【大学】

- ・平成 25(2013)年度のシラバスにおいて、一部の科目で「授業計画」に中間試験や試験を入れている科目、「成績の評価」に成績評価と関係のない事を記載している科目、「成

績の評価」に出席点を入れている科目、「授業時間外の学習」について記載していない科目があったので、平成 26(2014)年度のシラバスでは、すべての科目において「授業計画」、「成績の評価」、「授業時間外の学習」の記載内容が適切か、記載漏れがないかのチェックを平成 25(2013)年度に行った。平成 27(2015)年度のシラバスについても平成 26(2014)年度に同様にチェックを行った。平成 28(2016)年度以降のシラバスでも、シラバスの作成要領を周知徹底した上で、すべての科目において「授業計画」、「成績の評価」、「授業時間外の学習」の記載内容が適切か、記載漏れがないかなどの厳正なチェックを、各学部・研究科及び教務課において行う。

・厳格な成績評価のために改善を行った成績評価基準の検証を行うとともに、GPA 制度の見直しと、成績評価の適正化についてのガイドラインについて、「高松大学・高松短期大学総務教学委員会（以下「総務教学委員会」という）」において、検討を行う。

## 【大学院】

・新たに定めた「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」や修了要件となる単位の履修内容の運用状況、学修効果を「研究科委員会」で検討する。なお、学生が新たなポリシーに基づく単位修得及び学位取得のためのプロセスを理解できるよう、当該内容の周知徹底を行う。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### （1）2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### （2）2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

## 【大学】

・学生に対する職業指導・職業斡旋及び就職先の開拓、検定及び資格試験支援、進学等を担当する部署として、キャリア支援課【資料 2-5-1】があり、就職に関し職業安定法に基づく適切な職業紹介を行うため、「学生委員会」【資料 2-5-2】がある。さらに、就職支援の強化を図ることを目的に、「学生委員会」の下に「キャリア形成支援専門部会」【資料 2-5-3】を設置している。

・キャリア支援課では、隨時、学生の就職・進学に対する相談・助言を学部の教員と連携を取りながら実施している。また、面接練習と履歴書の書き方指導に力を入れており、キャリアカウンセラーと職員が積極的に対応している。求人情報については、各学生の携帯電話にメールで周知するとともに、学内外のパソコン等でも求人票を見られるようにしている。

・学生の就職活動については、ゼミナール担当教員が就職指導（就職活動の進め方や履歴書の書き方、面接指導など）を行うとともに、学部内での情報共有やキャリア支援課

との連携によって、就職指導及び支援において大きな成果を達成している。

### 【大学院】

・大学院では、就職・進学に対する相談・助言は特別演習担当教員を中心として適宜行っている。特に就職に関しては、キャリア支援課の開催するセミナーへの参加や、キャリア支援課、キャリアカウンセラーの指導を受けることができる体制が整っている。

#### 1) キャリア支援科目

##### 【経営学部】

・経営学部では、「キャリア支援科目」として「人格形成を支援する科目群」、「職業観を育てる科目群」、「ビジネススキルを身につける科目群」を設け、別途、「就職ガイダンス」と「資格・検定対策講座」を実施している。「キャリア支援科目」、「就職ガイダンス」と「資格・検定対策講座」については、『履修ガイド』【資料 2-5-4】、『学生便覧』【資料 2-5-5】に記載し、学生に周知している。

##### 【発達科学部】

・発達科学部は、教育者及び保育者の養成課程であるため「キャリア支援科目」は設けていないが、教職キャリアの履歴をファイルする「教職ポートフォリオ」【資料 2-5-6】を導入している。この「教職」には、幼稚園・小学校・特別支援学校教諭及び保育士を含んでいる。「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」において、4年間の学生生活の展望、プライベートな私、教職を目指す私、前期終了時の自分自身の振り返り、1年間の自分自身の振り返りなどを行っている。この「教職ポートフォリオ」については、2年次以降もゼミナール担当教員が中心になり、個々の学生と教員が記録し、教育者及び保育者をめざす学生の成長を促している。また、2年生からの科目として、『履修ガイド』の「履修（発達科学部 平成 26(2014)～27(2015)年度入学生）」の「履修要領（平成 26(2014)～27(2015)年度入学生）」、「履修（発達科学部 平成 25(2013)年度入学生）」の「履修要領（平成 25(2013)年度入学生）」、「履修（発達科学部 平成 24(2012)年度入学生）」の「履修要領（平成 24(2012)年度入学生）」の別表【資料 2-5-7】に、「実習の科目」を設置している。

### 【大学院】

・会計コースでは、経営学に関連する専門的な知識を有した職業会計人育成のため、各科目において、実務でも活用できる知識を提供している。特に、「会計学特論」をはじめとする会計学領域の7科目では、公認会計士試験や税理士試験で求められる高度な会計知識の提供に努めている。これらの科目を体系的に学修し、「特別演習Ⅰ」、「特別演習Ⅱ」により知識の深化を図ることで、結果として税理士試験の会計学に属する試験科目の免除を受けることのできる修士論文の作成を支援している。

#### 2) インターンシップ

##### 【経営学部】

・経営学部では、1年次後期の「企業調査入門」で、業種の異なる県内の代表的企業3社を事前に調べ、受講者が集団で企業訪問し、その企業についてのプレゼンテーションを行うようにしている。そして、2年次の前期に「インターンシップⅠ」、後期に「インターンシップⅡ」があり、1つの企業に数人でインターンシップに行き実習を行い、実習体験をレポートにまとめ、報告を行うようにしている。3年次の夏季休業中に「インターンシップⅢ」があり、1人で企業に行き、実習を行い、学内の報告会で報告するようしている。【資料2-5-8】インターンシップ科目は、科目開設時に全学生が受講することを想定していたが、受講者が少ないので現状である。

#### 【発達科学部】

・発達科学部では、教育者及び保育者の養成課程であるため、「(幼稚園での)観察参加」、「学校支援ボランティア」、「教育実習」、「保育実習」、「介護体験」をインターンシップに相当する科目として開講している。

### 3) 海外研修

・学生や教員の国際感覚を養うことを目的に、海外の大学等9校と学術交流協定を締結している。このうち、4校（クリストチャーチ・ポリテクニック工科大学、西安外事学院、青島職業技術学院、ハワイ大学マウイカレッジ）に海外研修プログラムがあり、語学研修だけでは得ることが難しい、現地の文化や生活、習慣などを学ぶことができる。さらに、本学では、積極的に海外研修に参加できるよう、渡航に必要な経費の一部について留学助成金を支給し、研修参加が国際理解や語学に関する科目の単位として認定される制度を設けている。【資料2-5-9】平成26(2014)年度には、ハワイ大学マウイカレッジの海外研修を募集したが、定員に満たず実施できなかった。

### 4) 就職ガイダンスの実施

・就職に関する説明は、1年次当初から各学期のオリエンテーションにおいて実施している。「就職ガイダンス」については、3年次の9月から本格的に始まり、20回以上のガイダンス、セミナー、模擬試験、対策講座を、学内外から講師を招き、充実した内容で実施している。なお、就職ガイダンスの初めには「就職の手引」【資料2-5-10】と「面接対策」【資料2-5-11】を学生に配布している。「就職の手引」の内容は、ガイダンス等の日程を含めたキャリア支援課の説明、就職活動の進め方（履歴書や自己紹介書の書き方を含む）、採用試験、公務員採用試験及び専門職採用試験、資料編となっている。

### 5) 「満足度アンケート」による学生の就職等に関する満足度調査

・学生の卒業及び修了前に「満足度アンケート」を実施しており、そのアンケート項目の中に「自分の卒業後の進路（就職先、進学先など）」、「課外講座や検定試験を受ける機会」、「就職活動や進学のためのサポート体制」【資料2-5-12】があり、5段階評価で満足度を調査し、自由記述欄も設けている。

#### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

### 【経営学部】

・経営学部では、学生の実力向上のためにも「社会体験が重要」と捉え、ほぼすべての学生がインターンシップ科目を受講することが望ましいと考えている。そこで、如何にしてこれを実現するのかを検討している。また、ゼミナール担当教員による職業指導は、学生個々のニーズに合わせた細かな指導が可能であるが、その指導内容や手法は個人的資質に委ねられている部分が大きい。毎回の学部会議においては、進路指導の最新状況報告等が行われているが、優れた指導内容や手法を学部全体で共有できているとは言い難い。今後も、学生の特性に合わせた効果的な指導方法論の確立に向けて、組織としての模索が必要である。学部とキャリア支援課との連携をより強くして、就職ガイダンス、面接指導、履歴書の書き方指導、検定試験・課外講座などの就職支援の更なる改善を図る。

### 【発達科学部】

・近年高い就職率を維持しているが、学生にとって魅力的な職場である公務員、公立幼稚園・保育所、小学校、特別支援学校、上場企業への就職をより促進する。そのためには、キャリア支援課との連携強化が必要である。これまでキャリア支援課のプログラムに学部教員が学生の参加を促し、学部教員が行う就職指導にキャリア支援課が協力するという、必要に応じて協力する体制であるが、特に教育及び保育関係の就職指導については、専門職員や学部教員、そしてキャリア支援課職員を配置するなどの組織的取り組みを検討する。

### 【大学院】

・キャリア支援課との連携を強化し、セミナーへの参加や学生個々のニーズに応じた相談・指導を受け易い環境を整えていく。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

##### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

・評価方法の工夫・開発について、大学では、各学部を対象に「学生による授業評価」を学期毎に実施しており、「集計結果報告書」【資料 2-6-1】を毎年度発行し、学内で閲覧できるようにしている。また、大学全体の集計結果をグラフ化し、『四国高松学園だよりかすが』【資料 2-6-2】及び「公式ホームページ」【資料 2-6-3】に掲載している。「集計結果報告書」の授業科目毎の評価結果には、教員からのコメント「①授業の意図、授業を

実施しての感想、評価結果に対する感想、学生に対する意見など、「②今後の改善・工夫について」を付けており、授業改善につながっている。大学院では、「学生による授業評価」を実施していない。

・学生の卒業及び修了前に「満足度アンケート」を毎年度実施しており、そのアンケート項目の中に「本学に入学して」、「授業について」、「先生との出会い」、「在学期間での自分の成長」、「教養科目での学習成果」、「専門科目での学習成果」、「免許・資格・検定取得につながる授業の充実度」などがあり、集計結果をまとめ、「満足度アンケート結果」

【資料 2-6-4】として毎年度発行し、学内で閲覧できるようにしている。また、大学全体の質問項目別の平均評点（評価値を 1～5 とする 5 段階評価の平均値）をグラフ化し、『四国高松学園だよりかすが』【資料 2-6-5】に掲載している。「満足度アンケート結果」には、各学部・研究科の質問項目別の平均評点を経年比較したグラフや学生の意見を集約した結果に対する法人、各学部・研究科、各部局での改善策を記載している。

・大学の卒業生から、大学での生活・教育全般についての率直な意見を得ることにより、今後の本学における各種の改善に役立てることを目的に、「卒業生へのアンケート」を実施しており、「集計結果報告書」【資料 2-6-6】として毎年度発行し、学内で閲覧できるようしている。

・大学では、卒業生を採用して頂いている企業・官公庁・病院・小学校・幼稚園・保育所などで、本学の卒業生が職場内でどのように評価されているかを知り、また、本学の教育に対する忌憚のないご意見ご要望を伺い、本学の教育の改善に役立てることを目的に、「企業等へのアンケート（卒業生に関するアンケート）」を平成 22(2010)年度まで実施し、その後は「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」として平成 26(2014)年度から再開し、「集計結果報告書」【資料 2-6-7】として発行している。

## 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックについては、アンケート結果等を各種委員会や事務局等で検討の上、「自己評価委員会」へ報告している。「自己評価委員会」では、提出された集計結果等について点検・評価を行い、改善等を要する場合は各学部・研究科・事務局等に改善策を指示している。そして、各学部・研究科・事務局等で改善策を講じ、次年度の事業計画に反映させる仕組みとなっている。「学生による授業評価」では、評価結果を教員にフィードバックして授業改善につなげ、「満足度アンケート」では、集計結果を各学部・大学院・事務局等にフィードバックして改善策を検討することにより PDCA を回している。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

・大学及び大学院の教育目的の達成状況の点検・評価については、現在の調査を維持しつつ、PDCA の A (アクション) を確実に行うようにし、さらに社会状況の変化などに対応し、「総務教学委員会」において、改善・向上を行う。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7 の視点》

**2-7-① 学生生活の安定のための支援**

**2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用**

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-7-① 学生生活の安定のための支援**

**1) 学生サービス、厚生補導のための組織**

・学生サービス、厚生補導のための組織として、学生課があり、学生支援部次長（学生担当）を長として、学生生活に関わる窓口を担当し、職員が対応している。学生課の業務内容は、「学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程」【資料 2-7-1】に定めており、『学生便覧』の「窓口案内」【資料 2-7-2】で学生に周知している。学生課には、留学生支援のために、留学生担当課長も配置している。

・大学の学生生活に関する事項は「学生委員会」で審議している。「学生委員会」は、各学部から選出された教員で構成し、挨拶、身だしなみ、環境美化、交通マナー、飲食マナー、喫煙マナーなどの指導について、各学部の中心的役割を担っている。大学院には、これに相当する委員会はない。

・大学では、開学時より「研究室制度」を設けており、ゼミナール担当教員は、学生との個人面談などを通じて個々の学生の学修指導のみならず、生活指導も行っている。保護者との連絡窓口もゼミナール担当教員が担っており、家庭とも密に連携している。ゼミナール担当教員が得た情報は、学部全体で共有し、指導や支援に役立てている。

・大学では、「研究室制度」を活用しながら、「学生委員会」や学生課が互いに連携し一丸となって学生指導を行っている。とりわけ、指導が必要な学生には、原則としてゼミナール担当教員が指導に当たり、必要に応じて保護者と連絡を取り、学部長に相談したり、他の教職員と連携して、適切なケアを迅速に行うことで事態の早期解決に努めている。大学院では特別演習担当教員と学生課が連携し、指導が必要な学生には大学と同様に適切な指導を迅速に行える体制を整えている。

・大学では、学生の守るべき必要な事項について、「高松大学・高松短期大学学生準則」【資料 2-7-3】を定めている。また、「建学の精神」をもとに学生のマナー向上をめざすとともに、学内の学習環境を整えることにより、本学の学生としての誇りを持ち、さらに学習意欲を高め、将来の就職活動に役立たせる目的で、毎月第 3 週若しくは第 4 週の月曜日から金曜日までを「マナーアップ週間」と定め、挨拶・身だしなみ、学習環境の整備（学内の節電・清掃）、交通マナー、飲食マナー、喫煙マナーの指導・徹底を図っている。事前に、掲示で学生に周知するとともに、「教授会」でも協力を依頼している。また、教職員から積極的に学生に挨拶をするようにしており、自ら進んで挨拶をする学生が増えている。さらに、例年、交通事故の被害者・加害者となる学生が数人いることから、入学時のオリエンテーションや長期休業前には、交通安全に留意するよう交通安全や防犯についても指導している。大学院には、これらに相当するものはないが、特別演習担当教員を通じて、日常的に指導を行っている。

## 2) 奨学金など学生に対する経済的な支援

- ・奨学生については、「高松大学・高松大学大学院・高松短期大学奨学生選考規程」【資料 2-7-4】、授業料の免除については、「高松大学・高松大学大学院・高松短期大学入学金、授業料の免除等に関する規程」【資料 2-7-5】に基づき実施している。入学前（入学志願者）対象と、入学後 2 年次から対象の奨学制度を設け、経済的支援を行っている。入学志願者には、『学生募集要項』【資料 2-7-6】のとおり、「奨学生推薦入試」（推薦基準は「特別奨学生」、「スポーツ奨学生」、「小学校教員養成特別奨学生」、「職業会計人育成特別奨学生」）と「奨学生一般入試」があり、他の入学試験と組み合わせて出願することで受験の機会を多く設け、入学金、授業料の免除を行っている。さらに、入学後 2 年次からは授業料が免除になる一般奨学生制度がある。また、突発的な諸事情により経済的困難が生じ修学が困難な者を対象とした、授業料免除制度がある
- ・経済的理由により授業料等の納入が困難な場合には、月割分納・徴収猶予制度を設けており、その他、海外留学の助成をする制度も整っている。入学志願者には、『学生募集要項』【資料 2-7-7】や『入学案内』【資料 2-7-8】で、学生には、『学生便覧』に「授業料免除・学納金の徴収猶予・奨学制度」【資料 2-7-9】、「高松大学・高松大学大学院・高松短期大学入学金、授業料の免除等に関する規程」【資料 2-7-10】を記載して周知し、適宜掲示を行っている。その他、日本学生支援機構奨学生、各地方自治体等の外部の奨学生も掲示等で紹介し、推薦依頼があれば学内で候補者を選考し推薦している。なお、平成 26(2014)年度の奨学制度等（奨学生給付・貸与、授業料免除）の利用状況は、次表のとおりである。

**奨学制度等の利用状況（大学）**

種 別	学内・学外の別	給付・貸与、授業料免除の別	支給対象学生数
一般奨学生	学内	授業料免除	4 人
特別奨学生	学内	授業料免除	46 人
スポーツ奨学生	学内	授業料免除	35 人
職業会計人育成特別奨学生	学内	授業料免除	3 人
小学校教員養成特別奨学生	学内	授業料免除	4 人
社会人の授業料減免	学内	授業料免除	6 人
授業料の免除	学内	授業料免除	3 人
私費外国人留学生学納金減免制度	学内	授業料免除	31 人
日本学生支援機構奨学生	学外	貸与	190 人
(公財) 岸本記念奨学生	学外	給付	1 人
文部科学省外国人留学生学習奨励費	学外	給付	1 人
(公財) 倉岡奨学会留学生修学助成金	学外	給付	1 人
(公財) 平和中島財団外国人留学生奨学生	学外	給付	1 人

### 奨学制度等の利用状況（大学院）

種 別	学内・学外の別	給付・貸与、授業料免除の別	支給対象学生数
私費外国人留学生学納金減免制度	学内	授業料免除	13人
(公財) ロータリー米山記念奨学会奨学金	学外	給付	1人
文部科学省外国人留学生学習奨励費	学外	給付	1人
(公財) 日本国際教育支援協会 JEES 一般奨学金	学外	給付	1人

- ・学生に対する経済的な支援の一環として、図書館業務のアルバイトに学生を採用している。

### 3) 学生の課外活動への支援

・学生が主体的に参画する活動には、クラブ・サークル活動、大学祭、「オータムコンサート」、「ふれあいコンサート」、「代表者会議」【資料 2-7-11】などがある。平成 26(2014) 年度において、課外活動団体として体育・文化系のクラブ・サークルは、大学・短期大学を合わせて 39 団体が活動し、延べ約 460 人が所属している。キャンパス内には、部室や合宿設備の整ったクラブハウスがある。遠征試合の移動などには課外活動専用バスを利用している。Jazz 研究会等による「ふれあいコンサート」を年間 6 回程度、昼休みに開催し、学生の発表や学生間の交流の場だけでなく、潤いを感じる時間となっている。クラブ活動の運営費の一部は、後援会から補助をしている。

・大学祭は、毎回多くの学生が参加している。併設の短期大学と合同で公募・推薦で選ばれた「大学祭実行委員会」主催の「全体会議」にゼミナール、研究室、クラブ・サークル代表学生が出席し、大学祭の企画・運営などを行っている。大学祭の運営費の一部は、後援会から補助をしている。

・学生として学術・文化・スポーツ等の各部門で顕著な成果を上げ、本学の名誉を高めた者に対して、選考の上、学長から賞状及び副賞を授与する「学長表彰」制度を設けている。また、学術振興基金から、「学校法人四国高松学園学術振興基金運用規程」【資料 2-7-12】に基づき、学生に対して「勉学奨励金」、本学の海外研修プログラムに参加する学生に対し、渡航に必要な経費の一部を助成金で補助している。

### 4) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

・学生の健康管理については、毎年度当初のオリエンテーション期間中に、全学生を対象に健康診断を実施している。医務室では常勤看護師が応急処置及び健康相談に応じている。専門的な医療相談に対しては、学校医による健康相談を月 1 回定期的に行っている。学生及び教職員が法定伝染病や感染症等に感染した場合は、学校医と相談しながら、学生支援部を中心として、早急に対策を検討する体制をとっている。

・ハラスメント相談窓口を設け、『学生便覧』に「ハラスメントのない快適なキャンパス

をめざして」【資料 2-7-13】を掲載し周知している。また、学生の心の援助を目的として学生相談室を開設し、5人の専任教員（うち1人は臨床心理士資格を有する）が室員を併任している。ただし、学生相談室の利用実績は多くない。

- ・留学生支援については、学生課長（留学生担当）と留学生担当職員を配置している。学習援助や生活上の指導を行うことによる学習効果の向上及び環境への適応を図るためのチューター制度【資料 2-7-14】がある。また、学術交流協定を締結した海外の機関から新規に入国した留学生に良好な勉学と生活の環境を提供し、経済的負担を軽減するとともに、日本における生活面の支援に資するために指定宿舎を設け、家賃及び共益費を当初1年間無料としている。また協定校を卒業後に日本の高等教育機関または語学学校に進学した後に本学へ入学した留学生には家賃及び共益費を1年間半額免除としている（『留学生生活ガイドブック』の「高松大学・高松短期大学留学生指定宿舎貸与基準」、「高松大学・高松短期大学留学生指定宿舎入居基準」【資料 2-7-15】）。さらに、留学生を担当するゼミナール担当教員は、きめ細かな履修指導、学習指導及び生活指導を行っている。その他に、医療費補助、県下の国際交流協会による国民健康保険料補助等の支援や下宿の保証人を請負う制度がある。

## 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

- ・学生からのさまざまな意見・提案・要望などを聞くために「満足度アンケート」や「学生生活調査」を行っている。このうち、学生の卒業及び修了前に実施する「満足度アンケート」では、そのアンケート項目の中に「クラブ・サークル活動」、「大学生活で困った時の相談窓口やサポート体制」、「経済的に困った時のサポート体制（奨学金制度や学納金の分納など）」、「クラブ・サークル活動に対するサポート体制」【資料 2-7-16】があり、5段階評価で満足度を調査し、自由記述欄も設けている。そして、学生生活の実態を知り、学生生活が豊かで充実したものになることを目的として、「学生生活調査」を隔年で実施しており、「学生生活調査報告書」【資料 2-7-17】として発行し、学内で閲覧できるようにしている。調査結果は「学生委員会」で協議の上、「自己評価委員会」へ報告している。
- ・「学生投書 BOX VOICE」【資料 2-7-18】を学生会館2階、本館1階ホールの2カ所に設置している。適宜回収し、意見内容と回答（事情説明や解決策など）を掲示している。

### （3）2-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生支援については、クラブやボランティア活動などの正課外活動に参加しやすい時間づくり、代表者会議の運営方法、地域と連携した活動への積極的参加等が今後の課題である。学生支援をするにあたって、学生の個人情報を扱う必要もあるが、その一方で、個人情報保護の観点から学生情報の共有が難しいこともあります。今後、どのように改善していくべきか、学生支援部が中心となって検討する。
- ・学生の各種活動についての学長表彰の多面的な評価方法について、学生支援部が中心となって検討する。
- ・クラブ・サークルの更なる活性化のために、強化クラブ外への支援のあり方全般について見直しを行う。クラブ・サークルのリーダー養成についても学生支援部が中心とな

つて検討する。

・学生相談室の利用が少ないことは、ゼミナール担当教員が学生の相談に個々に応じていることや、学生課窓口での相談や、学生同士の良好な友人関係において心のケアがなされているためであると考えるが、今後は学生支援部が中心となって一層の活用を促す。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 【大学】

・「高松大学学則」第 40 条に定めるとおり、経営学部においては、学士（経営学）、発達科学部においては学士（発達科学）の学位を授与している。本学はこの教育課程に即して、エビデンス集（データ編）表 F-6「全学の教員組織（学部等）」【資料 2-8-1】に示す教員を各学部に配置している。専任教員数と教授数は大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準を満たしている。

・大学全体の専任教員の年齢構成は、エビデンス集（データ編）表 2-15「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」【資料 2-8-2】で 61 歳～65 歳が 5%、66 歳～70 歳が 27%、71 歳以上が 15% となっており、61 歳以上が 47% と若干年齢構成が高めとなっている。

・「高松大学学則」第 1 条の目的に基づいて、「高松大学学則」第 24 条の教育課程にある授業科目を開講し、「高松大学学則」第 24 条の 4 にある下記の教員免許状・保育士資格がそれぞれ取得できる。【資料 2-8-3】それぞれの教職課程に関する専任教員数は、それぞれの認定基準を満たしている。また、保育士資格の教育課程に関する専任教員数は、指定保育士養成施設指定基準（第 2-4-（2）－アー（ア）及び第 2-4-（2）－イー（ア）から（オ）の教科担当教員組織及び教員資格）の基準を満たしている。

経営学部 高等学校教諭一種免許状（商業及び情報）

発達科学部 幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

保育士資格

・専任教員の科目担当、授業コマ数に関しては、「平成 27(2015)年度高松大学専任教員授業コマ数一覧表」【資料 2-8-4】のとおりであり、特に実技や実習担当教員のコマ数が

多いのが現状である。また、専任・兼任教員の比率は、エビデンス集（データ編）表 2-17「学部、学科の開設授業科目における専兼任比率」【資料 2-8-5】のとおりである。

### 【大学院】

- ・「高松大学大学院学則」第 2 条の目的に基づいて、「高松大学大学院学則」第 4 条にある経営学研究科を置き、「高松大学大学院学則」第 18 条にある授業科目を開講している。また、「高松大学大学院学則」第 26 条に定めるとおり、修士（経営学）の学位を授与している。【資料 2-8-6】本学はこの教育課程に即してエビデンス集（データ編）表 F-6「全学の教員組織（大学院等）」【資料 2-8-7】に示す教員を研究科に配置している。大学院設置基準「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」における経済学関係の基準上必要な「研究指導教員数」5 人に対し 10 人、「研究指導教員数及び研究指導補助教員数」9 人に対し 13 人と、基準より多く配置しており、研究指導教員における教授数は基準を満たしている。
- ・本学では、経営学部の専任教員が大学院を兼担しており、その年齢構成は、エビデンス集（データ編）表 2-15「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」【資料 2-8-2】で 26 歳～40 歳が 23%、41 歳～45 歳が 15%、46 歳～60 歳が 23%、66 歳～70 歳が 23%、71 歳以上が 15% となっている。
- ・大学院を兼担している経営学部の専任教員の科目担当、授業コマ数に関しては、「平成 27(2015)年度高松大学専任教員授業コマ数一覧表」【資料 2-8-4】のとおりである。

### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

- ・教員の採用については、大学では「学校法人四国高松学園就業規則」【資料 2-8-8】、「高松大学教育職員任用基準」【資料 2-8-9】に基づき、理事面接、人事委員会、人事教授会に諮り的確に実施している。なお、教員の流動性を高め、優れた人材を確保するため、平成 25(2013)年度に、経営学部において教員の公募（労務管理論・経営組織論など）を行った。4 名の応募があり、選考を行ったが、適任者がおらず、採用には至らなかった。また、平成 26 (2014) 年度には、新たに「学校法人四国高松学園任期付教員規程」【資料 2-8-10】を定め、教員の任期制を導入した。教員の昇任については、「高松大学教員昇任内規」【資料 2-8-11】に基づき、基準に該当する者を学部長の推薦により、人事委員会、人事教授会に諮り的確に実施している。なお、大学院の教員は、これまですべて経営学部の専任教員の中から採用しているという経緯から、独自の採用・昇任は行っていない。
- ・教員評価に関しては、学長が各専任教員に対し当該年度の「教育研究等実施報告」及び次年度の「教育研究等実施計画」【資料 2-8-12】を提出させ、面談により対話を重ね、きめ細やかな教育支援体制の確立をめざしている。この面談により、学長が教員評価をしているが、確立された教員評価制度はない。
- ・大学では、教育方法の改善をめざし、FD 活動を組織的に行ってている。FD 活動の実施に関する事項を専門的に検討するため、「自己評価委員会」に置かれた「高松大学・高松短期大学 FD 検討専門部会（以下「FD 検討専門部会」という）」に関し必要な事項を定めた「高松大学・高松短期大学 FD 検討専門部会内規」【資料 2-8-13】に基づき、副学

長、大学・短期大学の各学部・学科の教員で組織する「FD 検討専門部会」を設けている。「FD 検討専門部会」では、「FD 活動第 3 期 6 カ年計画」【資料 2-8-14】を作成し、平成 24(2012)年度より、この計画に基づき、年 2 回 FD 研修会を実施している。大学院では、教員がすべて経営学部の専任教員である事情もあり、独自の FD 活動は行っていない。

・大学では、年間を通じて授業を公開【資料 2-8-15】し、参観者は参観記録用紙を授業担当教員に提出して意見交換を図っている。研究授業【資料 2-8-16】は、大学の全学部で前期と後期に各 1 回実施し、事後に検討会を開いており、研究授業の内容は「研究紀要」において発表している。大学院では、教員がすべて経営学部の専任教員である事情もあり、独自の授業公開は行っていない。

・大学では、「学生による授業評価」を平成 14(2002)年度から実施しており、13 項目の質問事項を項目毎にグラフ化し、各授業の担当教員が結果に対するコメントを記入したものをまとめ、毎年度「集計結果報告書」【資料 2-8-17】として発行し、図書館で閲覧可能とするなどして、授業改善を図っている。

・大学では、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD) (Shikoku Professional and Organizational Development Network in Higher Education)」【資料 2-8-18】に加盟している。「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD)」内の大学から加盟校に研修講師を派遣する「SPOD 内講師派遣プログラム」を利用し、本学の FD 研修または SD 研修として年 1 回実施している。また、遠隔配信システムを利用して他大学での FD 研修プログラムを受講するなど、授業改善、学生支援、カリキュラム改善を図っている。

### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

・大学では、エビデンス集（データ編）表 2-5「授業科目の概要」【資料 2-8-19】のとおり、教養科目を「全学共通科目」として大学全体で編成しており、「教養科目」、「基礎科目」、「コミュニケーション科目」、「健康とスポーツ科目」で構成されている。

・教養教育実施のため、「教務委員会」で「全学共通科目」の見直しなどを行っており【資料 2-8-20】、それを「総務教学委員会」で協議の上、次年度のカリキュラムに反映させている。

#### (3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

・大学及び大学院では、近年、教員の教育上の能力が強く求められており、教員の採用や評価においても、教育面を大いに重視する方向で、学長、各学部長、研究科長を中心に検討を行う。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理**

**1) 教育環境の整備状況**

・校地等の面積は、エビデンス集（データ編）表 2-18「校地、校舎等の面積」【資料 2-9-1】のとおり、併設の短期大学と共に 42,978 m<sup>2</sup>、このうち校地の面積は 33,966 m<sup>2</sup>である。大学設置基準に定める基準（以下計算例「学生収容定員 738 人（大学 718 人、大学院 20 人）【資料 2-9-2】×10 m<sup>2</sup>=7,380 m<sup>2</sup>」）を充足している。

・運動場は、適切な面積を有している。エビデンス集（データ編）表 2-22「その他の施設の概要」【資料 2-9-3】のとおり、校舎と同一敷地内にある「グラウンド」と「テニスコート」を合せた面積は 9,520 m<sup>2</sup>を有している。

・体育館は、アリーナの面積が 1,442 m<sup>2</sup>あり、バレー ボールコートで 3 面、バスケット ボールコートで 2 面、ハンドボールコートで 1 面使用することができる他、武道場として 134 m<sup>2</sup>及びトレーニングルームを有している。

・校舎面積は、エビデンス集（データ編）表 2-18「校地、校舎等の面積」【資料 2-9-1】のとおり、大学専用面積が 2,989 m<sup>2</sup>、併設の短期大学との共用面積が 12,563 m<sup>2</sup>、合計で 15,552 m<sup>2</sup>あり、大学設置基準の面積 5,660 m<sup>2</sup>を充足している。

・校舎は各学部・研究科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を整備している。このうち、「2 号館」【資料 2-9-4】には発達科学部の研究室があり、授業や学生の課外活動などで使用している「小児保健実習室」、「栄養実習室」、「図工室」、「心理学実験室」、「理科実験室」、「電子ピアノ教室」、「ピアノ練習室」など、特色を備えた教室を整備している。また、「1 号館」【資料 2-9-5】には「情報処理教育センター」を配置して、コンピュータなどの機器を整備し、6 室のパソコン演習室を整備している。

・図書館は、エビデンス集（データ編）表 2-24「学生閲覧室等」【資料 2-9-6】のとおり、閲覧スペース 375 m<sup>2</sup>、書庫スペース 295 m<sup>2</sup>を有し、閲覧室の座席数は大学設置審査基準要項細則四に定める収容定員の 10%以上（本学 144 席、併設の短期大学と合わせて 14%）を満たしており、開館時間は 8 時 40 分から 20 時までとしている。主な所蔵資料は、エビデンス集（データ編）表 2-23「図書、資料の所蔵数」及び平成 26(2014)年度図書館報告【資料 2-9-7】のとおり、図書 122,680 冊、受入雑誌 513 種（購入和雑誌 94 種、洋雑誌 0 種）、AV 資料 5,992 点である。なお、データベースは、『学生便覧』の「附属図書館」の「レファレンス・サービス」【資料 2-9-8】に「GeNii NII 学術コンテンツ・ポータル」、「EBSCO(Business Source Premier)」、「朝日新聞オンライン記事データベース」があり、洋雑誌はデータベースで資料を取得している。図書館では学生が必要とするものを優先的に導入・購入・提供できるよう、常に検討・配慮した運営をしている。また、すべての図書資料について、所蔵情報をインターネット上で公開し利用推進を図っている。

・学生の図書館利用について、入館者数の減少はあるものの、貸出冊数については増加し、文献複写やリクエストなども増えて、利用は活発になっている。入館者数減少の原

因は、3階を利用していた経営学部の授業の減少に伴うものと考えられるが、全体的には、長時間利用する学生が多くなり、朝の開館から閉館時間まで、利用が多い。

・購入図書選定システムについては、「ブックハンティング」【資料 2-9-9】やリクエストなどの学生目線での選書システムの導入により、教員の専門分野等に偏らない選書を心がけている。廃棄については、「高松大学附属図書館図書資料除籍規程」【資料 2-9-10】に基づき実施している。

・学生の学習を支援するため、授業や研究に必要な参考図書や関連資料だけでなく、キャリア支援図書についても、必要なものを優先的に整備し提供している。

・情報環境については、各学部・研究科の教育目的達成のため、必要なハードウェア及びソフトウェアの環境を整備するとともに、利用向上のための支援サービスの提供を行っている。具体的には、基幹 1Gbps の高速ネットワークを中心とした学内 LAN ネットワークを構築し、パソコン演習室及び教室・研究室からの情報通信アクセスを可能としている。加えて、情報共有サーバやネットワークプリンタなどの情報サービスの提供を行っている。また、平成 26(2014) 年度には、ラーニングコモンズ環境充実の一環として、図書館に貸出用パソコン 30 台を整備した。

・平成 26 (2014) 年度における情報環境整備においては、申請によりノートパソコンなどの情報端末から無線 LAN 経由でインターネットが利用できる学内無線 LAN サービスの構築を行った。無線 LAN 環境整備については、演習室や講義室以外のサービスエリアが増えて、学内 13 カ所での利用が可能となった。また、フィルタリングサーバのリプレイスを行い、有害サイト対策の強化を図った。

## 2) 教育環境に関する学生満足度

・学生からのさまざまな意見・要望を聞くために、卒業及び修了前に「満足度アンケート」を実施している。そのアンケート項目の中に、施設・設備に関して、「教室、演習室、実習室など教育施設の整備状況」、「自習のためのパソコンの台数や利用時間など」、「図書館の本・雑誌・各種資料の整備状況と利用時間など」、「食堂・売店のメニュー・品揃えや利用時間など」、「運動のための施設の整備状況（体育館・グラウンドなど）」、「休憩したり、友人と話したりするスペースの整備状況」、「キャンパス内の庭園や花壇の整備、美化の状況」【資料 2-9-11】があり、5段階評価で満足度を調査し、自由記述欄も設けている。

・さらに、学生からの意見を積極的に取り入れるため、「学生投書 BOX VOICE」【資料 2-9-12】を設置している。

## 3) 教育環境の管理運営

・「学校法人四国高松学園経理規程」【資料 2-9-13】、「学校法人四国高松学園防火・防災管理規程」【資料 2-9-14】、「学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程」【資料 2-9-15】等を定め、諸規程に従い施設設備、物品等を維持管理している。

・火災・地震対策、防犯対策のための規程等については、「学校法人四国高松学園危機管理規程」【資料 2-9-16】、「危機管理マニュアル」【資料 2-9-17】を定めている。

・消防点検、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度等の定期点検は的確に行ってい

る。

- ・コンピュータネットワークのセキュリティ対策については、ファイヤーウォールを整備している。また、学内のパソコンにはセキュリティソフト及びウィルス対策ソフトを導入し、安心・安全な情報環境を提供している。パソコン演習室及び図書館 2 階パソコンスペースのパソコンには、クライアント復元システムによるリカバリー環境を提供しており、トラブルの未然防止とシステムの安定度を強化している。
- ・省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全のため、電気はデマンド監視を行うとともに、大半のエアコンを集中管理して節電（デマンド監視前の平成 21(2009)年度比約△122,000 余 Kw）に努めている。一方、雨水の利活用として、学生会館、2 号館の地下にタンクを備え、庭園などの散水に利用している。
- ・施設設備の安全性については、平成 23(2011)年度に 3 号館、平成 25(2013)年度に西館の耐震補強工事を行い、平成 25(2013)年度に本学は全校舎が耐震基準を充たすことになった。同時に、学生から要望のあった学生の居場所づくりとしての学生リフレッシュルームの整備やトイレの洋式化も実施した。
- ・施設・設備の利便性（バリアフリー等）については、本館 1・5 階、2 号館、学生会館 2 階に身障者用トイレ、本館 2 階、1 号館南・北出入口、2 号館西出入口、3 号館北出入口、西館出入口にスロープを設置している。
- ・平成 26(2014)年度に本学正門及び本館周辺の舗装改修工事、2 号館への双方からのアクセス改善のための舗装新設等工事、学生駐車場（第 1～3 駐車場）の舗装改修工事等を行い、屋外環境の改善の他、新たに学生用掲示板を整備した。また、ゴミの分別収集をより高める区分毎の集積庫を整備し、生ごみ、缶・ビン・ペットボトル、可燃物、紙・ダンボール、その他不燃物をそれぞれ的確に回収することで、リサイクル率の向上を図るとともに、廃棄物処理費の低減を図った。

## 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

### 1) クラスサイズ

- ・本学の「建学の精神」の 1 つに「対話にみちみちた ゆたかな人間教育をめざす大学」があり、母体となった短期大学の開学時から対話を重視し、少人数授業を行ってきた。さらに、地方の小さな大学だからできることとして、授業においては、双方向授業も重視している。

#### 【大学】

- ・各授業科目の履修人数については、「単位認定状況表（平成 26(2014)年度開講科目）」【資料 2-9-18】のとおりである。クラスサイズは、全学共通科目（旧：教養科目を含む）が講義形式で 25 クラスの平均 74 人、演習形式で 52 クラスの平均 26 人、実習形式で 4 クラスの平均 33 人、経営学部専門科目が講義形式で 93 クラスの平均 35 人、演習形式で 81 クラスの平均 10 人、実習形式で 5 クラスの平均 13 人、発達科学部専門科目が講義形式で 51 クラスの平均 27 人、演習形式で 205 クラスの平均 13 人、実習形式で 20 クラスの平均 17 人、平成 26(2014)年度開講科目全体が講義形式で 169 クラスの平均 38 人、演習形式で 338 クラスの平均 14 人、実習形式で 29 クラスの平均 19 人【資料 2-9-

19】であり、教育効果を十分上げられる人数となっている。

- ・授業内容や教育効果に配慮したクラス分けを工夫しており、クラス分けについては、「大学平成 26(2014)年度クラス分けについて」【資料 2-9-20】のとおりである。
- ・個々の授業のクラス分けについては、次のとおりである。全学共通科目の「情報基礎演習」、「情報応用演習」は 3 クラスに分けている。「日本語表現法 I ・ II」、「コミュニケーション演習 I ・ II」、「英語 I ~IV」、「プラクティカル・イングリッシュ I ・ II」は学部別に実施している。さらに、「日本語表現法 I ・ II」、「コミュニケーション表現」、「コミュニケーション演習 I ・ II」は留学生クラスを別途設けている。また、「健康とスポーツ実習」は 2 クラスに分けている。
- ・発達科学部の専門科目では、「体育 I – I ・ I – II」、「図画工作 I – I ・ I – II」を 2 クラスに、「音楽 I – I ・ I – II」、「音楽 II – I ・ II – II」を 10 クラスに分けている。

#### 【資料 2-9-19】

- ・母体となった短期大学の開設以来実施している「研究室制度」を具体化した授業科目について、経営学部では、1 年次の「基礎演習 I ・ II」が 14 クラスで平均 7 人、2 年次の「演習 I ・ II」が 14 クラスで平均 10 人、3 年次の「演習 III ・ IV」が 16 クラスで平均 7 人、4 年次の「卒業論文」が 16 クラスで平均 8 人、発達科学部では、1 年次の「基礎演習 I ・ II」が 14 クラスで平均 10 人、2 年次の「演習 I ・ II」が 14 クラスで平均 8 人、3 年次の「演習 III ・ IV」が 16 クラスで平均 6 人、4 年次の「卒業論文」が 11 クラスで平均 4 人である。【資料 2-9-21】

#### 【大学院】

- ・大学院ではこのような集計はされていないが、多くの授業で数人規模の受講者数であり、少人数授業や双方向授業を重視していると判断できる。

## 2) 教育効果

#### 【大学】

- ・「学生による授業評価」の項目に「学生に質問するなど、学生の参加を促す努力をしていましたか」、「学生の理解状況を十分確かめながら授業を進めていましたか」などがある。平成 26(2014)年度「集計結果報告書」【資料 2-9-22】の「授業形式別集計結果（大学全体）」の「学生に質問するなど、学生の参加を促す努力をしていましたか」では、実習が最も数値が高く、以下、演習、講義の順番となっており、全体の評価は「非常にそうである」が 40%、「かなりそうである」が 20%を超え、合わせて「そうである」との回答が 70%以上であった。「学生の理解状況を十分確かめながら授業を進めていましたか」では、実習が最も数値が高く、以下、演習、講義の順番となっており、全体の評価は「非常にそうである」が 40%、「かなりそうである」が 20%を超え、合わせて「そうである」との回答が 70%以上であった。いずれも学生の評価は高く、少人数授業や双方授業での教育効果によるものと判断できる。

#### 【大学院】

- ・大学院では、「学生による授業評価」は実施していないものの、大学と同様、少人数授

業や双方向授業を重視しており、このことによる教育効果は高いものと推察される。

### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

- ・キャンパス内のバリアフリーに配慮した環境整備計画や園庭の整備など、学生のための快適な施設整備を推進するとともに、照明器具の LED 化等、省エネ計画を理事会を中心とする法人において検討する。
- ・情報環境整備においては、整備した無線 LAN 環境やラーニングコモンズ用スペースをより活用できる環境整備の充実を図る。また、情報機器の更新計画の検討は毎年不可欠なものであり、早急な対応が求められている。なお、一部のソフトウェアが旧バージョンの機器もあるため、学内情報機器のバージョン統一について、情報処理教育センターが次年度以降の計画に反映させ、対応していく。

### [基準 2 の自己評価]

- ・学修と授業については、本学で最も重要なものとして、使命・目的を踏まえて、学部・研究科毎の教育目的を明確に定めている。これを実現するための方策として 3 つの方針を定め、学内共通理解の下に、組織的、総合的に教学経営を進めているが、改善すべき事項はいくつかある。
- ・学生の受入れについては、少子化及び地方経済不況の影響が大きい中、入学定員を確保するため、受験生・保護者に対して「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」や、入学してからの教育、学習環境、学生支援や就職・進学に関する情報を明確に伝える努力をしている。そのため、入学者数、学生数は少しづつではあるが改善傾向にある。
- ・教育課程及び教授方法については、教育目的を踏まえた教育課程・実施の方針を明確にし、周知している。この方針に沿って体系的な教育課程を編成し、授業科目を適切に開講している。また、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に沿った体系的な教育課程を編成し、教授方法の工夫・開発を行い、学生からの評価も高い。しかし、更なる改善のため、「科目系統図（カリキュラム・マップ）」の工夫、アクティブラーニング型授業の開発促進、学習ポートフォリオの導入の検討などが必要である。
- ・学修及び授業の支援については、「研究室制度」があり、学生は 1 年次から少人数でゼミナールに所属し、学生一人ひとりに十分な支援ができている。また、授業の出席確認を全学的に行っており、怠学傾向学生の把握に努め、ゼミナール担当教員（大学院では、特別演習担当教員）が中心になって対応している。さらに、学生の成績表はゼミナール担当教員が配るので、学修指導が十分にできている。卒業及び修了前の学生に「満足度アンケート」を実施することにより、学生の学修及び授業支援に対する意見を汲み上げ、改善を行っている。
- ・単位認定、卒業・修了認定等については、シラバスに「成績の評価」の項目があり、学生に周知している。厳格な成績評価のため、GPA 制度を導入しているが、改善すべき問題点もある。成績評価の適正化についてガイドラインの検討が必要である。学生及び保護者に対する説明内容や学修指導における活用法についてさらに検討する必要がある。
- ・キャリアガイダンスについては、教育課程においてキャリア支援科目を設けており、

インターンシップも1年次から3年次まで段階的にできるようにしている。キャリア支援課で就職などに関する相談・助言・指導をしており、就職ガイダンスも十分に行っている。また、学生の就職等に関する満足度調査を実施しており、高い評価を維持している。

・教育目的の達成状況の調査とフィードバックについては、「学生による授業評価」、「満足度アンケート」、「学生生活調査」を実施することによりPDCAを回している。また、学生の学修状況をゼミナール担当教員（大学院では、特別演習担当教員）が把握しており、成績不良や怠学傾向のある学生の指導もゼミナール担当教員が主となり、各学部・研究科全体で指導している。

・学生サービスについては、学生サービス、厚生補導のための体制を整備している。大学独自の奨学金制度は充実しており、経済的な支援は十分に行っているが、学生の活動における学長表彰等の多面的な評価方法については検討が必要である。学生の課外活動については強化クラブを中心に支援・充実に努めているが、強化クラブ外への支援のあり方全般について見直すなど、更なる活性化のために検討が必要である。学生の健康管理については、医務室と学生相談室を設け、支援・相談を適切に行っている。学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるため「満足度アンケート」などを行い、改善を重ねている。

・教員の配置・職能開発などについては、大学において大学設置基準を上回る教員数及び教授数と、免許・資格関連の指定基準に即した教員を配置している。教員組織編制方針とその採用、任用、昇任については、規程に則り適正に運用する体制を整えている。大学院でも同様である。「FD検討専門部会」において、教員の資質・能力向上の取り組みを計画的に実施している。

・教育環境の整備については、大学設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしており、教育目的を達成するために必要な施設を整備しているが、ソフトウェアや学内LANの速度アップのための再構築等が必要である。教育環境の管理運営については、各種規程を定め、改善を重ねている。耐震補強対策については、平成25(2013)年度の工事で完了となった。授業を行う学生数（クラスサイズ等）については、少人数での授業が多く、「満足度アンケート」で学生の意見を汲み取り、教育効果を高めている。

### 基準3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### «3-1の視点»

###### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

###### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

###### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

###### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

###### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

###### (1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- ・高松大学（以下「本学」という）は「学校法人四国高松学園寄附行為」【資料3-1-1】、「学校法人四国高松学園事務組織規程」【資料3-1-2】、「学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程」【資料3-1-3】に基づき組織しており、「学校法人四国高松学園行動規範」【資料3-1-4】の定めに則り、規律と誠実性を維持し、経営・運営している。

###### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・本学の使命・目的の実現のため、平成25(2013)年度に、平成25(2013)～30(2018)年度の6カ年の中期目標・中期計画を策定し、この計画に基づいて取り組んでいる。また、本学では、平成20(2008)年から継続的に毎年度当初に法人部門、各学部、入学センター、学生支援部キャリア支援課（以下「キャリア支援課」という）がその年度の事業計画を全教職員に説明する「事業計画説明会」【資料3-1-5】を開催している。このうち、法人部門については理事長から説明を行っており、高等教育機関としての使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしている。

###### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- ・「学校法人四国高松学園寄附行為」第3条、「高松大学学則」第1条及び「学校法人四国高松学園行動規範」に「教育基本法及び学校教育法に従い」と明記している。また、平成20(2008)年に「学校法人四国高松学園コンプライアンスに関する規程」【資料3-1-6】、「学校法人四国高松学園公益通報者保護規程」【資料3-1-7】を定め、法人全体で関係法令を遵守し、適切に法人及び大学運営を行っている。本学では、学内諸規程をすべてグループウェアで閲覧できるようになっており、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令に基づいた規程の制定、改正を関係委員会等で逐次行い、重要な規程については「高松大学・高松短期大学総務教学委員会（以下「総務教学委員会」という）」で検討の上、「高松大学教授会（以下「教授会」という）」で承認している。すべての教職員がこの規程に則り適切に業務を行っている。

- ・個人情報の保護については、平成 17(2005)年に「学校法人四国高松学園個人情報保護方針」【資料 3-1-8】を定め、「学校法人四国高松学園の保有する個人情報の保護に関する規程」【資料 3-1-9】及び「学校法人四国高松学園の保有する個人情報の保護に関する規程について（申し合せ）」【資料 3-1-10】を定め、適正な個人情報の管理を行っている。
- ・研究活動の不正防止については、「高松大学・高松短期大学公的研究費の管理・監査に関する取扱規程」【資料 3-1-11】、「高松大学・高松短期大学研究活動不正行為防止規程」【資料 3-1-12】、「物品納品検収基準」【資料 3-1-13】、「高松大学・高松短期大学科学研究費助成事業事務取扱要項」【資料 3-1-14】を定め、組織として適正な管理に取り組んでいる。

#### 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・環境保全については、地球温暖化の防止、省エネルギーへの取り組みとして、平成 14 (2002) 年夏からクールビズを実施し、全学的に電気の使用について節約を呼びかけるとともに、平成 22 (2010) 年度下期からデマンド監視やエアコンの集中コントロールによる節電を継続している。
- ・人権への配慮については、ハラスメントに関して「高松大学・高松短期大学ハラスメントの防止のための指針」【資料 3-1-15】、「高松大学・高松短期大学ハラスメントの防止等に関する規則」【資料 3-1-16】、「高松大学・高松短期大学ハラスメント苦情相談実施要項」【資料 3-1-17】を定めるとともに、ハラスメントを防止するため、毎年度当初に、全学生と非常勤講師を含む全教職員に対して配布している『学生便覧』の中に「ハラスメントのない快適なキャンパスをめざして」【資料 3-1-18】を明記するとともに、さらに新入生には、「新入生へのメッセージー楽しいキャンパスライフのために他人への思いやりをー」を配布し、学生支援部学生課（以下「学生課」という）によるオリエンテーションの中で説明しており、「高松大学・高松短期大学人権教育委員会」【資料 3-1-19】とともに配慮を行っている。
- ・安全への配慮については、就業規則に基づいた「学校法人四国高松学園衛生管理規程」【資料 3-1-20】を定め、これに則り、適切に教職員の安全確保及び健康の保持増進を図っている。また、産業医による健康相談を毎月 1 回実施し、教職員の健康管理に配慮している。そして、「学校法人四国高松学園危機管理規程」【資料 3-1-21】、を定めており、「危機管理マニュアル」【資料 3-1-22】で、防災の心得、防犯、火災・地震の対応策及び連絡体制、安否確認、感染症についての詳細なマニュアルを作成している。「学校法人四国高松学園防火・防災管理規程」【資料 3-1-23】では、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的として取り組んでおり、学内 Web 「スケジュールボード」に載せて、常に全教職員が確認できるようにしている。年に 1 回は、全学的な避難訓練を実施し、学生・教職員の意識を高め、安全確保を図っている。

#### 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- ・教育情報については、平成 22(2010)年 6 月に文部科学省より通知のあった「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」に基づき、平成 22(2010)年 12 月

に「教育研究上の目的」、「教育研究上の基本組織」、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績」、「入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員、卒業、就職等」、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」、「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境」、「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」、「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援」、「学生が修得すべき知識及び能力」、「国際交流・社会貢献等の概要」【資料 3-1-24】を「高松大学・高松短期大学公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という）」に公表した。

・財務情報については、平成 16(2004)年 7 月に文部科学省より通知のあった「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について」に基づき、本学広報誌『学報』【資料 3-1-25】に掲載していたが、より広く一般に公開するため、平成 20(2008)年度に前年度の「事業報告」、「決算書（資金・消費収支計算書、貸借対照表）」、「財産目録」、「監事監査報告書」【資料 3-1-26】を「公式ホームページ」に公表した。そして、平成 22(2010)年 12 月の教育情報の公開に併せ、財務情報をよりわかりやすくするため、「学校法人会計の特徴及び各計算書類の解説」、「財務比率等を活用した財務分析資料」、「財務比率表を図表で表した資料」【資料 3-1-26】を追加した。

### （3）3-1 の改善・向上方策（将来計画）

・安全への配慮については、現在行っている避難訓練を発展させて、近い将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震による津波を想定した訓練を、総務部会計課を中心となって計画する。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### （1）3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### （2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### 1) 理事会

・「学校法人四国高松学園理事会（以下「理事会」という）」の組織及び任務については、「学校法人四国高松学園寄附行為」【資料 3-2-1】第 17 条に規定されており、定例の「理事会」は、毎年 3 月、5 月、12 月に開催している。臨時の「理事会」も同条に基づき、必要がある場合にその都度理事長が招集して開催している。3 月の会は、「学校法人四国高松学園寄附行為」第 34 条により翌年度の事業計画案及び予算案等の重要事項について審議される。5 月の会は、前年度の事業報告及び決算について審議され、監事から前年度の監査報告が行われる。また、12 月に補正予算案の審議が行われる。「理事会」の開催に際しては、開催要件の確認、決議録署名人の選考等が行われ、適切な運営に努め

ている。「学校法人四国高松学園寄附行為」第 23 条の諮問事項については、3 月の会開催前に事業計画案及び予算案について、あらかじめ「評議員会」の意見を聞いている。12 月の補正予算案についても「評議員会」の意見を聞いた後開催される。また、5 月の会において了承された事業報告と決算については、後に開催される「評議員会」で報告を行い、意見を聞いている。以上のとおり、私立学校法に基づき適切な運営を行っている。

・理事の選考については、「学校法人四国高松学園寄附行為」第 7 条に則り適切に選考されている。「学校法人四国高松学園役員名簿」【資料 3-2-2】に示すとおり、定数 8 人のところ、大学と短期大学の学長が兼務していることにより現員 7 人となっている。学外からの中立で多様な意見を取り入れるため、「評議員会」において選任された理事 1 人と学識経験者のうち「理事会」で選任した 1 人の計 2 人の外部理事を選任している。平成 26(2014)年度に 3 回開催した「理事会」【資料 3-2-3】では、「学校法人四国高松学園寄附行為」第 17 条第 10 号に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席とみなす」と規定していることから出席率は 95% であり、実出席率についても 3 月に 1 人欠席、12 月に 1 人が委任状出席の他は全員出席で、平均 90% と適切である。

・理事長は、「学校法人四国高松学園寄附行為」第 12 条で「法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。また、法人の効率的な運営を図るため、第 18 条に基づく「学校法人四国高松学園理事会業務委任規程」【資料 3-2-4】により、あらかじめ「理事会」において定めた重要な審議事項以外で、「理事会」の権限に属する事務の一部を理事長等に委任することができると定めていることから、「学校法人四国高松学園常任理事会設置規則」【資料 3-2-5】に基づき、「学校法人四国高松学園常任理事会（以下「常任理事会」という）」を設置し、法人の管理運営及び日常的業務を円滑に執行している。

## 2) 常任理事会

・「常任理事会」は、理事長、常勤の理事、副学長及び事務局長で組織され、定例的に毎月 1 回開催している。本法人は、理事長が大学及び短期大学の学長を併任していることから、「学校法人四国高松学園理事会業務委任規程」第 3 条の受任理事と業務範囲に明記されている管理運営、教育・研究、幼稚園運営について、教学側の意見集約も含め、理事長がリーダーシップを十分に發揮し、適切に審議を行っている。

### （3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

・「理事会」が使命・目的の達成に向けて戦略的的意思決定ができる体制の整備は一応整っているが、地方の私学を取り巻く環境や法人の直面する課題に迅速に対応すべく、「理事会」の開催回数の見直し、さらに「理事会」の機能を強化させ、戦略的的意思決定、機能的な業務運営体制を検討する。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### 《3-3 の視点》

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性**

・平成 26(2014)年 8 月に文部科学省より通知のあった「学校教育法施行規則及び国立大学法人施行規則の一部を改正する省令」により、学長のリーダーシップ確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直す等の改正の趣旨に基づき、関係する内部規則等を見直した。教授会の審議事項は「学長が掲げる事項について意見を述べるもの」と、「学長の求めに応じ、意見を述べるもの」とに規定し、最終決定権は学長が有することを明確にした。また、教授会での決定に至るまでの協議機関として各種委員会【資料 3-3-1】が設置され、各委員会規程に基づき適切に運営している。各委員会は、大学と短期大学の両大学の教員と職員で構成している。本学は小規模な大学で、大学の学長と副学長が併設の短期大学の学長と副学長をそれぞれ兼務している。また、施設を共有していることや大学と短期大学の教員が授業科目を兼任している場合もあるなど、委員会の合同開催は情報が共有でき、その情報を基にさらにきめ細やかな学生指導ができる利点がある。

・大学の「教授会」は、各学部の専任教員で組織し、学長が議長となり、「高松大学学則」及び「高松大学教授会規程」【資料 3-3-2】に定められた事項を審議するとともに、各「学部会議」及び各種委員会の報告が行われる。

・大学院の「高松大学大学院経営学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）」は、基礎となる学部の専任教員で組織し、研究科長が議長となり、「高松大学大学院学則」及び「高松大学大学院経営学研究科委員会規程」【資料 3-3-3】に定められた事項を審議する。

・大学、大学院、短期大学を含めた全学の部局長等が委員である「総務教学委員会」【資料 3-3-4】を毎月 1 回開催して学長がその議長となり、「理事会」と教学組織との調整に関することを含み、教学に関する議題について検討している。このように、小規模大学の利点を活かし、学長を最高責任者として大学全体の教職員が共通認識を持ち教育にあたっている。

**3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮**

・本学における教育研究体制は、「教授会」、「研究科委員会」、「学部会議」、各種委員会によって運営されており、「教授会」、「総務教学委員会」、「高松大学・高松短期大学自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という）」は学長がその議長となる。

・学長の業務については、「高松大学学則」第 7 条の 2 に「学長は、本学の校務全般をつかさどり、所属職員を統督する」と定めており、大学における全般的なリーダーシップの発揮が求められている。さらに、「学校法人四国高松学園理事会業務委任規程」【資料 3-3-5】では、教育・研究の業務に関することを定めており、適切にその役割を果たしている。

・また、学長を補佐するために平成 8(1996)年より副学長を置き、その業務については、

高松大学学則第7条の3に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。さらに、「高松大学副学長に関する規程」【資料3-3-6】により、平成27(2015)年度から国際交流、研究支援に関する業務及び学長が特に命ずる事項について担当することになった。

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

・平成26(2014)年度に「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」が一部改正されたことに伴い、この改正の趣旨に沿い、「教授会」の役割の明確化、副学長の職務内容を改めるなどの変更を行った。教育に係わる意思決定は適切に機能しているが、学長がこれまで以上にリーダーシップを発揮できるような協力体制を整えていく。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4の視点》

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

##### (1) 3-4 の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

##### (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

・本法人の最高意思決定機関は「理事会」であり、「学校法人四国高松学園寄附行為」【資料3-4-1】に定める理事7人中常勤理事は5人で、平成27(2015)年5月1日現在は、学長、高松東幼稚園長（発達科学部教授）、経営学研究科長、経営学部長の4人が大学の教員で、短期大学の教員が1人である。理事長は大学・短期大学の学長を兼ねており、法人部門と教学部門双方の代表として情報の共有と意思決定の円滑を図っている。

・「常任理事会」は、理事長、常勤理事、副学長及び事務局長で構成されており、法人業務全般の重要案件について審議している。また、「常任理事会」の議事録は事務局が作成し、理事長の押印の後、次回開催時に全員にコピーを配布している。

・「理事会」と教学組織との調整も含んだ全学の部局長等が委員である「総務教学委員会」は、学長が議長となり、法人及び各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションを図るとともに、鋭意協議している。のことなどにより、法人と教学との円滑なコミュニケーションを取っており、決定事項については速やかに関係機関に伝達している。

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

・「理事会」には大学から学長、高松東幼稚園長（発達科学部教授）、経営学研究科長、経営学部長の4人が理事として出席しており、学長が教学関係等の重要事項に関して説明及び報告を行っている。

・監事については、「学校法人四国高松学園寄附行為」第8条から第11条及び第16条に示されている。定数2人に対して現員2人が適切に選任され、法人の業務または財産の状況を監査し、「理事会」及び「評議員会」に報告するとともに適宜意見を述べている。また、学内に監査室を設置して、不定期であるが、理事長及び事務局長と法人の運営について意見交換を実施している。平成26(2014)年度は、平成27(2015)年5月に監査を行い、適正かつ正確との結果【資料3-4-2】であった。平成26(2014)年度に3回(5・12・3月)開催した理事会への監事の出席状況は、5月は2名、12・3月は1名の出席であった。

・「評議員会」は、「学校法人四国高松学園寄附行為」第21条から第27条に示されているとおり、定数18人のところ、大学と短期大学の学長が兼務していることから、現員17人であり、「学校法人四国高松学園寄附行為」に基づき適切に選任されており、「評議員会」において諮問事項に対し適切に意見を述べている。また、審議事項以外においても、理事長から出席者全員に法人の業務全体に対する意見が求められ、評議員からは忌憚のない意見が示されている。なお、平成26(2014)年度に3回(5・12・3月)開催した評議員会への出席状況は、実出席率は75%である。「学校法人四国高松学園寄附行為」第21条第1項第9号に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席とみなす」と規定しており、欠席の評議員からは、全員、委任状の提出があった。

・「理事会」、「評議員会」の決議録【資料3-4-3】【資料3-4-4】は事務局が作成し、「学校法人四国高松学園寄附行為」の定めのとおり、「理事会」は議長と出席した理事のうちから互選された理事2人以上が、また、「評議員会」は議長及び出席した評議員のうちから互選された2人以上が署名・押印して事務局に備え付けている。

### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

・教学の各取り組みについて、各学部・研究科・各種委員会で協議した案件を、「高松大学・高松短期大学総務教学委員会規程」【資料3-4-5】により、「総務教学委員会」で学長が議長として審議し、「理事会」に関連する事項は「理事会」に諮り、意思決定を行っている。また、教学に関連する事項は「教授会」に諮っている。自己点検・評価に関しては、「高松大学・高松短期大学自己評価委員会規程」に基づき、「自己評価委員会」で学長が議長として審議し、自己点検評価書を作成している。

・本学の予算や施設設備、国や県、市の施策に関する事項については、「理事会」で審議・意思決定を行い、「総務教学委員会」を通して、各学部・研究科・事務局へ周知している。以上の会議等において、学長は議長として重要案件の起案や方針の策定に中心的な立場でリーダーシップを発揮している。ボトムアップの仕組みとしては、各種委員会、事務連絡会等を通じて改善する体制となっている。

・本学では、教員個々の自己点検・評価を確認するため、「教育研究等実施計画」及び「教育研究等報告」の提出を義務づけており、学長が各教員と「学長面談」を行う際に、その内容を汲み取る仕組みとなっている。

#### (3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

- ・現評議員の「評議員会」への出席率について、委任状出席となる評議員が若干名存在

することから、欠席の理由などを調査して、当日の出席が可能となるよう検討する。

- ・監事による監査業務については、現在不定期に実施されているが、今後は時期を定めて実施するとともに監査内容についても踏み込んだものとする。
- ・法人の経営状況について教職員に現状を報告する機会を設けて、教職員の経営への参加意識を高める。

### 3-5 業務執行体制の機能性

#### «3-5 の視点»

##### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

##### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

##### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

###### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

###### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

・本法人の事務組織は、「組織別職員配置図」【資料 3-5-1】のとおりで、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学の管理運営と教育・研究を所掌する大学事務局、大学事務局と連携した学生支援部、高松大学附属図書館（以下「図書館」という）、入学センター、情報処理教育センター、生涯学習教育センター、地域経済情報研究所・子ども研究所・ベンチャークリエーション研究所（以下「各研究所」という）、地域連携センター、高松東幼稚園に、それぞれ必要な職員が配置されている。

・大学と短期大学を合わせた専任職員数は、エビデンス集（データ編）表 3-1「職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）」【資料 3-5-2】のとおりであり、併設の短期大学と一体となり運営されている。

・大学事務局には総務課、会計課、企画課の 3 課を置き、学生支援部には教務課、学生課、キャリア支援課、図書館には図書課、入学センターには入学支援課、情報処理教育センターには情報課を置き、それぞれ課長（課長補佐）、係長を配置している。また、各研究所に合同の事務室を置いて専任職員を配置、平成 26（2014）年度に新たに設置した地域連携センターには、当面の間、企画課職員を兼務で配置している。なお、本法人の収入・支出（給与、旅費計算等含む）、予算決算業務は大学事務局に集約し、業務の効率化を図っている。

・学生支援部、図書館、入学センター、情報処理教育センター、生涯学習教育センター、各研究所には教員を長として配置し、教員と職員が協力して大学運営に取り組んでいる。現状の事務処理については、近年、正規職員の退職に伴う補充を契約専任職員で補い、経費削減を図っている。

・各種委員会には職員が委員となり参画しており、教職協同となっている。

・「学校法人四国高松学園事務組織規程」【資料 3-5-3】、「学校法人四国高松学園高松大学

事務組織規程】【資料 3-5-4】により、事務局の事務分掌について規定するとともに、各学部・研究科についても「高松大学学部会議規程】【資料 3-5-5】、「高松大学大学院経営学研究科委員会規程】【資料 3-5-6】により、学部長、研究科長が議長となり、所管事項について審議している。

- ・業務遂行にあたっては、基本的に「伺書」による決裁を経てから行うこととなっており、各部局長の責任を明確にし、業務を効率化するため、「学校法人四国高松学園文書処理規程】【資料 3-5-7】において、決裁について専決等を定め、権限の一部を委任している。これらのことから、権限を適切に分散し、責任を明確化しており、業務の効率的な遂行を確保している。
- ・職員の採用、昇任については、「学校法人四国高松学園就業規則】【資料 3-5-8】、「事務系職員昇任基準】【資料 3-5-9】に基づき、的確に実施している。

### 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- ・本法人の事務業務については、理事長の指揮の下、事務局長が適切に管理している。
- ・「理事会」、「評議員会」には法人事務局長と総務課長、会計課長（課長補佐）が陪席している。また、職員は、「教授会」をはじめ、各種委員会の議題及び資料作成を担当するとともに、議事録の作成も行う。なお、各種委員会において、課長（課長補佐）は委員として出席している。毎回の「教授会」終了後には事務連絡会を開催し、連絡・報告事項を伝達している。各部署は当年度の事業計画書を総務課に提出し、それを基に、理事長、財務理事による予算ヒアリングを行うなどにより、業務執行の管理体制を整えている。

### 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### 1) SD(Staff Development)研修

- ・職員を対象に年 2 回 SD 研修会を実施し、その都度アンケート調査を実施して個々の感想や意見を集約している。平成 26(2014)年度の第 1 回は、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD)」内の大学から加盟校に研修講師を派遣する「SPOD 内講師派遣プログラム」を利用して学外講師を招き、「大学職員のための企画力養成講座」をテーマに、職員 23 人が参加して講演とグループワークを行った。第 2 回は、情報科学を専門分野とする本学の専任教員を講師とし、「マイクロソフトオフィス 2013 Word・Excel の概要と実践」をテーマに、職員 33 人が参加して最新バージョンの操作・機能紹介、実際に例題等を解く演習を行った。【資料 3-5-10】研修後は、その結果を理事長・学長に回覧後、学内 Web 「スケジュールボード」で閲覧できるようにしている。【資料 3-5-11】

#### 2) 学外研修会参加の推進

- ・平成 20(2008)年度から「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD)」の加盟校となり、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク (SPOD)」主催の研修会への参加を推奨している。平成 26(2014)年度は、6 講座に 3 人が参加した。【資料 3-5-10】

### (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・業務の効果的な執行体制は確保できているものの、一部の事務組織においては少人数の部署もあり、理事会を中心とする法人において組織編制の再編を検討する。
- ・職員の資質・能力向上については、これまでにも取り組んできているが、更なる事務能力の向上をめざして、企画課を中心に SD 研修の方法を検討する。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6 の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

・大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、「地域社会で活躍できる人材の育成」、「多様な学生のための支援」、「対話に基づく地域との絆づくり」の 3 つをビジョンに掲げ、「高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会（以下「将来計画検討委員会」という）」において検討してきた「高松大学中期目標・中期計画（財務計画を含む）」【資料 3-6-1】が、平成 25(2013)年 12 月の「理事会」において承認され、計画達成に向け鋭意尽力している。

・人件費削減については平成 24(2012)年 1 月から、60 歳以上の教職員の人件費や職員退職後の補充を非常勤職員とするなどの経費削減を図り、平成 26(2014)年度は、平成 21(2009)年度と比較して、約△10,400 万円の結果を得た。

・電力使用量については、各年度の天候等に左右されるが、平成 26(2014)年度は、平成 21(2009)年度と比較して、約△10%の結果を得た。ただし、電気料金の度重なる値上げにより経費面では、同年度比約 200 万円増となっており、更なる経費の削減に努めている。

・資産の保有に関しては、普通貯金や定期預金の運用を見直すなどして、「学校法人四国高松学園資金運用細則（以下「資金運用細則」という）」【資料 3-6-2】に基づき、安全かつ有効的な金融資産の運用を図っている。法人運営における財源はすべて自己資金であり、借入金はない。

・各年度の予算（案）は、各部署からの事業計画書と予算要求書等に基づき収支予算書を作成している。

・建物耐震改修工事については、平成 24(2012)年度に 3 号館耐震化工事に約 5,700 万円、平成 25(2013)年度に西館耐震化工事に約 12,000 万円を支出し、本学内の建物の耐震化は完了した。

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- ・平成 18(2006)年 4 月、当時の経営学部を改組（マネジメントシステム学科（入学定員

100人）の学生募集停止）し、経営学科の入学定員を95人から115人に変更した。そして、新たに発達科学部（入学定員80人）を開設し、安定した財務基盤の確立をめざした。しかし、その後、各学部ともに入学定員の充足率向上が図れないと、経営学部は入学定員を平成21(2009)年度から10人減の105人とした。また、発達科学部は平成22(2010)年度から10人減の70人とした。本学では、こうした学生の充足率の現況を踏まえた学部改組により、収支バランス及び入学者数の確保に鋭意努めている。ただし、大学院については、開設以来入学定員について変化がない。

・「消費収支差額、帰属収支差額一覧（大学、法人全体）」【資料3-6-3】のとおり、大学は平成14(2002)年度決算から消費支出超過であり、帰属収支差額も同年度決算から支出超過の状態にある。法人全体の帰属収支差額も平成15(2003)、16(2004)年度決算を除き、支出超過の状態にある。ただし、大学は平成20(2008)年度決算から、法人全体では平成21(2009)年度決算から平成24(2012)年度決算まで、この間、退職給与引当金（約2,000万円余）に係る経費増がありながらも、消費収支差額、帰属収支差額とともに支出超過額が少しづつ圧縮され、毎年度改善している。法人全体の平成25(2013)年度決算の消費収支差額は、西館耐震改修等の関連で、前年度に比べて約3,900万円増加したが、平成26(2014)年度決算の消費収支差額は、収入面では私立大学等改革総合支援事業補助金の獲得、支出面では平成24(2012)年1月から、指定職と60歳以上の教職員の給与を5～30%減額の継続、その他の支出抑制により、前年度に比べて約6,200万円改善し、約7,800万円の支出超過となった。

・「法人全体のキャッシュフロー計算書」【資料3-6-4】では、教育研究活動のキャッシュフローは、平成19(2007)年度と平成20(2008)年度決算が赤字になったものの、それ以降は黒字の結果を得ている。

・日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分による結果は、法人全体、大学ともに判定は「帰属収支差額が3か年のうち2か年以上赤字である」のイエローゾーンの予備的段階、B0となっている。

・安定した財政基盤を確立するために、人件費比率を全国平均値まで抑制すること目標に、平成24(2012)年1月から指定職と60歳以上の教職員の給与を5～30%減額、また、退職金の支給対象年齢を70歳までとした。平成24(2012)、平成25(2013)年度は、教職員給与の定期昇給を停止し、そして職員退職後の補充を非常勤職員等にすることで人件費を抑制している。その結果、「消費収支関係財務比率表」【資料3-6-5】（退職金支給額含む）のとおり、人件費比率は大学部門で平成25(2013)年度が約58%、平成26(2015)年度が約60%。法人全体では平成25(2014)年度が約60%、平成26(2015)年度が約63%

（帰属収入が前年度比約7,000万円減、人件費が前年度比約700万円減）となった。なお、近年の大学教職員人件費については、「過去5年間の大学・短大教職員人件費の推移」【資料3-6-6】のとおり、過去5年間で約6,400万円減となっている。まだ全国平均値に比べて10ポイント高いため、引き続き人件費抑制に努める。

・再雇用者等の退職金支給対象年齢を平成25(2013)年度までは70歳までとしていたが、平成26(2014)年度から65歳までとすることで、平成27(2015)年度以降の人件費抑制を図った。

・電力の受給契約を見直し、平成26(2014)年10月1日から新電力（エネット（株））と

受給契約を締結し、半年間で約 60 万円のコスト削減結果を得ている。

- ・その他の支出についても、デマンド監視、エアコンの集中管理による光熱水費の節約の他、改修工事に併せて節水型トイレや照明を LED 化し、支出抑制に努めている。
- ・収支バランスの確保は、第一に安定した学生等納付金収入の確保であるが、収容定員充足率は、大学全体で平成 27(2015)年度 71% である。大学の学生数は平成 21(2009)年度から平成 25(2013)年度まで毎年度少しずつ増加し、平成 26(2014)年度は前年度と比べて若干減少したが、平成 27(2015)年度は前年度と比べて 30 名増加した。
- ・金融資産の運用については、「資金運用細則」に基づき運用している。現在、金融資産の運用のほとんどは銀行定期預金であり、安全性、分散投資及び満期保有を原則として為替リスクの伴う取引や株式の売買、信用取引、先物取引などは行っていない。平成 23(2011)年度以降、資金運用を見直し、普通貯金の運用活用や定期預金から劣後債・地方債への変更を実施するなど、安全かつ有効的な金融資産の運用を図っている。
- ・科学研究費助成金など外部研究費の獲得については、学長が「教授会」等において積極的申請を促しているが、科学研究費助成金の申請状況は、平成 24(2012)年度 2 件、平成 25(2013)年度 3 件、平成 26(2014)年度 2 件であり、採択状況は、平成 24(2012)年度 1 件、平成 25(2013)年度 2 件である。受託研究は平成 22(2010)年度 1 件である。
- ・寄付金獲得の計画については、平成 27(2015)年 3 月の「理事会」で骨子が承認され、上半期末には「公式ホームページ」にて寄付金募集を実施予定である。

### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・収入面では、学生充足率（最低 80%以上の確保）向上をめざして、学生募集方法、入学試験の日程、出願基準、オープンキャンパスの実施内容などの更なる見直しを行い、入学者確保に努める。
- ・支出面では各経常経費の効率的使用と管理経費等をより一層抑制した改善計画を作成する。特に、全国平均に比べ高い人件費比率は、業務改革等によって改善に努める。また、全国平均に比べ低い寄付金比率も上昇に向けての方策を、理事会を中心とする法人において講じていく。
- ・経営改善計画については、中長期計画の中で具体的な目標値の設定を行い、外部資金の獲得については、科学研究費助成金、受託研究などの他、寄付金の獲得を含め、多方面から検討し、理事会を中心とする法人において計画を具体化する。
- ・今後は、さらに教員と職員との連携を密にし、より魅力ある大学教育改革を推進する。

## 3-7 会計

### 《3-7 の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-7-① 会計処理の適正な実施

- ・本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人四国高松学園経理規程（以下「経理規程」という）」【資料 3-7-1】、「学校法人四国高松学園会計管理者事務専決規程（以下「会計管理者事務専決規程」という）」【資料 3-7-2】に基づき、正確かつ迅速に処理して適正に実施している。
- ・事業計画及び予算については、毎年 12 月に各学部、研究科及び各部署に予算立案を依頼し、2 月にヒアリングを行う。その後、会計課内で取りまとめ、全体のバランスを図り、予算計画を立て、3 月の「理事会」の審議を経て決定され、各部局等に予算額が配賦される。なお、平成 25(2013)年度からは、補正予算時期を年内の 12 月編成とした。
- ・会計業務の処理は、会計処理システム・学費管理システムを導入し、処理の迅速性を高めている。また、1 件 200 万円以下の物品購入及び支払伝票の決裁等については、「会計管理者事務専決規程」により、経理責任者の総務部長までの承認を得て処理している。

### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・監査体制については、大学運営が適正に行われているか監査するため、公認会計士 2 人と監査契約しており、公認会計士監査を 10 月、2 月、4 月、5 月に実施している。また監事 2 人による監査を 3 月、5 月に実施している。
- ・公認会計士による監査は、監査基準に基づく伝票、総勘定元帳、試算表等により収入・支出、資産関係について監査される。運営・財務について理事長との面談も行い両者の連携を深めている。
- ・監事は業務及び財産の監査（平成 26(2014)年度は土地・建物等の登記簿確認を実施）を担当しており、「理事会」、「評議員会」への出席及び決議録の閲覧、文部科学省主催の学校法人監事研修会への参加、計算書類の検証を行っている。学内に監査室を設置して、不定期であるが、理事長及び事務局長から法人の運営について意見交換を実施している。
- ・決算終了後の計算書類、財産目録などは法人の経営状況及び財務状態を適正に表示しているものと認められ、「独立監査人の監査報告書」【資料 3-7-3】が提出される。監査終了後は監事より、「監事監査報告書」【資料 3-7-4】が提出される。

#### （3）3-7 の改善・向上方策（将来計画）

- ・会計処理については、学校法人会計基準及び「経理規程」等に基づき、正確かつ迅速な事務処理を図るため、各部局の予算執行に係る業務全体を把握できるよう、より効率的な業務体系を確立していく。また、法人全体の会計処理データの一元管理も進めていく。
- ・会計監査については、公認会計士及び監事との連携をさらに密にして、会計監査の体制を整備し厳正に実施していく。

#### [基準 3 の自己評価]

- ・大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、平成 25(2013)年度から平成 30(2018)年度までの中期目標・中期計画を策定した。業務運営の改善及び効率化に関する目標として、管理運営体制の改善、人事の適正化、事務等の効率化・適正化を、財務内容の改

善に関する目標として、消費収支改善への財務戦略、外部資金の導入、経費の抑制を掲げて、各々の目標と計画に基づき、鋭意取り組んでいる。

・財務基盤の確立と収支の改善については、平成 26(2014)年度決算では大学の帰属収支差額は 3,700 万円の支出超過、法人全体では約 3,000 万円の支出超過となっている。中長期的な計画に基づく適切な財務運営により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。なお、平成 26(2014)年度のキャッシュフロー計算書において、教育研究活動、施設等整備活動、財務活動ともに黒字化の結果を得た。

・会計処理は適正に実施しており、公認会計士による監査及び監事による監査は厳正に行われ、監査システムは有効に機能している。

#### 基準4. 自己点検・評価

##### 4-1 自己点検・評価の適切性

###### «4-1の視点»

###### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

###### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

###### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

###### (1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

###### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

・高松大学（以下「本学」という）の「高松大学学則」の第1条に、「高松大学（以下「本学」という）は、建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術とその応用を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を持つ有為の人材を育成し、もって人類社会の発展と学術、文化の進展に寄与することを目的とする。」と規定し、第2条第1項に、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況とその成果について自ら点検及び評価を行うものとする。」と規定し、大学の使命・目的を達成するための自主的な自己点検・評価を実施することと明記している。

・この「高松大学学則」に基づき、自己点検・評価を適切に実施するため、学長を委員長とする「高松大学・高松短期大学自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という）」を設け、自己点検・評価及び大学改善、教育研究活動の改善・向上等に取り組んでいる。

「自己評価委員会」は、副学長、各学部長、研究科長及び併設の高松短期大学各学科長等で組織し、自己点検・評価の実施に関することから報告書の作成及び公表に関するここと、中期目標・中期計画、年度計画に係る評価に関するここと等を審議している。

・『自己点検・評価報告書』を平成14(2002)年に平成12(2000)年度版を初めて発行し、自己点検・評価を開始した。その後、平成16(2004)年に平成15(2003)年度版を発行し、平成16(2004)年度から平成18(2006)年度まで定期的に発行している。平成20(2008)年度から平成24(2012)年度は、「財団法人日本高等教育評価機構（現公益財団法人日本高等教育評価機構）」の様式で『自己点検・評価報告書（データ編）』を発行し、平成25(2013)年度からは『自己点検評価書』【資料4-1-1】を発行し、公表している。

・平成20(2008)年度に、「財団法人日本高等教育評価機構（現公益財団法人日本高等教育評価機構）」による大学機関別認証評価を受審し、平成21(2009)年3月24日付で、同機構の定める大学評価基準を満たしていると認定された。【資料4-1-2】

・その他の自己点検・評価活動は以下のとおり実施しており、例外を除き毎年度、定期的に実施している。

平成9(1997)年度～ 「新入生アンケート」【資料4-1-3】

平成12(2000)年度～ 「学生生活調査」（隔年）【資料4-1-4】

「オープンキャンパスアンケート」【資料4-1-5】

「保護者教育懇談会」【資料4-1-6】

平成 14(2002)年度～	「学生による授業評価」【資料 4-1-7】 「FD 研修会」(年 2 回)【資料 4-1-8】 「非常勤講師との教育懇談会」(平成 15(2003)年度まで実施、その後は平成 21(2009)年度から再開)【資料 4-1-9】
平成 15(2003)年度～	「授業公開」【資料 4-1-10】 「満足度アンケート」【資料 4-1-11】 「教育研究等実施報告及び計画」(提出後「学長面談」) 【資料 4-1-12】
平成 17(2005)年度～	「SD 研修会」(年 2 回)【資料 4-1-13】
平成 18(2006)年度～	「研究授業」【資料 4-1-14】 「卒業生へのアンケート」【資料 4-1-15】 「企業等へのアンケート(卒業生に関するアンケート)」(平成 22(2010)年度まで実施。その後は平成 26(2014)年度より「就職先からの卒業生に対する評価」として再開。)【資料 4-1-16】
平成 20(2008)年度～	「事業計画説明会」【資料 4-1-17】

#### 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

・各種の自己点検・評価活動について、「新入生アンケート」、「オープンキャンパスアンケート」は入学センター、「学生生活調査」、「保護者教育懇談会」、「卒業生へのアンケート」は学生支援部学生課、「非常勤講師との教育懇談会」は学生支援部教務課、「就職先からの卒業生に対する評価」は学生支援部キャリア支援課、「学生による授業評価」、「FD 研修会」、「授業公開」、「満足度アンケート」、「教育研究等実施報告及び計画」、「SD 研修会」、「研究授業」は総務部企画課というように担当部署で実施し、調査結果を各種委員会等で協議の上、「自己評価委員会」へ報告している。「自己評価委員会」では、提出された調査結果について点検・評価を行い、改善等を要する場合は、各学部・研究科・事務局に改善策を指示している。そして、各学部・研究科・事務局で改善策を講じ、次年度の事業計画に反映させる仕組みとなっている。

#### 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

・各種の自己点検・評価活動は、それぞれの開始以来、ほとんど毎年 1 回継続的に実施している。ただし、本学は 2 学期制のため、「学生による授業評価」、「研究授業」、「FD 研修会」、「SD 研修会」のように年 2 回実施しているものもある。したがって自己点検・評価を定期的に適切な時期に実施している。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

・以上のことから、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、適切な体制を整えて、定期的に教育研究活動等の状況について、自ら点検評価を行ってきたと評価できる。そして、今後も、「自己評価委員会」のもと、自主的な自己点検・評価を継続的に行い、PDCA サイクルを回して、さらに大学改善につなげていく。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

##### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

・本学では、平成 20(2008)年度に「財団法人日本高等教育評価機構（現公益財団法人日本高等教育評価機構）」による大学機関別認証評価を受審して以降、平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度まで、日本高等教育評価機構の様式で『自己点検・評価報告書（データ編）』を発行し、平成 25(2013)年度からは『自己点検評価書』を発行している。

・『自己点検評価書』は、様式毎に各部局等で担当を決めて作成しており、各部局等で作成されたものは企画課で収集・整理し、取りまとめている。企画課は、法人の自己点検・評価の事務を分掌【資料 4-2-1】しており、自己点検・評価に関わるデータを集積し、報告書の作成に活用している。また、各種の自己点検・評価活動により現状把握をしており、これらのデータを分析することによりエビデンスに基づく客観的な自己点検・評価をしている。

・事務局各課では、日頃から担当業務について基礎データ【資料 4-2-2】を作成、更新しており、月初めに「月間報告」として学長等に報告している。

###### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

・本学の「自己評価委員会」では、教育の質を維持・向上させ、授業改善に役立てるため、FDに関する各種取り組み（「FD 研修会」、「学生による授業評価」、「授業公開」、「研究授業」）、学生の意見や満足度を把握するための各種調査（「学生生活調査」、「満足度アンケート」、「卒業生へのアンケート」、「就職先からの卒業生に対する評価」）の実施及び結果に基づく改善策の策定等について審議し、大学改善につなげている。特に、「学生による授業評価」、「学生生活調査」、「満足度アンケート」、「卒業生へのアンケート」、「就職先からの卒業生に対する評価」については、関係部署でデータの分析を行い、その結果を「自己評価委員会」に報告し、「自己評価委員会」で点検・評価を行っている。

・平成 27(2015)年 4 月 1 日より、「高松大学・高松短期大学 IR(Institutional Research)委員会（以下「IR 委員会」という）」【資料 4-2-3】を設置している。同委員会では、教育の質保証及び高等教育政策に係る情報の収集・分析、本学の現状を把握するための各種データの収集・分析、収集したデータの公開及び学内の共有に関する事等を審議する。

・「FD 研修会」、「非常勤講師との教育懇談会」、「保護者教育懇談会」その他各種行事の際には、アンケートを実施して、参加者からの意見等を収集・分析している。

・学生の意見に耳を傾けるために「学生投書 BOX VOICE」【資料 4-2-4】を学生会館 2

階、本館 1 階ホールの 2 カ所に設置し適宜回収し、意見内容を分析し、回答（事情説明や解決策など）を作成している。

・教員個人の教育研究活動状況に関する自己点検・評価として、教育研究等実施計画及び教育研究等実施報告を作成し、学長に提出している。学長はそれを確認し、各教員と面談し、教員一人ひとりの取り組みなどの情報を把握するよう努めている。

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

・自己点検・評価の結果を取りまとめた『自己点検評価書』は、高松大学附属図書館に配架し、閲覧できるようにしている。また、学内 Web 「スケジュールボード」【資料 4-2-5】に掲載して、教職員が情報を共有している。そして、「高松大学・高松短期大学公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という）」【資料 4-2-6】に掲載して、社会へ公表している。

・各種自己点検・評価の調査結果については、「自己評価委員会」へ報告して「高松大学教授会（以下「教授会」という）」の報告資料とする他、学内 Web 「スケジュールボード」に掲載して学内で情報を共有し、「公式ホームページ」や『四国高松学園だよりかすが』などで社会に公表している。

・「学生投書 BOX VOICE」についても、意見内容と回答（事情説明や解決策など）を掲示している。

・専任教員の教育研究活動については、学校教育法第 113 条、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、各教員の基本情報や教育研究分野を「公式ホームページ」に、教員別に「研究者一覧」【資料 4-2-7】として掲載している。また、各教員の詳しい教育研究業績は、「研究者総覧」【資料 4-2-8】として毎年度発行し、会議室に配架することにより閲覧できるようにしている。

#### （3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

・以上のことから、現状把握のための十分な調査とエビデンスに基づく自己点検・評価を行い、その結果を学内で共有し、社会へ公表していると評価できるが、エビデンス（データ、資料）については、事務局で保有している学生数等の基礎データを教員と共有できるシステムを構築するとともに、自己点検・評価の結果やデータの学内での共有について、「自己評価委員会」でさらに徹底する。

・「IR 委員会」において、学修成果に関するデータの収集・分析方法等を検討し、教育の質保証をしていく。

・大学改善のための各種調査については、データの分析にとどまらず、浮き彫りになつた問題点などを「自己評価委員会」において改善し、大学運営に反映させる。さらに、本学の自己点検・評価活動を、教育情報などとともに、社会への説明責任として、わかりやすい内容で積極的に発信する。

### 4-3 自己点検・評価の有効性

#### 《4-3 の視点》

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能

## 性

### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

- ・本学における PDCA サイクルを図 4-1 で示す。この内容は、以下のとおりである。まず、「計画」として、建学の精神や法令に基づいた「高松大学中期目標・中期計画（財務計画を含む）」【資料 4-3-1】を「将来計画検討委員会」【資料 4-3-2】において策定し、3 つの方針に反映させ、「事業計画説明会」【資料 4-3-3】で周知している。そして、「実施・実行」として、その計画を各学部・研究科を中心に大学全体で実施している。その結果を「自己評価委員会」【資料 4-3-4】等で「点検・評価」している。この点検・評価に基づいて、「総務教学委員会」【資料 4-3-5】等で「改善・見直し」を行い、次年度以降の計画に反映している、というものである。
- ・このような PDCA サイクルが確立しており、なおかつ、『自己点検評価書』【資料 4-3-6】や「教育情報・財務情報」【資料 4-3-7】【資料 4-3-8】の定期的公表を行っていることから、「自己評価委員会」が中心となって、組織的・客観的な自己点検・評価を行い、問題点などを逐次改善して大学運営に反映していると評価できる。

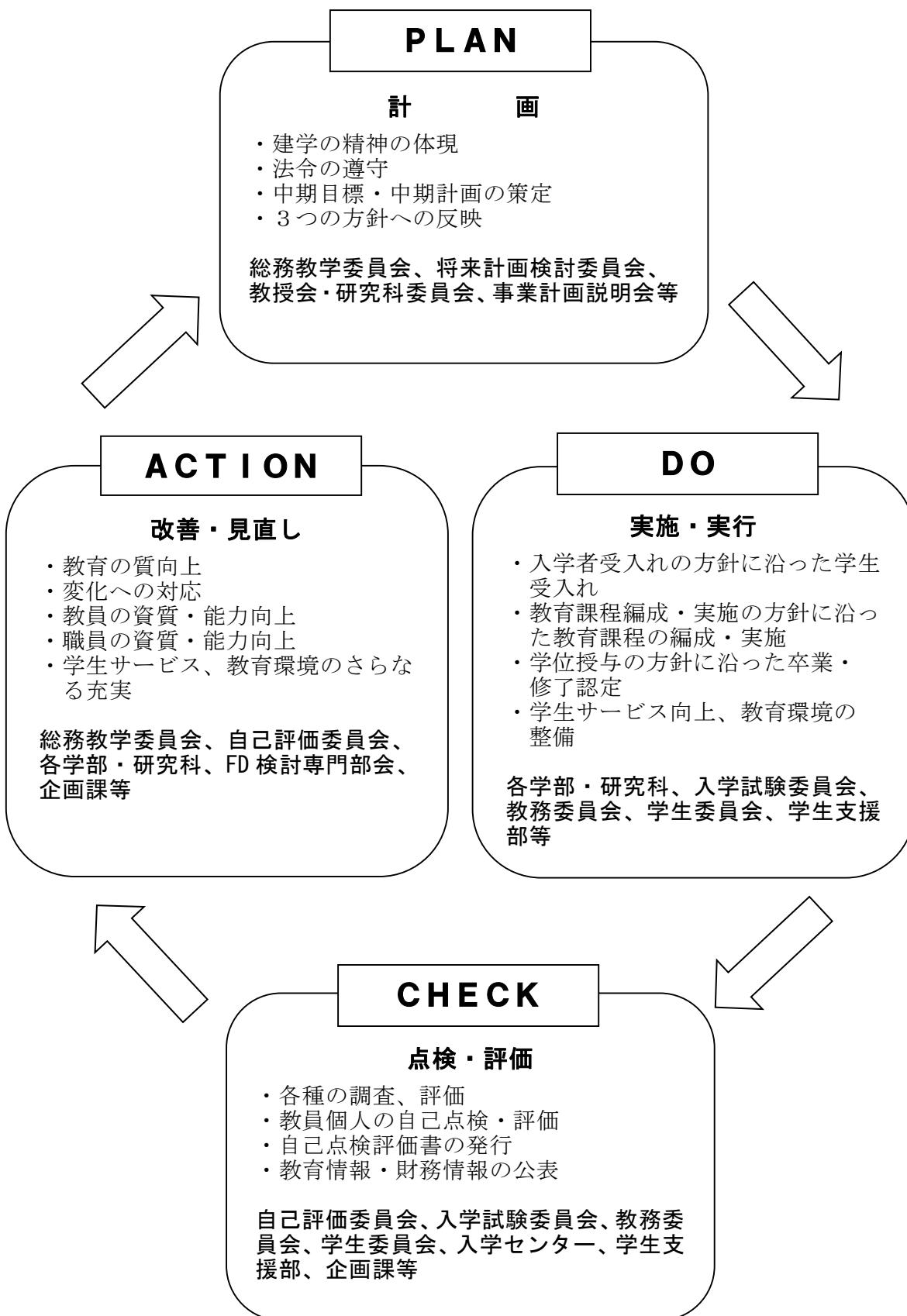
### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学では、PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能させていると評価できる。本学のような小規模な地方大学においては、人間教育を柱に、地域社会との連携を図ることが重要であると考える。この視点に立って、現状を把握し、自己評価を行い、改善・向上できるよう、今後も PDCA サイクルを機能させていく。

#### [基準 4 の自己評価]

- ・本学における自己点検・評価は、教育研究水準の向上及び質的充実を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を組織的に実施する体制を整備して、周期的に実施していることから適切であると判断する。
- ・現状把握のために必要な調査や基礎データ及び資料を十分に収集して分析し、そのエビデンスに基づく自己点検・評価の結果を、冊子にまとめて発刊するなど、学内で共有し、社会に公表することで誠実に実施できていると判断する。
- ・各学部等において、年度当初に事業計画を立て実施し、年度末にその実施状況について報告・点検を行い、次年度の計画立案につなげるなど、PDCA サイクルの仕組みが確立していると判断する。

図 4-1 本学における PDCA サイクル



## IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

### 基準 A. 地域連携

#### A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

##### «A-1の視点»

###### A-1-① 各種研究所等による地域連携

###### A-1-② 地域社会の行政、商工業団体、文化団体及び教育機関との連携

###### A-1-③ 学生及び教職員のボランティア活動等

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### A-1-① 各種研究所等による地域連携

・高松大学（以下「本学」という）では、以下のようにベンチャークリエーション研究所、子ども研究所、生涯学習教育センター、地域連携センターの地域連携を行う4つの研究所・センターを設置しており、それぞれ担当の活動を行うことにより地域貢献を果たしている。

#### 【ベンチャークリエーション研究所】

・「ベンチャークリエーション研究所」【資料 A-1-1】は、経済・社会のニーズに対応したビジネスシーズの発掘と、それをもとにしたベンチャービジネスの創造及び学生起業家の育成を目的として、平成14(2002)年5月9日に開設した。現スタッフは所長を含め教員4人で、その事業内容は以下のとおりである。

1. ベンチャービジネス及び起業家育成に関する資料・情報収集とその公開
2. ビジネスシーズの発掘と事業化のためのプロジェクト研究の推進
3. ベンチャービジネス及び起業家育成に関する講演会、セミナーの開催
4. 本学学部・学科との連携による学生ベンチャー育成のための教育プログラムの開発と実施
5. 新規事業創出のための産学官連携の推進
6. ベンチャービジネスに関するアドバイス及びコーディネート

・上記に該当する具体的な事業として、「香川県高等学校教育研究会商業部会」と連携し、毎年1回、「かがわの高校生ビジネスアイデアコンテスト」を開催している。平成27(2015)年1月10日には「第10回かがわの高校生ビジネスアイデアコンテスト」を開催した。

#### 【子ども研究所】

・「子ども研究所」【A-1-2】は、子育て支援に貢献することを目的として、平成21(2009)年10月1日に開設された。現スタッフは所長を含め教員8人で、その事業内容は以下のとおりである。

1. 子どもの成長・発達及び教育・保育に関する理論と方法の研究
2. 子どもに関する地域社会への情報提供と関係機関との連携

3. 子どもに関する研究会、講演会及びワークショップ等の開催
4. 子育て相談及び支援
5. 子ども研究所の目的を達成するために必要なこと
  - ・上記に該当する具体的事業として、「子育て講座」を開催している。同講座では、過去5年間に4つの講演会を開催している。平成26(2014)年1月12日には「ADHD・アスペ系ママ へんちゃんのポジティブライフ パートⅢ（小学校入学編）」を開催した。
  - ・広報資料として、『子育ち』【資料A-1-3】を発行している。『子育ち』は、平成25(2013)年度に第4号を発行した。
  - ・平成27(2015)年2月21日には、小一プロブレム解消に向けて「幼稚園から小学校へのなめらかな接続」をテーマに実践発表、意見交換会など、学生も参加できる「幼稚園・小学校教員の集い」【資料A-1-4】を開催し、地域の幼稚園・小学校教員と交流を行った。

### 【生涯学習教育センター】

- ・「生涯学習教育センター」【資料A-1-5】は、社会人の教養を高め、文化の向上をめざす地域社会に貢献することを目的として、平成10(1998)年4月1日に開設した。現スタッフはセンター長を含め3人で、その事業内容は以下のとおりである。【資料A-1-6】
  1. 高松教養大学
  2. 公開講座
  3. 高松市民大学
  4. 町民大学
  5. コミュニティセンター講座
  6. 文化講座
  7. 屋島カレッジ
  8. キャンパス講座
  - ・上記のうち、「高松教養大学」は、平成26(2014)年度に開設し、入学生を募集した。18歳以上を対象とし、修業年限は1年である。「香川のミュージアム連携講座」、「香川の老舗・名店講座」、「香川の地域行政連携講座」、「『旅学』講座」、「ゼミナールの会」等の専用講座のほか、本学大学祭への参加や独自の修学旅行を実施している。平成26(2014)年度は、19人が入学し、そのうち14人が卒業した。
  - ・「公開講座」は、本学専任教員が講師を務めており、平成26(2014)年度は情報処理講座や教養講座等を中心に12講座を実施し、延べ149人が受講した。
  - ・「高松市民大学」は、高松市、高松市教育委員会との共催で文化講演を実施している。平成26(2014)年度は3日間で6講座を実施し、延べ492人が受講した。
  - ・「町民大学」は、本学専任教員が講師を務めており、平成26(2014)年度は近隣市町教育委員会と共に7講座を実施し、延べ818人が受講した。
  - ・「コミュニティセンター講座」は、本学の専任教員が講師を務めており、平成26(2014)年度は高松市との共催で7講座を実施し、延べ167人が受講した。
  - ・「文化講座」は、学外講師を招き、平成26(2014)年度は76講座を実施し、延べ710人が受講した。
  - ・「屋島カレッジ」は、高松市、高松市教育委員会との共催で、地域に根ざしたテーマで

実施している。平成 26(2014)年度は、4 講座 1 ディスカッションを行い、延べ 227 人が受講した。

・「キャンパス講座」は、香川県教育委員会と共に 6 講座を募集したが、応募はなかった。

・広報については、生涯学習教育センター独自の広報として、「TEC NEWS 第 37・38・39・40 号」【資料 A-1-7】があり、その他に高松市報である「広報たかまつ」、「公式ホームページ」がある。

### 【地域連携センター】

・「地域連携センター」【資料 A-1-8】を、地域連携及び地域貢献活動に関する業務の企画及び運営を目的として、平成 26(2014)年 5 月 22 日に開設した。現スタッフはセンター長を含め教員 5 人で、その事業内容は以下のとおりである。

1. 地域連携及び地域貢献活動の組織的取り組みの企画立案
2. 地域連携及び地域貢献活動の総合窓口機能
3. 本学教員または組織の地域連携及び地域貢献活動の支援
4. その他地域連携センターの目的を達成するために必要な業務

・上記に該当する具体的事業として、地域の方々との交流を深めるため、平成 27(2015)年 2 月 24 日に「地域交流プラザ」を学内に開設した。同日、行政・地域・大学関係者による「地域連携懇談会」【資料 A-1-9】を開催した。同懇談会では、地域のコミュニティ活動における後継者問題や学生のコミュニティ活動への参加要望などについての意見交換を行った。

### A-1-② 地域社会の行政、商工業団体、文化団体及び教育機関との連携

・本学では、以下のように地元自治体や商工業団体、文化団体及び教育機関と協定を結び、地域連携及び地域貢献活動を推進している。

#### 1) 行政

・本学は、併設の高松短期大学と連携を図り、地域貢献に関しても短期大学と連名で行政機関と協定を締結している。

### 【高松市】

・高松市と「高松大学・高松短期大学と高松市との連携協力に関する協定書」【資料 A-1-10】を、相互の連携・協力により、双方が有する人的・物的資源を活用し、個性豊かな地域社会の形成及び地域課題の解決を図り、地域社会の振興と発展に寄与することを目的として、平成 21(2009)年 5 月 29 日に締結した。

・上記に基づく具体的事業として、平成 26(2014)年度に行ったのは、以下のとおりである。

1. 高松市教育委員会との共催で、「高松市民大学」、「屋島カレッジ」の開催
2. 高松市内のコミュニティセンターで、「コミュニティセンター講座」の開催
3. 高松市役所ロビーで、「生涯学習教育センター文化講座作品展」の開催

4. 高松市中央図書館イベントで、「読み聞かせキッズ養成講座」の開催
5. 「第1回高松市長と香川県内の学長・校長との懇談会」の開催
6. 「さぬき高松ポンポコまつり」で、学生ボランティアの参加

### 【東かがわ市】

- ・東かがわ市と「官学連携に関する協定書」【資料 A-1-11】を、双方が有する人的・物的資源を活用し、個性豊かな地域社会の形成及び地域課題の解決を図り、地域社会の振興と人材育成に寄与することを目的として、平成23(2011)年4月6日に締結した。
- ・上記に基づく具体的事業として、平成26(2014)年度に行ったのは、以下のとおりである。
  1. 「引田児童館まつり」で、学生ボランティアの参加
  2. 「東かがわ市子どもフェスティバル」で、学生ボランティアの参加

### 【その他】

- ・その他に、平成26(2014)年度に行ったのは、以下のとおりである。
  1. 香川県教育委員会家庭・地域教育力再生事業「かがわ子ども大学高松大学キャンパス」【資料 A-1-12】の実施
  2. 教員免許状更新講習【資料 A-1-13】の実施
  3. 香川県「さぬきうまいもんプロジェクト」の結成式とワークショップ【資料 A-1-14】の開催

## 2) 商工業団体

- ・本学は、併設の高松短期大学と連携を図り、地域貢献に関しても短期大学と連名で商工業団体と協定を締結している。その具体的な内容は、以下のとおりである。
  1. 国民生活金融公庫高松支店と、「産学連携の協力推進に関する覚書」【資料 A-1-15】を平成20(2008)年2月26日に締結
  2. 高松商工会議所と、「高松商工会議所と高松大学・高松短期大学との連携協力に関する協定書」【資料 A-1-16】を平成25(2013)年4月24日に締結
  3. 一般社団法人香川県経済同友会と、「連携協力に関する協定書」【資料 A-1-17】を平成25(2013)年7月24日に締結

## 3) 文化団体

- ・本学は、併設の高松短期大学と連携を図り、地域貢献に関しても短期大学と連名で文化財団等と協定を締結している。その具体的な内容は、以下のとおりである。
  1. 「株式会社カマタマーレ讃岐」と、「高松大学・高松短期大学とカマタマーレ讃岐とのパートナーシップ協定書」【資料 A-1-18】を平成24(2012)年8月17日に締結
  2. 「特定非営利活動法人アーキペラゴ」と、「高松大学・高松短期大学と特定非営利活動法人アーキペラゴとの連携協力に関する協定書」【資料 A-1-19】を平成25(2013)年4月1日に締結
  3. 「一般社団法人 街角に音楽を@香川」と、「高松大学・高松短期大学と一般社団法人

街角に音楽を@香川との連携・協力に関する協定書】【資料 A-1-20】を平成 26(2014)年 4月 1日に締結

4. 「むれ源平石あかりロード実行委員会」と、「高松大学・高松短期大学とむれ源平石あかりロード実行委員会との連携・協力に関する協定書】【資料 A-1-21】を平成 26(2014)年 4月 1日に締結

#### 4) 教育機関

・本学は、併設の高松短期大学と連携を図り、地域貢献に関しても短期大学と連名で教育機関と協定を締結している。その具体的な内容は、以下のとおりである。

1. 香川県内の 4 大学及び放送大学と、「香川県内 5 大学及び放送大学間の単位互換に関する協定書】【資料 A-1-22】を平成 17(2005)年 3 月 28 日に締結
2. 国立大学法人鳴門教育大学と、「高松大学と国立大学法人鳴門教育大学との連携協力に関する協定書】【資料 A-1-23】を平成 21(2009)年 11 月 4 日に締結

#### A-1-③ 学生及び教職員がボランティア活動等を通じて地域に貢献

・本学では、以下のように、学生及び教職員が様々なボランティア活動に参加しており、また、本学が主体となって行うボランティア活動の企画運営にも携わっている。

#### 【大学】

・本学では、地域ぐるみで「住みよい町づくり」、「ふれあいの町づくり」をめざすことを目的とした大学周辺地区の清掃行事「古高松地区河川等一斎清掃」に、平成 16(2004)年度から学生、教職員が参加し、地域住民との交流を図っている。平成 26(2014)年度は、学生 65 人（うち短期大学生 11 人）、教職員 27 人が参加して、大学周辺の清掃と地域住民との交流を図った。

・月に 1 度実施している「マナーアップ週間」では、挨拶の励行、身だしなみ、学習環境の整備、交通マナー、飲食マナー、喫煙マナーについての学生に対する指導であるが、平成 24(2012)年度からは、学部毎に大学周辺の清掃活動も行っている。

#### 【経営学部】

・経営学部では、地域社会の活性化のために、地域の様々な活動に学生を派遣している。平成 26(2014)年度において、いくつか例を挙げると、「むれ源平石あかりロード」では、合計 6 回のボランティア活動に 40 名を越える学生が各自 2 回参加して、案内所の運営、ロードマップ等の配布、アンケート調査、会場設営、交通整理、清掃等イベント全般にわたって活動を行った。また、数名の学生が 4 月から実行委員会に参加して、企画、運営、TV での広報等の活動を行った。

・「一般社団法人 街角に音楽を@香川」が主催する高松市丸亀町商店街の音楽イベントでは、2 人の学生がボランティアとして参加し、舞台設営の手伝いや受付、入場整理、場内警備を実施した。

・高松青年会議所が主催する常磐街の活性化イベント「地域活性たからいち — わかもん商店街 —」が開催され、19 人が携わった。

・高等学校において開催される「進学・職業ガイダンス」に学部教員が参加し、主に企業就職や経営学に関心のある高校生を対象とするガイダンスを行っている。平成26(2014)年度は、経営学部に所属する教員が、香川県内を中心に13校延べ15回のガイダンスに参加した。

### 【発達科学部】

- ・発達科学部では、香川県教育委員会が実施する「香川県教育委員会学生ボランティア派遣事業」に積極的に参加し、学生を地域の小学校へボランティアとして派遣している。平成26(2014)年度は、25人の学生（4年生3人、3年生2人、2年生20人）が事業に参加し、香川県教育委員会教育長より感謝状が贈呈された。
- ・香川県教育委員会家庭・地域教育力再生事業の委託事業「かがわ子ども大学高松大学キャンパス」を開催している。平成26(2014)年度は、学内外で5事業を実施し、各事業には5人～37人、延べ76人の学生がボランティアとして参加した。
- ・将来、幼稚園教諭あるいは保育士をめざす学生によって絵本の「読み聞かせ隊」を結成し、香川県内各地の幼稚園、保育所やコミュニティーセンター、市立図書館などで、月に1～2回程度の公演を実施し、平成25(2013)年度には「みんな子育て応援団大賞知事賞」を受賞している。平成26(2014)年度は、合計25回の公演を実施し、各事業にはそれぞれ約15人前後、延べ176人の学生が参加した。また、高松市中央図書館との連携事業として、「読み聞かせキッズ養成講座」を開催した。小学生を対象に合計3回の公演を実施し、各回14人、延べ42人の学生が参加した。
- ・発達科学部内に子育て支援学生ボランティアサークルを結成し、「た一ちゃん絵本ひろば」を学内で開催している。平成26(2014)年度は、合計3回の公演を実施し、各事業にはそれぞれ約20人前後、延べ69人の学生が参加した。
- ・学生有志により「げんき村わんぱく通り」を結成し、毎年、本学大学祭において子育て支援イベントを開催している。この活動の延長として、「出張げんき村」を県内各地の子育て支援イベントに派遣している。平成26(2014)年度は、合計8回の派遣を実施し、各イベントにはそれぞれ約20人前後、延べ153人の学生が参加した。
- ・高等学校において開催される「進学・職業ガイダンス」に学部教員が参加し、主に教育・保育に関する職業への就職に関心のある高校生を対象とするガイダンスを行っている。平成26(2014)年度は、発達科学部に所属する教員が、県内各高校を中心に延べ15校17回のガイダンスに参加した。

### 【大学院】

- ・大学院では、「ベンチャークリエーション研究所」を設置している。同研究所では、「香川県高等学校教育研究会商業部会」と連携し、毎年1回「かがわの高校生ビジネスアイデアコンテスト」を開催している。

#### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「子ども研究所」の講演会は、参加者が多くない点が課題である。演題の工夫、事前の宣伝などに工夫が必要である。また、講演の内容から子ども連れの参加者がおり、託児

の希望が毎回のようにあったので、平成 25(2013)年度から保育士資格を持つ卒業生の協力によって託児室を設けている。利用者も毎回数名あるので、今後も継続する。

・子育て支援に係るニーズは、今後も大きく増加することが予想される。適切な情報発信のためにも、「子ども研究所」に十分な予算を配分し、子育て支援に係る調査・研究を推進して、地域社会に情報発信を行う。

・「生涯学習教育センター」の公開講座では、受講生のニーズに合う講座の講師が不足し、講座内容が限られている。それを補うために学外講師にお願いしているが、本学の広報のためにも学内講師による講座を増やす必要がある。そこで、新任の教員や過去に講座講師の経験がない教員にも働きかけ、本学専任教員による講師の講座を増やすよう努める。

・協定を締結している高松市については、さらに連携を深めるべく、本学の特徴を生かした新たな連携について話し合いを行う。協定を締結していない近隣の三木町、さぬき市については、担当部門を訪問して本学の人的資源を中心とする情報提供を継続的に行う。また、香川県とも具体的連携事業を含めて協定についての話し合いを行う。

・高松市商工会議所との協定を締結しているが、近隣の市商工会議所と香川県商工連合会とは協定していないので、これについて検討する。

・近隣高等学校との科目等履修生の協定について検討する。

・現在、学外各種団体等との連携は、個々の教員の個人的な労力に依存している。この状況では、教員の異動あるいは退職に伴い、学外団体との良好な関係が継続されないことも懸念される。そこで、学外との連携が組織的・継続的に確保され、本学の有する資源が地域社会に有効に活用されるためにも、学生支援部に専門の職員を配置することを検討する。

・地域の行事開催に伴うボランティア参加要請があれば、掲示や教員からの呼びかけにて希望者を募っているが、同一日時の実習参加などのために、学生が参加するのが困難なことが課題であり、参加者数のアップのための支援体制の整備をする必要がある。

・経営学部では、今後も地域で開催されるイベントなどにボランティア学生を派遣することで、地域社会への人的貢献を継続する。さらに、地域社会の「活性化の仕組み作り」の部分で関わっていくことが必要であり、どのような提案を行うことができるのかを模索していく。

・保育や教育においては慢性的に人材が不足している。そこで発達科学部では、保育・教育の領域に優秀な人材が確保できるように高等学校との連携を一層強化して、高等学校におけるキャリア教育を支援する。

### [基準 A の自己評価]

・生涯学習教育センターについては、講座数及び受講者数が多く地域貢献ができているが、本学専任教員による講座数は満足できるものではなく、本学の PR になるように改善する必要がある。

・行政、商工業団体との連携については、概ね地域貢献ができているが、行政、商工業団体の所在地を俯瞰的に見た場合、カバーできていない部分もあり、さらに連携を増やす必要がある。近隣高等学校との関係をより深めるために、科目等履修生の協定を含め

て検討する。

- ・ボランティア活動等については、概ね地域貢献ができている。
- ・経営学部としては、引き続き人的貢献を行うだけでなく、地域社会の活性化のために仕組み作りの部分から関わっていくことができるような働きかけが必要である。
- ・発達科学部としては、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供という観点では、基準を十分に満たしていると考える。発達科学部の社会連携では、地域の高等学校への情報提供、地域の子育て家庭への支援、そして、香川県教育委員会を始めとする関係団体との連携による地域の子どもの育ちの支援という3つの方向性を有していることが特色である。今後も、本学が有する教育資源をより有効に地域に提供することを通して、地方都市高松に存在する地域の大学としての存在意義を高めていく。
- ・大学院の社会貢献（高大連携）については、大学の使命・目的に基づき実施しており、特に問題点は見受けられない。

## V. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等） 全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人四国高松学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	別冊
	2016 入学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	①高松大学学則 ②高松大大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	別冊
	①2016 学生募集要項	
	②2016 学生募集要項（社会人入試）	
	③2016 学生募集要項（私費外国人留学生入試）	
	④2016 学生募集要項（2 年次編入学試験、3 年次編入学試験）	
	⑤2016 学生募集要項（経営学研究科修士課程）	
	⑥長期履修学生制度	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	別冊
	①2015 学生便覧	
	②2015 履修ガイド ③平成 27 年度大学院履修要項	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 27 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 26 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	①高松大学・高松短期大学への交通機関（2015 学生便覧奥付）	
	②キャンパスマップ（2015 学生便覧 130 ページ）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	①学校法人四国高松学園関係規程	
	②高松大学・高松短期大学共通規程	
	③高松大学関係規程 ④高松大学大学院関係規程	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	①学校法人四国高松学園役員名簿	
	②平成 26 年度理事会開催状況 ③平成 26 年度評議員会開催状況	

## 基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	高松大学学則（1 ページ）	【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】	高松大学大学院学則 (1 ページ)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	平成 27 年度大学院履修要項 (1 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	2016 入学案内 (65 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	2015 学生便覧 (1 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	2015 学生便覧 (22~31 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-7】	2015 学生便覧 (36~38 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-8】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「もっと知りたい高大・高短」	
【資料 1-1-9】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「建学の精神」	
【資料 1-1-10】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「学長挨拶」	
【資料 1-1-11】	高松大学・高松短期大学総務教學委員会規程	
<b>1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性</b>		
【資料 1-2-1】	2015 学生便覧 (16 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-2】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「研究室制度」	
【資料 1-2-3】	2015 学生便覧 (1 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	2016 入学案内 (65 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「建学の精神」	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-2-6】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「学長挨拶」	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-7】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「大学院経営学研究科」	
【資料 1-2-8】	平成 27 年度大学院履修要項 (18 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-9】	高松大学学則の変更について	
【資料 1-2-10】	高松大学学則の変更	
【資料 1-2-11】	高松大学大学院学則の変更	
【資料 1-2-12】	高松大学大学院学則の変更について	
<b>1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性</b>		
【資料 1-3-1】	高松大学大学院経営学研究科委員会規程	
【資料 1-3-2】	平成 27 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-3-3】	2015 学生便覧 (22~31 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-4】	2015 学生便覧 (36~38 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-5】	2015 学生便覧 (1 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-6】	2016 入学案内 (65 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-7】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ	【資料 1-1-9】と同じ

	( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「建学の精神」	
【資料 1-3-8】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「学長挨拶」	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-3-9】	高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会規程	
【資料 1-3-10】	高松大学中期目標・中期計画（中長期財務計画を含む）	
【資料 1-3-11】	2015 学生便覧（11～12 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-12】	平成 27 年度大学院履修要項（1～2 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-13】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」	
【資料 1-3-14】	高松大学学部会議規程	平成 27 年度より名称変更（旧 高松大学学部会議規程）

## 基準 2. 学修と教授

コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2016 学生募集要項（1 ページ）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	2016 学生募集要項（経営学研究科修士課程）（1 ページ）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-1-4】	2015 学生便覧（12 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-5】	平成 27 年度大学院履修要項（1 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-6】	学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程	
【資料 2-1-7】	高松大学・高松短期大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-8】	高松大学大学院経営学研究科委員会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 2-1-9】	2016 学生募集要項、2016 学生募集要項（社会人入試）、2016 学生募集要項（私費外国人留学生入試）、2016 学生募集要項（2 年次編入学試験、3 年次編入学試験）、2016 学生募集要項（経営学研究科修士課程）、長期履修学生制度	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「入試情報」>「募集要項」	
【資料 2-1-11】	高松大学・高松短期大学入学者選抜試験出題及び採点に関する取扱要項	
【資料 2-1-12】	平成 27 年度大学院履修要項（19 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-13】	エビデンス集（データ編）表 2-1「学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）」	

【資料 2-1-14】	エビデンス集（データ編）表 2-2「学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）」	
【資料 2-1-15】	エビデンス集（データ編）表 F-4「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」	
【資料 2-1-16】	エビデンス集（データ編）表 2-3「大学院研究科の入学者の内訳（過去 3 年間）」	
【資料 2-1-17】	エビデンス集（データ編）表 F-5「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数」	
<b>2-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 2-2-1】	2015 学生便覧（11 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	平成 27 年度大学院履修要項（2 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-2-4】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」>授業科目、授業計画（シラバス）、授業の方針及び内容等 「経営学部全学共通科目」シラバス、「経営学部専門科目」シラバス、「発達科学部全学共通科目」シラバス、「発達科学部専門科目」シラバス	別冊
【資料 2-2-5】	平成 27 年度大学院履修要項（21～52 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	高松大学・高松短期大学自己評価委員会規程	
【資料 2-2-7】	高松大学・高松短期大学 FD 検討専門部会内規	
【資料 2-2-8】	平成 26 年度 FD 検討専門部会事業報告書	
【資料 2-2-9】	「総合講座」シラバス	
【資料 2-2-10】	平成 26 年度「学生による授業評価」集計結果報告書（抜粋）	
【資料 2-2-11】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」>授業科目、授業計画（シラバス）、授業の方針及び内容等 「経営学部全学共通科目」シラバス、「経営学部専門科目」シラバス、「発達科学部全学共通科目」シラバス、「発達科学部専門科目」シラバス 平成 27 年度大学院履修要項（21～52 ページ）	【資料 2-2-4】、【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-2-12】	平成 26 年度研究授業（実施要項）、研究授業参観記録用紙	
【資料 2-2-13】	2015 履修ガイド（2～5、14～17、26～29、38～41、58～60、68～70、78～80 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-14】	先生を目指す人のためのポートフォリオ（教職ポートフォリオ）	
【資料 2-2-15】	平成 27 年度大学院履修要項（6～7 ページ）	【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-16】	2015 履修ガイド（96~97 ページ）	【資料 F-5】と同じ
<b>2-3. 学修及び授業の支援</b>		
【資料 2-3-1】	平成 27 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 2-3-2】	平成 27 年度高松大学オリエンテーション・履修手続き等の日程表、平成 27 年度高松大学大学院オリエンテーション・履修手続き等の日程表	
【資料 2-3-3】	高松大学・高松短期大学学生委員会規程	
【資料 2-3-4】	学生カードⅡ、ゼミナール・研究室所属学生に対する対応記録（様式）	
【資料 2-3-5】	2015 履修ガイド（98 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-6】	学生の出欠管理について	
【資料 2-3-7】	2015 学生便覧（94、134 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-8】	大学後期オリエンテーション及び後期授業開始日について、平成 26 年度前期成績通知について、大学後期成績通知等について、平成 26 年度後期成績通知について	
【資料 2-3-9】	平成 26 年度保護者教育懇談会（実施要項、アンケート用紙、実施報告）	
【資料 2-3-10】	平成 26 年度満足度アンケート結果	別冊
【資料 2-3-11】	学生投書 BOX（VOICE）意見一覧、記入用紙	
【資料 2-3-12】	高松大学スクーデント・アシスタント制度実施要領	
【資料 2-3-13】	高松大学・高松短期大学教務委員会規程	
【資料 2-3-14】	高松大学ティーチング・アシスタント制度実施要領	
<b>2-4. 単位認定、卒業・修了認定等</b>		
【資料 2-4-1】	2015 履修ガイド（96 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	2015 学生便覧（83 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	2015 学生便覧（84~85 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	成績評価基準	
【資料 2-4-5】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」>授業科目、授業計画（シラバス）、授業の方針及び内容等 「経営学部全学共通科目」シラバス、「経営学部専門科目」シラバス、「発達科学部全学共通科目」シラバス、「発達科学部専門科目」シラバス	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-6】	平成 27 年度大学院履修要項（7 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-7】	平成 27 年度大学院履修要項（16 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」>授業科目、授業計画（シラバス）、授業の方針及び内容等	【資料 2-2-4】、【資料 2-5】と同じ

	「経営学部全学共通科目」シラバス、「経営学部専門科目」シラバス、「発達科学部全学共通科目」シラバス、「発達科学部専門科目」シラバス 平成 27 年度大学院履修要項 (21~52 ページ)	
【資料 2-4-9】	2015 履修ガイド (96~97 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-10】	2015 学生便覧 (11 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-11】	平成 27 年度大学院履修要項 (2 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-12】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学・大学院・短大」>「経営学部経営学科」、「発達科学部子ども発達学科」、「大学院経営学研究科」	【資料 1-3-13】と同じ
【資料 2-4-13】	高松大学学則 (12~15 ページ)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-14】	高松大学大学院学則 (6 ページ)	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-15】	2015 学生便覧 (16~17 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-16】	平成 27 年度大学院履修要項 (7 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-17】	平成 27 年度大学院履修要項 (8 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-18】	平成 27 年度大学院履修要項 (12 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-19】	2015 学生便覧 (39 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-20】	平成 27 年度大学院履修要項 (18 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-21】	2016 学生募集要項 (2 年次編入学試験 3 年次編入学試験) (10~11 ページ)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-22】	2016 学生募集要項 (私費外国人留学生入試) (15 ページ)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-23】	2015 学生便覧 (24、37 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-24】	平成 27 年度大学院履修要項 (16 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-25】	2015 学生便覧 (84~85 ページ)	【資料 F-5】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 2-5-2】	高松大学・高松短期大学学生委員会規程	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-5-3】	高松大学・高松短期大学キャリア形成支援専門部会内規	
【資料 2-5-4】	2015 履修ガイド (6、18、30、42 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-5】	2015 学生便覧 (97~99 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-6】	先生を目指す人のためのポートフォリオ (教職ポートフォリオ)	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-5-7】	2015 履修ガイド (65、75~76、85~86 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-8】	「企業調査入門」シラバス、「インターンシップ I」シラバス、「インターンシップ II」シラバス、「インターンシップ III」シラバス	
【資料 2-5-9】	2016 入学案内 (58 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-10】	2016 就職の手引	別冊
【資料 2-5-11】	「就職の手引」副読本 面接対策	別冊
【資料 2-5-12】	平成 26 年度満足度アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	平成 26 年度「学生による授業評価」集計結果報告書 (抜粋)	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-6-2】	四国高松学園だより第 109 号	別冊

【資料 2-6-3】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ (http://www.takamatsu-u.ac.jp/) 「大学紹介」>「自己点検・評価」	
【資料 2-6-4】	平成 26 年度満足度アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-6-5】	四国高松学園だより第 108 号	別冊
【資料 2-6-6】	平成 26 年度「卒業生へのアンケート」集計結果報告書	別冊
【資料 2-6-7】	平成 26 年度「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」集計結果報告書	別冊

## 2-7. 学生サービス

【資料 2-7-1】	学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 2-7-2】	2015 学生便覧（77 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-3】	高松大学・高松短期大学学生準則	
【資料 2-7-4】	高松大学・高松大学大学院・高松短期大学奨学生選考規程	
【資料 2-7-5】	高松大学・高松大学大学院・高松短期大学入学金、授業料の免状等に関する規程	
【資料 2-7-6】	2016 学生募集要項（4、10 ページ）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-7】	2016 学生募集要項（42 ページ）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-7-8】	2016 入学案内（56 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-9】	2015 学生便覧（91 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-10】	2015 学生便覧（112 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-11】	2015 学生便覧（33～34 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-12】	学校法人四国高松学園学術振興基金運用規程	
【資料 2-7-13】	2015 学生便覧（127～128 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-14】	高松大学・高松短期大学チューター制度実施要領	
【資料 2-7-15】	2015 学生便覧別冊留学生生活ガイドブック（21～24 ページ）	別冊
【資料 2-7-16】	平成 26 年度満足度アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-7-17】	平成 26 年度学生生活調査報告書	別冊
【資料 2-7-18】	学生投書 BOX（VOICE）意見一覧、記入用紙	【資料 2-3-11】と同じ

## 2-8. 教員の配置・職能開発等

【資料 2-8-1】	エビデンス集（データ編）表 F-6「全学の教員組織（学部等）」	
【資料 2-8-2】	エビデンス集（データ編）表 2-15「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」	
【資料 2-8-3】	高松大学学則（1、4、5 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-8-4】	平成 27 年度高松大学専任教員授業コマ数一覧表	
【資料 2-8-5】	エビデンス集（データ編）表 2-17「学部、学科の開設授業科目における専兼比率」	
【資料 2-8-6】	高松大学大学院学則（1、2、3 ページ）	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-8-7】	エビデンス集（データ編）表 F-6「全学の教員組織（大学院等）」	
【資料 2-8-8】	学校法人四国高松学園就業規則	
【資料 2-8-9】	高松大学教育職員任用基準	
【資料 2-8-10】	学校法人四国高松学園任期付教員規程	
【資料 2-8-11】	高松大学教員昇任内規	
【資料 2-8-12】	平成 26 年度教育研究等実施報告及び計画（実施要項、様式）	

【資料 2-8-13】	高松大学・高松短期大学 F D 検討専門部会内規	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-8-14】	F D 活動第 3 期 6 カ年計画	
【資料 2-8-15】	平成 26 年度授業公開（実施要項）、授業公開参観記録用紙	
【資料 2-8-16】	平成 26 年度研究授業（実施要項）、研究授業参観記録用紙	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 2-8-17】	平成 26 年度「学生による授業評価」集計結果報告書（抜粋）	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-8-18】	研修プログラムガイド 2015	別冊
【資料 2-8-19】	エビデンス集（データ編）表 2-5「授業科目の概要」	
【資料 2-8-20】	教務委員会報告	

## 2-9. 教育環境の整備

【資料 2-9-1】	エビデンス集（データ偏）表 2-18「校地、校舎等の面積」	
【資料 2-9-2】	平成 27 年度在籍生数一覧表	
【資料 2-9-3】	エビデンス集（データ偏）表 2-22「その他の施設の概要」	
【資料 2-9-4】	2015 学生便覧（134 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-5】	2015 学生便覧（133 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-6】	エビデンス集（データ偏）表 2-24「学生閲覧室等」	
【資料 2-9-7】	エビデンス集（データ偏）表 2-23「図書、資料の所蔵数」、平成 26 年度図書館報告	
【資料 2-9-8】	2015 学生便覧（103～105 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-9-9】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ (http://www.takamatsu-u.ac.jp/) 「教育研究支援」>「附属図書館」>企画広報活動	
【資料 2-9-10】	高松大学附属図書館図書資料除籍規程	
【資料 2-9-11】	平成 26 年度満足度アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-9-12】	学生投書 BOX（VOICE）意見一覧、記入用紙	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 2-9-13】	学校法人四国高松学園経理規程	
【資料 2-9-14】	学校法人四国高松学園防火・防災管理規程	
【資料 2-9-15】	学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-9-16】	学校法人四国高松学園危機管理規程	
【資料 2-9-17】	危機管理マニュアル	
【資料 2-9-18】	単位認定状況表（平成 26 年度開講科目）	
【資料 2-9-19】	平成 26 年度開講科目クラスサイズ資料	
【資料 2-9-20】	大学平成 26 年度クラス分けについて	
【資料 2-9-21】	平成 26 年度開講「ゼミナール」科目クラスサイズ資料	
【資料 2-9-22】	平成 26 年度「学生による授業評価」集計結果報告書（抜粋）	【資料 2-2-10】と同じ

## 基準 3. 経営・管理と財務

コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 経営の規律と誠実性</b>		
【資料 3-1-1】	学校法人四国高松学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人四国高松学園事務組織規程	
【資料 3-1-3】	学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人四国高松学園行動規範	
【資料 3-1-5】	平成 27 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-1-6】	学校法人四国高松学園コンプライアンスに関する規程	

【資料 3-1-7】	学校法人四国高松学園公益通報者保護規程	
【資料 3-1-8】	学校法人四国高松学園個人情報保護方針	
【資料 3-1-9】	学校法人四国高松学園の保有する個人情報の保護に関する規程	
【資料 3-1-10】	学校法人四国高松学園の保有する個人情報の保護に関する規程について（申し合せ）	
【資料 3-1-11】	高松大学・高松短期大学公的研究費の管理・監査に関する取扱規程	
【資料 3-1-12】	高松大学・高松短期大学研究活動不正行為防止規程	
【資料 3-1-13】	物品納品検収基準	
【資料 3-1-14】	高松大学・高松短期大学科学研究費助成事業事務取扱要項	
【資料 3-1-15】	高松大学・高松短期大学ハラスメントの防止のための指針	
【資料 3-1-16】	高松大学・高松短期大学ハラスメントの防止等に関する規則	
【資料 3-1-17】	高松大学・高松短期大学ハラスメント苦情相談実施要項	
【資料 3-1-18】	2015 学生便覧（127～128 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-19】	高松大学・高松短期大学人権教育委員会規程	
【資料 3-1-20】	学校法人四国高松学園衛生管理規程	
【資料 3-1-21】	学校法人四国高松学園危機管理規程	【資料 2-9-16】と同じ
【資料 3-1-22】	危機管理マニュアル	【資料 2-9-17】と同じ
【資料 3-1-23】	学校法人四国高松学園防火・防災管理規程	【資料 2-9-14】と同じ
【資料 3-1-24】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「教育情報」	
【資料 3-1-25】	学報第 52 号（21～23 ページ）	
【資料 3-1-26】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「教育情報」>「財務情報」	
<b>3-2. 理事会の機能</b>		
【資料 3-2-1】	学校法人四国高松学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人四国高松学園役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-3】	平成 26 年度理事会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-4】	学校法人四国高松学園理事会業務委任規程	
【資料 3-2-5】	学校法人四国高松学園常任理事会設置規則	
<b>3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ</b>		
【資料 3-3-1】	平成 27 年度大学院・大学・短大各種委員会一覧	
【資料 3-3-2】	高松大学教授会規程	
【資料 3-3-3】	高松大学大学院経営学研究科委員会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-3-4】	高松大学・高松短期大学総務教学委員会規程	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 3-3-5】	学校法人四国高松学園理事会業務委任規程	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-3-6】	高松大学副学長に関する規程	
<b>3-4. コミュニケーションとガバナンス</b>		
【資料 3-4-1】	学校法人四国高松学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	監事監査報告書（写）	
【資料 3-4-3】	理事会決議録	

【資料 3-4-4】	評議員会決議録	
【資料 3-4-5】	高松大学・高松短期大学総務教學委員会規程	【資料 1-1-11】と同じ
<b>3-5. 業務執行体制の機能性</b>		
【資料 3-5-1】	組織別職員配置図	
【資料 3-5-2】	エビデンス集（データ編）表 3-1「職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）」	
【資料 3-5-3】	学校法人四国高松学園事務組織規程	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-5-4】	学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 3-5-5】	高松大学学部会議規程	【資料 1-3-14】と同じ
【資料 3-5-6】	高松大学大学院経営学研究科委員会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-5-7】	学校法人四国高松学園文書処理規程	
【資料 3-5-8】	学校法人四国高松学園就業規則	【資料 2-8-8】と同じ
【資料 3-5-9】	事務系職員昇任基準	
【資料 3-5-10】	平成 26 年度事業報告（12～13 ページ）	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-5-11】	平成 26 年度第 1 回 SD 研修会（実施要項、実施報告）、 平成 26 年度第 2 回 SD 研修会（実施要項、実施報告）	
<b>3-6. 財務基盤と収支</b>		
【資料 3-6-1】	高松大学中期目標・中期計画（財務計画を含む）	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 3-6-2】	学校法人四国高松学園資金運用細則	
【資料 3-6-3】	消費収支差額、帰属収支差額一覧（大学、法人全体）	
【資料 3-6-4】	法人全体のキャッシュフロー計算書	
【資料 3-6-5】	消費収支関係財務比率表（大学部門、法人全体）	
【資料 3-6-6】	過去 5 年間の大学・短大教職員人件費の推移	
<b>3-7. 会計</b>		
【資料 3-7-1】	学校法人四国高松学園経理規程	【資料 2-9-13】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人四国高松学園会計管理者事務専決規程	
【資料 3-7-3】	独立監査人の監査報告書（写）	
【資料 3-7-4】	監事監査報告書（写）	【資料 3-4-2】と同じ
<b>基準 4. 自己点検・評価</b>		
コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 自己点検・評価の適切性</b>		
【資料 4-1-1】	平成 25 年度高松大学自己点検評価書	別冊
【資料 4-1-2】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ (http://www.takamatsu-u.ac.jp/) 「(財)日本高等教育評価機構による平成 20 年度大学機関別 認証評価結果」	
【資料 4-1-3】	新入生アンケート（アンケート用紙）	
【資料 4-1-4】	平成 26 年度学生生活調査報告書	【資料 2-7-17】と同じ
【資料 4-1-5】	オープンキャンパスアンケート（アンケート用紙）	
【資料 4-1-6】	平成 26 年度保護者教育懇談会（実施要項、アンケート用紙、 実施報告）	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 4-1-7】	平成 26 年度「学生による授業評価」集計結果報告書（抜粋）	【資料 2-2-10】と同じ

【資料 4-1-8】	平成 26 年度第 1 回 FD 研修会（実施結果、アンケート結果）、平成 26 年度第 2 回 FD 研修会（実施結果、アンケート結果）	
【資料 4-1-9】	平成 26 年度非常勤講師との教育懇談会（実施要項、アンケート用紙）	
【資料 4-1-10】	平成 26 年度授業公開（実施要項）、授業公開参観記録用紙	【資料 2-8-15】と同じ
【資料 4-1-11】	平成 26 年度満足度アンケート結果	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 4-1-12】	平成 26 年度教育研究等実施報告及び計画（実施要項、様式）	【資料 2-8-12】と同じ
【資料 4-1-13】	平成 26 年度第 1 回 SD 研修会（実施要項、実施報告）、平成 26 年度第 2 回 SD 研修会（実施要項、実施報告）	【資料 3-5-11】と同じ
【資料 4-1-14】	平成 26 年度研究授業実施要項、研究授業参観記録用紙	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 4-1-15】	平成 26 年度「卒業生へのアンケート」集計結果報告書	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 4-1-16】	平成 26 年度「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」集計結果報告書	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 4-1-17】	平成 27 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
<b>4-2. 自己点検・評価の誠実性</b>		
【資料 4-2-1】	学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 4-2-2】	平成 27 年度在籍生数一覧表、平成 26 年度卒業予定者の状況、平成 27 年度高松大学 学納金未納者一覧、資料請求受付件数、スクールバス乗降者数	
【資料 4-2-3】	高松大学・高松短期大学 IR 委員会規程	
【資料 4-2-4】	学生投書 BOX (VOICE) 意見一覧、記入用紙	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 4-2-5】	学内 Web 「スケジュールボード」>文書管理>自己点検評価	
【資料 4-2-6】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「自己点検・評価」	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-2-7】	研究者一覧（抜粋）	
【資料 4-2-8】	平成 26 年度研究者総覧（抜粋）	
<b>4-3. 自己点検・評価の有効性</b>		
【資料 4-3-1】	高松大学中期目標・中期計画（財務計画を含む）	【資料 1-3-10】と同じ
【資料 4-3-2】	高松大学・高松短期大学将来計画検討委員会規程	【資料 1-3-9】と同じ
【資料 4-3-3】	平成 27 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-4】	高松大学・高松短期大学自己評価委員会規程	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 4-3-5】	高松大学・高松短期大学総務教学委員会規程	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 4-3-6】	平成 25 年度高松大学自己点検評価書	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-3-7】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「教育情報」	【資料 3-1-24】と同じ
【資料 4-3-8】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「大学紹介」>「教育情報」>「財務情報」	【資料 3-1-26】と同じ

**基準 A. 地域連携**

コード	基準項目 該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供</b>		
【資料 A-1-1】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ	

	( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「教育研究支援」>「ベンチャークリエーション研究所」	
【資料 A-1-2】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「教育研究支援」>「子ども研究所」	
【資料 A-1-3】	子育ち第4号	別冊
【資料 A-1-4】	四国高松学園だより第110号	別冊
【資料 A-1-5】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「教育研究支援」>「生涯学習教育センター」	
【資料 A-1-6】	公開講座等の実施状況	
【資料 A-1-7】	TECNEWS 第37・38・39・40号	別冊
【資料 A-1-8】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「教育研究支援」>「地域連携センター」	
【資料 A-1-9】	四国高松学園だより第110号	【資料 A-1-4】と同じ
【資料 A-1-10】	高松大学・高松短期大学と高松市との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-11】	官学連携に関する協定書	
【資料 A-1-12】	四国高松学園だより第110号	【資料 A-1-4】と同じ
【資料 A-1-13】	高松大学・高松短期大学公式ホームページ ( <a href="http://www.takamatsu-u.ac.jp/">http://www.takamatsu-u.ac.jp/</a> ) 「教育研究支援」>「教員免許状更新講習」	
【資料 A-1-14】	四国高松学園だより第109号	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 A-1-15】	産学連携の協力推進に関する覚書	
【資料 A-1-16】	高松商工会議所と高松大学・高松短期大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-17】	連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-18】	高松大学・高松短期大学とカマタマーレ讃岐とのパートナーシップ協定書	
【資料 A-1-19】	高松大学・高松短期大学と特定非営利活動法人アキペラゴとの連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-20】	高松大学・高松短期大学と一般社団法人街角に音楽を@香川との連携・協力に関する協定書	
【資料 A-1-21】	高松大学・高松短期大学とむれ源平石あかりロード実行委員会との連携・協力に関する協定書	
【資料 A-1-22】	香川県内5大学及び放送大学間の単位互換に関する協定書、香川県内5大学間の単位互換に関する覚書	
【資料 A-1-23】	高松大学と国立大学法人鳴門教育大学との連携協力に関する協定書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。